

写 令和 8 年第 2 回定例会

(6 月 8 日招集)

町 議 会 会 議 録

益 城 町 議 会

令和8年第2回益城町議会定例会目次

○6月8日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 所信表明	3
日程第4 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	6
日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	6
日程第6 報告第3号 令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
日程第7 報告第4号 令和7年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6
日程第8 報告第5号 令和7年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
日程第9 報告第6号 令和7年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について	6
日程第10 報告第7号 令和7年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について	6
日程第11 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	6
日程第12 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	6
専決第2号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）	
日程第13 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	6
専決第3号 令和7年度産業団地特別会計補正予算（第4号）	
日程第14 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	6
専決第4号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第15 議案第33号 令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）	6
日程第16 議案第34号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第17 議案第35号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6

日程第18	議案第36号	益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について…………	6
日程第19	議案第37号	益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について…………	6
日程第20	議案第38号	益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	6
日程第21	議案第39号	字の区域の変更について……………	6
日程第22	議案第40号	物品の購入について……………	6
日程第23	議案第41号	工事請負契約の変更について……………	6
日程第24	議案第42号	町道の路線認定について……………	6
散会……………			35

○6月9日（第2日）

出席議員……………	36
欠席議員……………	36
職務のため出席した事務局職員の職・氏名……………	36
説明のため出席した者の職・氏名……………	36
開議……………	37
日程第1 総括質疑……………	37
散会……………	48

○6月10日（第3日）

出席議員……………	49
欠席議員……………	49
職務のため出席した事務局職員の職・氏名……………	49
説明のため出席した者の職・氏名……………	49
開議……………	50
日程第1 一般質問……………	50
4番 上村幸輝議員……………	50
1 町政選挙投票率低下について	
2 益城町電子カード商品券について	
3 益城町小中学校体育館への空調設置について	
7番 吉村建文議員……………	63
1 福祉行政について	
2 町長マニフェストについて	
3 不登校児童生徒の支援について	
4 「こども誰でも通園制度」について	
5 「憩いの家」跡地利用について	

17番	松本昭一議員	71
	1 津森・福田地区にコンビニエンスストア等の商店の誘致について	
	2 津森、福田地区の道路改良・改修について	
	3 潮井自然公園及び町道潮井公園線の進捗等について	
3番	西山洋一議員	77
	1 内水氾濫対策の検討はされているのか	
	2 都市計画道路の進捗状況は	
1番	坂井金次郎議員	83
	1 町長の選挙公約について	
	2 空き地・空き家対策について	
	3 町管理道路の保全について	
	4 入札について	
	5 放課後子ども教室について	
	6 有機フッ素化合物の検査について	
	散会	92

○6月11日（第4日）

	出席議員	93
	欠席議員	93
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	93
	説明のため出席した者の職・氏名	93
	開議	94
日程第1	一般質問	94
2番	木村正史議員	94
	1 LED照明器具への交換に補助を行えないか	
	2 本町の小学校、中学校の平和教育について何う	
10番	野田祐士議員	100
	1 住民の生活利便性向上について	
	2 木山地区土地区画整理事業について	
	3 熊本空港周辺を含む土地利用計画について	
11番	宮崎金次議員	114
	1 益城町文化会館駐車場について	
	2 ある町民からの申出について	
	3 選挙公報等の改善について	
8番	甲斐康之議員	125

- 1 小中学校体育館へのエアコン設置とあるが、いつ具体化するのか。
- 2 中学校給食費の半額補助を掲げているが、無償化を目指してはどうか。
- 3 防災の具体的な施策 河川の氾濫対策と内水対策の取組。
- 4 くらしと賑わいの取り組みとして、県道や国道沿いに商業施設を誘致する見通しはあるか。

散会 136

○6月16日（第9日）

出席議員	137
欠席議員	137
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	137
説明のため出席した者の職・氏名	137
開議	138
日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決	138
日程第2 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について	147
日程第3 益福第714号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	148
日程第4 益福第732号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	149
日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	150
日程第6 議員派遣の件	151
日程第7 閉会中の継続調査の件	151
閉会	152

令和8年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和8年6月8日午前10時00分招集

2. 令和8年6月8日午前10時02分開会

3. 令和8年6月8日午後0時22分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 益城町議会本会議場

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 所信表明

日程第4 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第6 報告第3号 令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第4号 令和7年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第8 報告第5号 令和7年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第9 報告第6号 令和7年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第10 報告第7号 令和7年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第11 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第12 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）

日程第13 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 令和7年度産業団地特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第33号 令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第34号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第35号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第36号 益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第37号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第38号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第39号 字の区域の変更について
 日程第22 議案第40号 物品の購入について
 日程第23 議案第41号 工事請負契約の変更について
 日程第24 議案第42号 町道の路線認定について

7. 出席議員（18名）

1 番 坂 井 金次郎 君	2 番 木 村 正 史 君	3 番 西 山 洋 一 君
4 番 上 村 幸 輝 君	5 番 富 田 徳 弘 君	6 番 下 田 利久雄 君
7 番 吉 村 建 文 君	8 番 甲 斐 康 之 君	9 番 中 川 公 則 君
10番 野 田 祐 士 君	11番 宮 崎 金 次 君	12番 坂 田 みはる 君
13番 中 村 健 二 君	14番 稲 田 忠 則 君	15番 渡 辺 誠 男 君
16番 荒 牧 昭 博 君	17番 松 本 昭 一 君	18番 榮 正 敏 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中 山 貴 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	濱 田 義 之 君
教 育 長	信 國 満 徳 君	政 策 審 議 監	納 美 由 紀 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	会 計 管 理 者	坂 井 浩 章 君
総 務 課 長	荒 木 薫 君	総務課審議員	寺 本 和 寛 君
危機管理課長	森 川 博 君	企画財政課長	藤 田 智 久 君
税 務 課 長	山 口 拓 郎 君	住 民 課 長	田 上 恵 美 君
福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君	こども未来課長	吉 住 由 美 君
こども未来課審議員	川 原 さおり 君	健康保険課長	田 上 雅 史 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君	復興整備課長	吉 本 秀 一 君
下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君	水 道 課 長	豊 田 博 文 君
学校教育課長	内 村 康 成 君	生涯学習課長	中 村 康 広 君
生涯学習課審議員	内 田 博 也 君		

開会・開議 午前10時02分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。

令和8年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい

中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和8年第2回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 正敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番甲斐康之議員、17番松本昭一議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（榮 正敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、まず、町長の所信表明を行います。

次に、報告8件について説明を受け、質疑を行います。

次に、本定例会に提出されました13議案のうち、議案第30号から議案第32号までの3議案について説明を受け、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第33号から議案第42号までの10議案について、説明を受けます。明日9日は総括質疑、10日、11日は一般質問、12日は各常任委員会、13日、14日は休会、15日は各常任委員会、現地視察、16日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということで参りたいと思います。

日程第3 所信表明

○議長（榮 正敏君） 日程第3、所信表明について、町長の発言を許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第2回益城町議会定例会の開催に当たり、所信表明の機会をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から町政全般にわたりまして、多大なる御尽力をいただいていることに対し、心から感謝を申し上げます。

このたび、さきの町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援を賜り、4期目の町政を担わせていただくこととなりました。改めてその責任の重さに身が引き締まる思いであり、町民の皆様の信頼に応えられるよう、これまで以上に全身全霊を傾けて、町政運営に邁進をしております。

私はこれまで、熊本地震からの復旧復興を最優先課題とし、生活再建から公共施設の整備、地域コミュニティの再生に至るまで、町民の皆様の思いと意見に寄り添い、全力で取り組んでまいりました。特に、道路、橋梁の復旧や庁舎など公共施設の整備が、地域共生センターカタルの完成をもって終了し、さらに、創造的復興のシンボルとなっている県道熊本高森線4車線化事業につきましても、本年3月に全線開通しました。

協力いただいた地権者の皆様、多くの復旧事業を進めた熊本県職員、町職員や全国からの応援職員、そして、工事を担っていただいた事業者をはじめ、全ての関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

木山地区の復興土地区画整理事業におきましても、令和10年3月の事業完了を目指し、引き続き、県と協力し、取り組んでまいります。

3期目におきまして、コロナ禍という未曾有の事態にも直面しましたが、迅速なワクチン接種や事業者、住民支援、そして、行政のデジタル化を推進し、新たな社会状況に対応してまいりました。

おかげさまで、本町の人口は、令和8年4月末には3万4,506人となり、熊本地震前の水準にまで回復することができました。これもひとえに、議員各位をはじめ、町民の皆様が丸となって取組、熊本地震からの復旧復興が着実に進んできた成果であると、心より感謝を申し上げます。

4期目の町政運営におきましては、これまでの成果を土台として、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち、そして、わくわくするようなまちの実現を目指してまいります。

私は、益城町の真の復興はこれからだと思っております。TSMCの熊本進出や、阿蘇くまもと空港新ターミナルビルの開業、空港アクセス鉄道の整備など、益城町を取り巻く環境は大きく変化し、こうした追い風を受け、新たな飛躍へのチャンスが訪れています。私はこの好機を最大限に生かし、引き続き、未来を見据えた攻めの行政運営を展開してまいります。

それでは、私が4期目の任期中に取り組む五つの重点事業を申し上げます。

まず一つ目、災害に強いまち、安全安心なまちづくりの推進です。

町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりこそ、町政の最重要課題です。本年4月、熊本地震から節目となる10年を迎えました。地震の記憶と教訓は、本町の防災・減災対策の礎であり、未来への貴重な財産でもあります。この記憶を決して風化させることなく、次世代に確実に継承していかなければなりません。

また、世界各地や国内で発生する様々な災害をよそごとでなく、自分事として捉え、備える意識を持つことも重要です。

災害時には、町民一人一人の自助、地域コミュニティの共助、そして、行政の公助が一体となって機能することが不可欠です。特に、自助、共助におきましては、助けられる人から助ける人へ、日頃から防災啓発を促進する防災リーダー、防災士、子ども防災士を育成することで、地域の防災力のさらなる向上を図ってまいります。

次に二つ目、子育て、教育におきましては、益城町こども計画に基づく各種施策を引き続き推進し、子育て世代が安心して子育てができる環境づくり、子どもたちが健やかに育つ教育環境を充実させてまいります。

小・中学校の体育館につきましては、熱中症への対処としまして、空調機の設置を進めています。また、交流情報センター内に子ども図書館を整備し、静かに本を読む場所にとどまらず、子どもたちが自由に動き、考え、学び、交流できる空間づくりを目指します。

学校給食では、小学校給食費の無償化と、中学校は半額補助に取り組み、食事の質の向上と地域の生産者等と連携し、地元の食材を取り入れた地産地消の益城ならではのおいしい給食の提供に努めます。

また、教育、保育施設における子育て支援サービスにつきましては、待機児童ゼロを継続するとともに、実態に応じた一時預かり事業の拡大や保育施設利用者の副食費の公費負担の増額など、子育て世代の多様なニーズにも細やかに対応していきたいと考えております。

なお、町立保育所につきましては、保護者の御意見を伺いながら、御飯の提供も含めた完全給食への移行を検討してまいります。

次に三つ目、町民一人一人が、その人らしく生涯にわたって健康で生き生きと暮らせるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした健康づくり活動など、日常的な運動習慣の定着を支援します。

また、がん検診では、新たに胃内視鏡検査に対する補助制度を設け、早期発見、早期治療を促し、町民の皆様の健康の保持・増進につなげてまいります。そして、新たな取組としまして、子どもから大人まで幅広い世代の方々が気軽に立ち寄り、くつろぎ、交流できる空間、ましき子育ておしゃべりカフェや、プラチナ世代が元気で心豊かに暮らすため、仕事場や家庭以外で仲間たちと交流できる、サードプレイス、第3の居場所を創出してまいります。

次に、四つ目、にぎわいのある活気あふれるまちづくりへの取組です。

現在、広崎の西土地区画整理事業地内におきましては、トライアルが既にオープン、5月末には、県道熊本高森線沿いの宮園にコスモスがオープン、11月末には、古閑の中土地区画整理事業地内にミスターマックスがオープン予定となっております。

さらに、町民の皆様の生活の利便性を豊かにするため、県道熊本高森線、国道443号線沿いに、買物や食事を楽しむお店の誘致、出店を進め、にぎわいあふれる、歩きたくなるまちづくり、ウォーカブル都市構想を進展をさせます。

また、グランメッセ木山線沿いの木山仮設団地跡地一帯には、益城町の新たなにぎわいと活気を生み出す空間を整備してまいります。ここでは、住宅に加え、商業施設、レストラン、カフェ、市民農園、そして公園などを整備する計画でございます。まずは公園の整備を先行

し、平時には、町民の皆様の憩いの場として親しまれ、災害時には、命と暮らしを支える防災拠点として、日常も災害時にも機能する公園を目指しております。

また、農や食、そして健康、防災、教育といったテーマを掛け合わせながら、産地直送施設やレストランカフェなどの機能も取り入れ、益城らしい暮らしの豊かさを育む場へと発展をさせてまいります。

最後に五つ目、将来を見据えた行財政の運営です。

熊本地震からの復旧復興事業や少子高齢化などの影響により、今後、町の財政状況は厳しさを増していくという認識に立ちつつも、持続可能な町政運営のため、中長期的な視点に基づき、企業誘致や定住促進に積極的に取り組んでまいります。

また、本年度、本町の経営資源であります人、物、金、情報の最大化・適正化を図るための計画としまして、行政改革大綱を改定し、事業の合理化や見直しを行うとともに、公共施設へのネーミングライツの導入やふるさと納税の拡大など、新たな自主財源の確保も進めます。

未来を担う世代に安心して住んでいただき、選ばれるまちとなるよう、様々な事業と財政健全化の両輪のバランスをしっかりと見極めながら、今後とも、必要な事業を適時適切に実施してまいります。

以上、私の4期目に当たっての所信の一端を述べさせていただきました。完全復興への総仕上げとして、これらの施策を着実に進めるため、まちづくりの主役である町民の皆様、町民の代表である議員各位との対話を重視し、知恵を結集して、様々な施策に取り組んでまいります。

益城町の未来を切り開くこの4年間、熊本地震からの完全復興を成し遂げ、その先の新たな発展へとつなげるため、町民の皆様とともに、未来に誇れる益城町の実現に向け、不退転の覚悟で町政運営に取り組むことをお誓い申し上げ、私の所信表明といたします。

令和8年6月8日、益城町長、西村博則。

日程第4 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第6 報告第3号 令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第4号 令和7年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第8 報告第5号 令和7年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第9 報告第6号 令和7年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第10 報告第7号 令和7年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第11 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

- 日程第12 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 令和7年度産業団地特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第33号 令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第34号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第35号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第36号 益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第37号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第38号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第39号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第40号 物品の購入について
- 日程第23 議案第41号 工事請負契約の変更について
- 日程第24 議案第42号 町道の路線認定について

○議長（榮 正敏君） 町長の所信表明が終わりました。

日程第4、報告第1号「損害賠償の額の決定による専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第1号、専決第5号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、町職員が公用車で民地から左折して出庫する際、車両の左後方がブロック塀に接触し損傷を与えた物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

調査の結果、町の過失割合は100%でしたので、修繕費用4万7,080円の全額を損害賠償として支払うことで和解をいたしました。

なお、損害賠償金4万7,080円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第1号となります。

○議長（榮 正敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5、報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、専決第6号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

専決第6号でございます。本件は、町が管理する作業道を走行していた自動車に強風により倒れてきた樹木が当たり、フロントガラスやルーフ等に損傷を与えた物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、町の過失割合は100%でしたので、修繕費用42万6,745円の全額を損害賠償として支払うことで和解いたしました。

なお、損害賠償金42万6,745円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払います。

以上が報告第2号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第2号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第6、報告第3号「令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

3月31日に専決処分を行いました、令和7年度一般会計補正予算第9号の繰越明許費の財源内訳を示したものです。39事業を繰越し、翌年度繰越額が31億4,437万5,148円で、その財源内訳としまして、国県支出金、地方債等の未収入特定財源及び一般財源を記載しております。

繰越し理由につきましては、繰越し理由書をお配りしておりますが、国補正予算を活用して実施するもので、適正工期を確保するためや、関係者や関係機関との協議に不測の日数を要したこと、工法や設計に関する協議に不測の日数を要したことなどによるものです。

以上が報告第3号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第3号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。1点だけちょっと質問いたします。

この中で教育費の中の保健体育費ですかね、この中で、社会体育施設整備事業ということで3億5,050万円の繰越しになっていますが、他事業との調整等に不測の日数を要したためとなっておりますが、どういうことなのか、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 生涯学習課審議員。

○生涯学習課審議員（内田博也君） おはようございます、生涯学習課の内田です。13番中村議員の御質問にお答えします。

報告第3号、令和7年度益城町一般会計繰越明許費計算書、10款教育費7項保健体育費の中の社会体育施設整備事業、3億5,050万円についてのお尋ねかと思います。

まずこれにつきましては、現在広安地区で整備を検討しております新しいグラウンドに係る測量設計業務委託料と、飯野町民グラウンド、福田町民グラウンドの防球ネット設計業務委託料の合計1,900万円と、広安校区の新しいグラウンドに係る用地費3億3,150万円が内訳となっております。

広安校区グラウンドにつきましては、他の事業との調整を図るために今回繰越しをさせていただいているところですが、まず、現在、校区グラウンドにつきましては、校区住民が多目的に利用できるグラウンドゴルフとか、いろいろなスポーツに楽しめるといった共通な機能を持たせる一方、例えば飯野町民グラウンドにつきましては、少年野球とか、少年サッカー、福田町民グラウンドにつきましては、町内唯一で硬式の野球ができる。また、津森町民グラウンドにつきましては、サッカーに特化していると、そういったところで、各校区グラウンドにつきましては、現在機能のすみ分けを行っているところでございます。

そういう中で、広安校区に新たなグラウンドを整備するとなりますと、旧中央小学校を含めた総合運動公園の今後の整備、木山仮設団地跡の開発計画とも調整を図る必要がございます。その中で、どのような機能を持たせていくか、こういうことをしっかり検討していく必要があると考えております。

そういったところで現在検討を進めているところでございますが、その検討に時間を要しているところでございますので、今回関係予算を繰越しをさせていただくということでございます。以上です。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） ありがとうございます。

いろいろな利用方法とかも検討していくということですが、ほかの校区グラウンドの防球ネットとかその金額も何千万円か入っているということですが、広安校区グラウンドが3億3,000万円ぐらいということですね。で、これが見てみると、ほとんど地方債、

要するに、緊防災か何かでこれが出るようになってるのかと思うんですけど、もうほとんどですよ、これ全額と言っていいくらい。

この中の3億5,000万円の中の3億4,600万円くらいが地方債になってますが、これだけ地方債のほうが取れるのか。結局これは緊防災かなんかと思うんですけど、それを当てにされてるんだと思うんですけど、全額出るような事業ですか。その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田智久君） 企画財政課長の藤田でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

報告第3号、令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての中での社会体育施設の事業、こちらが繰越額が約3億5,500万円、金額が3億5,050万円というところで、そのうち占める町債の割合が3億4,570万円ということで、その割合についての御質問だったかと思われます。

こちらにつきましては、議員からただいま御質問の中にございましたとおり、緊急防災・減災事業債を活用する予定としておりまして、こちらにつきましては充当率は100%ということになりますので、この広安グラウンドのいわゆる用地費については、100%の地方債を充てるという計画に現在のところなっているということでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 緊防災を100%、広安グラウンドについては充てることのできる事業だということで、分かりました。それについては分かるけど、地方債のほうがほとんどになってるもんですから、ちょっとその辺が、全部出るのかなと思ったもんですからね。グラウンドのつくり方では、そうはいかんかもしれんですけど、今の計画では出るということですね。以上です。はい、分かりました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第3号「令和7年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第7、報告第4号「令和7年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、令和7年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

6事業を繰越し、翌年度繰越額が9,418万1,565円で、その財源内訳を記載しております。

繰越し理由につきましては、繰越し理由書をお配りしておりますが、適正な時期における工期を確保するため、埋設物の撤去に不測の日数を要したことなどによるものです。

以上が報告第4号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第4号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第4号「令和7年度益城町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について」を終わります。

日程第8、報告第5号「令和7年度益城町産業団地特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、令和7年度益城町産業団地特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告します。

繰越し計算書を御覧ください。

産業団地整備事業の造成費等を繰越しするもので、翌年度繰越額が1億8,792万3,068円で、その財源内訳を記載しております。

繰越し理由につきましては、関係機関との調整に不測の日数を要したことによるものです。

以上が報告第5号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第5号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第5号「令和7年度益城町産業団地特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について」を終わります。

日程第9、報告第6号「令和7年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第6号、令和7年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。

繰越し計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、管路改良

事業を含む３事業で、翌年度繰越額が６億５８８万４、６５２円となっております。財源内訳は記載のとおりです。

繰越し理由につきましては、適正な工期を確保するためです。

以上が報告第６号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第６号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第６号「令和７年度益城町下水道事業会計会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第１０、報告第７号「令和７年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第７号、令和７年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額について、地方公営企業法第２６条第３項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、拡張事業及び改良事業で、翌年度繰越額が１億３、５４０万円となっております。財源内訳は記載のとおりです。

繰越し理由としましては、適正工期を確保するためや、工程調整に不測の日数を要したことによるものです。

以上が報告第７号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第７号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第７号「令和７年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第１１、報告第８号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第８号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について、御説明を申し上げます。

まず、決算書の2ページをお開きください。

令和7年度決算で収益的収入の1款事業収益は、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業、都市計画道路先行買収等事業及び都市防災総合推進事業の用地買収売却収益で1億162万5,292円です。

2款事業外収益は、預金利息及び用地売却に伴う雑収益で、60万9,812円でございます。

3ページを御覧ください。

収益的支出の1款事業原価は、用地売却原価1億162万5,292円です。

2款販売費及び一般管理費は、用地購入時の振込手数料や、用地売却のための従前地分筆登記申請書作成業務委託などで150万2,754円です。

3款事業外費用は、長期借入金の支払利息で594万2,854円になります。

5ページをお開きください。

資本的収入は、長期借入金が2億9,884万円、6ページの資本的支出は、公有用地取得費が3億6,506万8,079円で、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業、都市計画道路先行買収等事業及び木山仮設団地跡地等開発事業の用地を取得したものです。

8ページをお開きください。

令和7年度の損益計算書になります。令和7年度の経常利益、当期純利益ともマイナス683万5,796円となっております。

9ページから10ページには、令和7年度の貸借対照表、11ページから12ページにはキャッシュフロー計算書を掲載しております。

次に13ページをお開きください。

4の財産目録といたしまして、令和8年3月31日現在の資産は、流動資産が現金預金や公有用地等で9億5,519万9,344円、固定資産といたしまして、投資その他の資金が出資金で550万円、資産の部の合計が9億6,069万9,344円となります。

続いて14ページを御覧ください。

負債の部の固定負債、長期借入金が8億6,579万円、負債の部合計は同額、差引き正味財産は9,490万9,344円となります。

15ページから23ページには、附属明細表及び監査意見書を添付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

次に、予算書になります。予算書の2ページをお開きください。

令和8年度益城町土地開発公社予算になります。第2条では、収益的収入及び支出を定め、収入合計2億152万円、支出合計2億1,378万9,000円となります。

なお、収益的収入が収益的支出に不足する額、1,226万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第3条では、資本的収入及び支出を定め、収入金額3億7,096万2,000円、支出合計6億7,084万2,000円となります。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額2億9,988万円は、当年度分損益勘定留保資

金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第4条では、長期借入金の限度額について、第5条では、予算の流用について、第6条では、予算の弾力運用について定めております。

詳細につきましての3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので、御覧ください。

8ページからは、令和8年度の予定貸借対照表を掲載しております。

以上が報告第8号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第8号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます、11番宮崎です。報告第8号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、13ページと14ページ、先ほど町長のほうから御説明ございました、財産目録のところです。資産の部、これは合計で9億6,069万9,344円、それから負債の部、これが8億6,579万円と、こういうふうな報告でございました。それで、資産の部から負債の部、これを差引きますと、そこに書いてございますように、9,490万9,344円とこういうふうになると思います。

それで質問は、この土地開発公社が当初出発をしたとき、所有の財産といたしますか、これが大体1億ちょっとございました。ですから、現在は1億から大分削られていると、減っていると、こういうことの認識でよろしいかということ、最終的にはこの土地開発公社の事業が全て終わったとき清算しないと出てこないと思うんですけども、現状では若干減らした状況で進んでいると、こういうことでよろしいですか。それを質問します。

それからもう1点は、20ページの事業収益明細表というのがございます。そして次のページ、21ページに事業原価明細表というのがございます。中身は二つともほとんど一緒で、これはこういう様式があるんで、それに基づいて書いてございますが、これはどういう意味でこれを二つこういうふうに掲載するのか、これだけちょっと質問をしたいと思います。その2点質問をします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田智久君） 企画財政課長の藤田でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

報告第8号、益城町土地開発公社の経営状況の報告についての中でございまして、ページでいきますと、まず13ページ、14ページのところでございます。

資産の部の合計が9億円、一番下にありますけれども、9億6,069万9,344円ということと、それから右側の14ページのほうに行きまして、負債の部の合計が、右側の一つ上になります

が8億6,579万円、そしてその差額が、差引き正味財産ということで9,490万9,344円になっているということで、こちらについては、最初土地開発公社を活用し始めたときに、約1億ほどの公社にお金があったが、そこが少しずつ減っているということかということでございます。

議員御指摘のとおり、少しずつこれは減ってきております。

それから第2点目の御質問ともちょっと絡むところもございますけれども、次のページの20ページ、21ページの内容について、全く同じ内容が書いてあるのではないかとということでございまして、このタイトルを見ていただきますと、20ページには事業収益の明細、要は町が売れた土地の明細ということで、次の21ページは原価の明細、いわゆる取得したときの価格ということでございます。

土地開発公社の運用といたしましては、原則として、購入した価格で売却をするというような考え方でございますので、表としては、取得した原価とそれから収益がイコールになっているというようなことでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎委員。

○11番（宮崎金次君） 今の答弁でよく分かりました。ただ、先ほどありましたように、財産目録のところは、なかなか当初の1億円というのがなかなか出てきませんけれども、やっぱり我々が一番気になるのは、スタートの時点からどういうふうに変容して、変わっていつてんだろうと。そして、どこがどういうふうが変わって、どこを我々が注目してみておかないといかんのかなと、こういうのがちょっと気になりましたので、今回質問をさせていただきます。

それから2番目の質問、要は事業収益の明細表の書き方なんですけれども、これについても今の説明でよく分かりました。分かりましたけれども、ここら辺りについてもですね、よく説明していただければありがたいなとこういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。1点だけ教えていただきたいと思います。

予算に関する説明書の中で、ページで言うなら予算の4ページか5ページどちらでもいいんですけれども、公有地売却の原価ということで、調整地売却というのがありますけれども。この調整地売却について教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田智久君） 企画財政課長の藤田でございます。10番野田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま予算のほうのページで御説明いただきました、4ページ、5ページのところの5ページの、公有用地売却原価のところの調整用地というところについて御質問がございまし

た。調整用地の金額ということでしょうか。

○10番（野田祐士君） 金額と、はい。

○企画財政課長（藤田智久君） まず、今回の報告につきましては、地方自治法及びその関連の法令に従いまして、予算書及び決算書をもって説明をするということになっております。ですので、この書かれている内容が、いわゆる土地開発公社の今回の説明内容の全てということになりますので、この詳細な内容につきましては、これは議会でお答えをするということではなくて、土地開発公社の事務局のほうにお尋ねをいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○10番（野田祐士君） ちなみに事務局はどこかな。

（「企画財政です」と呼ぶ者あり）

どぎゃんしたらよからうか。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

○10番（野田祐士君） えっと、事務局。企画財政課長が企画財政課長に聞けということですので、どうするか、どうしたらいいか分からないんですけども、ということであれば、ここでは聞くなということですかね。ここでは答えられないから、企画財政課長に別途聞きに行けということですかね。分かりました、じゃあ、そのようにいたします。難しか、なかなか。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第8号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

日程第12、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第30号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第2号、一般会計補正予算（第9号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ16億7,264万7,000円減額し、総額を236億8,432万円としております。

第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行い、3月31日に専決処分をしています。

7ページから8ページまでが第2表、繰越明許費で、39事業を追加し、総額31億4,437万9,000円を令和8年度へ繰り越すものです。

9ページから12ページまでが地方債の補正で、事業費の確定などにより、27事業の変更及び3事業の廃止を行っております。

15ページから33ページまでが歳入予算で、国県支出金の交付決定や決算見込みによる増減の補正です。主なものとしましては、町税、地方消費税交付金及び特別交付税を増額補正し、基金繰入金及び町債を減額補正しております。

34ページから75ページまでが歳出予算で、決算見込みによる不用額や入札差額などにより、予備費を除く全ての項目で減額補正しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。誰かほかにもいらっしゃるかなって思ったら誰もいらっしゃらなかったんで。

まずですね、議案30号の、今のところのページ24ページ、24ページの17款2項の8目1節の消防費補助金のところですけれども、消防団員新基準活動服整備事業補助金の524万3,000円の減額ですが、これ減額になってますが、聞くところによると、何か団員全部作る予定だったのが、それが作らなくなって、新規の団員だけに作るということで、これは減額になったんですかね。これ全て国庫補助が出るようになってたのかな、はい。またあとありますんで、一つはこれです、はい。

それから、次29ページ、29ページの20款1項1目2節のふるさと納税についてですが、これが1億4,150万円の減額になっておりますが、これは10億を目標に、12月議会だったですか補正を組んで、10億にやったんだと思うんですが、これが今度は減額で1億4,000万円も減額になってますけれども、結果的には、予定したほどに集まらなかったということなのか、その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。重要な財源ですので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それからページの34ページ、34ページの2款1項2目14節の工事請負費ですね、旧第二幼稚園の解体工事ですが、2,027万5,000円の減額となっております。これを見ると、繰越しで6,800万円ほど繰越しになっていて、この後ここで2,000万円の減額ということになってますが、この減額について、これ入札残でしょうか、何でしょうか、お願いします。

63ページの8款4項5目14節で、潮井自然公園整備工事費で1億3,900万円の減額になってるんですが、これは町債のほうでは7,560万円の減額、そして繰越しが2,908万円の繰越しとなっておりますが、これでちょっと毎回毎回何か潮井公園については減額だったり補正組んだりとかでいろいろあるんで、この潮井公園の進捗状況、どういうふうになっているのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

それから、最後ページ66ページ、9款1項2目17節の消防費のところですか、これは救急車ですか、救急車購入費で、935万7,000円の減額となっておりますが、地方債のほうで1,930万円の減となっております、これ救急車購入というのは、多分なされたんだろうと思いますけれ

ども、減額は何かどっか支援金か何か給付金か何か入ってきての減額なのか、どういう減額なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第30号令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）中、ページが24ページでございます。17款2項8目1節消防費補助金、消防団員新基準活動服整備事業補助金524万3,000円の減額についてでございますが、現在消防団員に対応しております活動服につきまして、これが消防庁が定めます新基準の活動服に変えるということで、令和7年度で予算の承認をいただきました。

これに伴いまして、財源と予定しておりました消防団設備整備補助金につきまして、令和7年度で採択ができなかったということで、今年度の歳出予算での購入はちょっと断念をしたということで、再度令和7年度補正予算のほうで募集がありまして、そちらのほうでは採択をされましたので、令和8年で再度補助金のほうを予算を組みまして、歳出予算のほうで計上させていただきます。令和8年度で活動服の更新をする予定としております。

次に、ページが66ページでございます。9款1項2目17節備品購入費、益城西原消防署救急車購入費ということで、こちらが歳入のほうが当初全額を起債のほうで考えておりましたが、熊本空港の助成金35%のほうの承諾をいただきましたので、そちらの助成金のほうを充てることができるということです。ですので、そちらのほうは出て、残りのほうを起債という形にしましたので、減額が生じたということでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田智久君） 企画財政課長の藤田でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

ページでいきますと29ページ、20款1項1目の一般寄附金の中のふるさと納税の減額が、1億4,150万2,000円減額しているというところで、その認識というところでございますけれども、こちらにつきましては補正予算で、議員がおっしゃられたように、10.5億円を歳入として見込んで、歳出についてもそれに相当する分を計上したというところでございますけれども、決算見込みの時点で、こちらは恐らく9億円を若干上回る程度ということが分かりましたので、専決処分にて減額を行ったものということでございます。

なお、議員がおっしゃるとおり、貴重な財源ということにつきましては同じ認識を持っております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第30号、専決第2号令和7年度一般会計補正予算書（第9号）の34ページ、2款1項2目14節工事請負費2,027万5,000円の減額、旧第二幼稚園解体工事費の入札残額になります。

予算が8,250万円で、6,222万5,000円ということで2,027万5,000円の減額をさせていただいております。先ほど繰越しを言われたと思うんですけども、繰越しが6,891万4,000円で、こちらには補償調査業務のほうも合わさって繰越しをしておりますので、それとイコールにはなっておりません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます、都市計画課長の齊藤です。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

ページ数で63ページです。8款4項5目公園費の14節工事費の1億3,900万円の減額ということで、こちらは具体的には国の交付金事業で整備を行っておりますけれども、令和7年度の整備費の要望額を2億5,000万円国のほうに要望しておりましたけれども、実際の交付額のほうが、8,200万だったというところでございます。国費につきましてはその二分の一になりますけれども、その関係で、潮井自然公園のほうは今回減額補正をさせていただいております。

またもう一つ御質問にありました、潮井自然公園の進捗状況でございますけれども、現在は当初予定しておりました、文化財保護区が災害の震災以降で指定されました潮井神社付近を除いて、ほぼほぼ整備のほうは順調に進んでおりまして、今真ん中中央に、県河川の布田川が流れておりますが、その右岸側のキャンプ場と、左岸側のデイキャンプ広場を結ぶ連絡歩道橋を整備する整備を行っております。現在、下部工がほぼほぼ完成をしておりますので、令和8年度にその上部工の桁を架けるという工事になります。

この工事が終わりますと、ほぼほぼ潮井自然公園の皆様が日々利用していただいているエリアについては完成することになりますが、次年度以降は、文化財保護の災害、震災遺構エリアを安全に見学できるような園路の整備を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） ありがとうございます。

大体分かったんですが、消防団の新基準の活動服については、令和7年度で採択できなかったんで、令和8年度で補正を組んでやっているということですね。令和8年度で配付するということですかね、分かりました。

それから、救急車のほうについては、66ページのほうのこれについては空港の助成金ということで35%それを追加ということで、これだけ減額になったということですね。分かりました。

それから、第二幼稚園の解体工事については、2,000万円は入札残だということで了解しました。

それから、潮井公園のほうについては、2億5,000万円予定しとったものが8,400万円だったですかね、交付税でなかったんでこういう減額になったんだということで、進捗状況については、ほぼ順調に進んでいるということで了解しました。

それから、以上だったかな、これだけだったですね。はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

○13番（中村健二君） はい、よろしいです。

○議長（榮 正敏君） 危機管理課長から、ちょっと修正があるそうなので。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。1点、すみません、修正をさせていただきます。

先ほどの消防団の新基準の活動服でございますが、一旦、新年度の分を予算のほうとして令和8年度で歳出予算を計上ですけれども、補正ではなく、当初予算のほうで計上させていただいてるということで、訂正をさせていただきます。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和7年度益城町一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第31号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和7年度産業団地特別会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第3号、産業団地特別会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ730万3,000円追加し、総額を8億8,371万5,000円としております。

第2条で繰越明許費の追加を行い、3月31日に専決処分をしています。

4ページが第2表、繰越明許費で、1事業を追加し、1億8,792万4,000円を令和8年度へ繰り越すものです。

7ページが歳入予算で、繰越金の増額補正です。

8ページが歳出予算で、産業団地の造成に係る委託料や地方債償還利子を減額し、予備費を増額補正しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締切ります。

賛成全員です。よって、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14、議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第32号、専決第4号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、益城町税条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し承認を求めるものです。

主な改正内容について、2点御説明します。

まず一つ目、軽自動車税に関しまして、環境性能割が本年4月1日に廃止されましたので、関係規定を改正しております。

次に二つ目、固定資産税に関しまして、まず、新築住宅に係る特例措置の見直しです。床面積要件の下限を現行の50平米から40平米以上へ引き上げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上で、適用期限を5年延長します。このうち、立地要件の見直しは、令和11年4月1日から施行されます。

また、バリアフリー改修を行った劇場等、再生可能エネルギー発電設備及び物流総合効率化法の認定計画について、取得された事業用資産につきまして、それぞれ特例措置の拡充と適用期限の延長を行っております。

なお、個人住民税に関しまして、町税条例の改正はございませんが、地方税法等が改正されておりますので、主な改正内容を御説明します。

給与所得控除の最低保障額が、現行の65万円から74万円に引き上げられ、令和9年度分の個人住民税から適用されます。また、ひとり親控除の控除額が現行の30万円から33万円に引き上げられ、令和10年度分の個人住民税から適用されます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

西村町長。

○町長（西村博則君） 先ほどの説明で、床面積要件の下限を現行の50平米から40平米以上へ引き上げると申し上げましたが、引き下げるに訂正をお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。1点だけちょっと確認をさせてください。

この税条例の改正は、非常にちょっと分かりづらくて、私も3回ほどずっと読んだんですけど、なかなか理解できない、こういう状況でした。ただ、専門家がきちっとチェックをしてるんでしょうから、間違いないでしょうから、それは安心してはるんですが、1点だけ確認は、先ほど町長が申されたように、国の法律が3月31日付けでもってなされた。そして、うちも、町長決裁は3月31日と、こういうことでした。ということは、もう町長決裁、委任決裁しかないと、こういうことなんでしょうか、こういう税の条例の改正ちゅうのは、ここについてもう1回だけ、ここのどういう話になるのか、要は議会で審議するというのは、町

長が決裁された後の文書でないとできないと、こういう話なんでしょうね。そこだけ確認させてください。

○議長（榮 正敏君） 山口税務課長。

○税務課長（山口拓郎君） おはようございます、税務課山口でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第32号、専決第4号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、3月31日付で専決処分をさせていただいておりますけれども、国の交付が3月31日、町の専決が3月31日という方法しかないのかというようなお尋ねでよろしかったでしょうか。

先ほどの町長の御説明にもございましたとおり、町税条例の上位法でございます地方税法等の一部を改正する法律等が、本年の3月31日に公布されました。それに伴い、4月1日から、先ほどの説明にもございました、軽自動車税の環境性能割の廃止及び固定資産税の特例措置の見直し、こちらが始まります。ということで、本来であれば、議会の皆様におかれまして審議をいただいた上で、税条例の改正を行うべきところをですね、地方自治法に179条第1項にございますけれども、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないということに当たりますため、今回税条例の一部改正につきましては、専決処分をさせていただきました。

議員御指摘のとおり、条例の制定につきましては、住民の代表であります議会の皆様で御審議いただくことが地方自治の本旨でございます。専決処分は、あくまで例外中の例外措置であるということを踏まえまして、今後も税制度の運用に当たってまいるということになります。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ただいまの課長の御説明でよく分かりました。

私が言いたいのは、もう今基本的なことを言われたんであれなんです、もし4月1日から施行するのに、町民の皆様に大きな影響を及ぼすであろうというやつがあるのであれば、事前に情報として、例えば3月議会のときに、4月1日頃こういう条例が改正になる可能性がありますよ、例えば、固定資産税はこうなりますよ、自動車税もこうなりますよと、そこら辺りについてはやっぱり教えてもらっとったほうが無難かなとこういうふうに思いますので、今後よく検討をよろしくお願いします。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締切ります。

賛成全員です。よって、議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。11時35分に再開します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

日程第15号、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第24、議案第42号「町道の路線認定について」までの10議案を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第24、議案第42号「町道の路線認定について」までの10議案を一括議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。まず日程第15、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ11億2,633万1,000円を追加し、総額を236億4,898万7,000円としております。

第2条の債務負担行為補正では、児童育成支援拠点事業業務委託を追加し、第3条の地方債補正では17事業債を追加し、5事業債の変更をしております。

今回の予算は、4月に町長選挙が執行された関係で、肉づけの補正予算となります。先ほ

ど、所信表明で申し上げましたとおり、熊本地震から10年の節目を迎え、これからが完全復興の総仕上げとなります。強い信念と決断をもって、町民の皆様とのお約束を果たしていけるよう、今回の補正予算を編成いたしました。

歳入歳出予算の主な補正としましては、新規事業として、広安西小学校放課後児童クラブ整備事業、小中学校体育館への空調機整備事業、中学生の給食費の負担軽減のため、半額補助事業を計上しております。

また、渋滞対策や道路ネットワーク整備のための新たな都市計画道路を整備していくための予算も計上しております。

老朽化が進んでいる公共施設につきましては、調査費や改修整備費を計上しており、住民の皆様が安心して利用していただけるよう、計画的に維持補修を行ってまいります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田智久君） 企画財政課長の藤田でございます。議案第33号につきまして御説明をいたします。

1 ページ目をお開きください。

令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）です。本予算につきましては、町長選挙後の肉づけ予算として編成を行っているものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ11億2,633万1,000円を追加しており、歳入歳出がそれぞれ236億4,898万7,000円としております。

第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を行っております。

5 ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正になります。

1 件の追加を行っております。児童育成支援拠点事業の業務委託になります。期間が令和9年度から令和11年度までの3年間です。限度額が8,605万円です。養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に行けない児童等の居場所を開設するものでございます。財源としては国・県・町が3分の1ずつの負担ということになります。

次のページ、6 ページをお願いします。

第3表、地方債補正になります。

17件の追加を行っております。主なものとしたしましては、上から五つ目の馬水消防団詰所用地取得事業債1,370万円で、現在の馬水消防団の詰所の用地を購入するものです。こちら起債の充当率が75%、交付税措置はございません。

その次の放課後児童クラブ整備事業債3,320万円で、広安西小学校に整備を予定しております。こちらは社会福祉施設の整備事業債、充当率80%、それから、子ども子育て推進事業債、充当率90%、交付税が50%となっております。

飛びまして農道台帳電子化事業債1,810万円で、こちらは国の補助金を活用いたしまして

2分の1、残りの部分についてデジタル活用推進事業債を活用するもので、充当率90%で交付税措置はございません。

また、その次の木山城址公園整備事業債1,620万円で、こちらは木山城址公園の駐車場と街灯のLED化を行う事業になります。地域活性化事業債、充当率90%の交付税措置30%、それから、脱炭素推進事業債、充当率は90%の交付税措置45%を活用します。

また、二つ飛びまして、中学校施設整備事業債1,730万円で、複数これはございますが、主なものとしては、中学校体育館への空調機導入の委託料になります。起債としては緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置が70%となっております。

またその次の交流情報センター駐車場整備事業債2,820万円、こちらは交流情報センターの北側の駐車場を再整備するものでございまして、充当率75%、交付税措置はございません。

次の校区グラウンド防球ネット設置事業債3,000万円で、こちらは飯野グラウンド、それから福田グラウンドへの導入となっております。充当率75%で、交付税措置はございません。

二つ飛びまして、馬水集会所の改修事業債6,870万円で、こちらは公共施設の適正管理推進事業債、充当率90%、交付税措置が45%を活用いたします。

7ページです。5件の変更を行っております。

主なものとしたしましては、上から二つ目の町道整備事業債です。補正後が1億8,570万円となっております。主なものとしたしましては、総合団地線、それから農免道線ほかの補修で、公共施設適正管理推進事業債を活用するもの及び寺迫の避難路の整備、こちらは緊急防災・減災事業債を活用して行うものなどがこの起債となります。

それから、その次の小学校施設整備事業債、こちらも補正後が1億3,590万円になります。小学校施設の小学校の体育館への空調機の導入の委託、こちらは緊急防災・減災事業債です。それから、津森小学校の給水施設の整備に係るもの、こちら公共施設適正管理推進事業債になります。このようなものがここには入っております。

10ページをお願いします。

歳入になります。17款1項1目の民生費国庫負担金です。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金353万1,000円で、こちらはグループホームふるさとへの改修に伴う補助となっております。10分の10です。

次に、17款2項1目の総務費国庫補助金の一番上になります地域未来交付金3,489万円で、こちらで今年度は農道台帳の電子化、それから、道路の舗装計画策定等を行う予定です。補助率は2分の1です。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,440万3,000円ですが、こちらは今回中学校の給食費の負担を半額としておりますので、追加で、この交付金を財源として入れているものでございます。

一つ飛びまして、官民連携基盤整備推進調査費補助金1,390万円で、こちらは木山仮設跡地の開発の部分の公園整備に係る部分の測量、それから基本設計に係る2分の1の補助を予定しております。

17款2項2目の民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金178万1,000円でございます。こちらは、債務負担行為のほうにも出てまいりましたが、養育環境等の課題がある子どもたちへの居場所づくりということの準備にかかるということになっております。

それから、その次の子ども・子育て支援整備交付金5,177万2,000円で、こちらは広安西小学校の放課後児童クラブの整備などになります。国から3分の2、それから県から6分の1の補助の予定となっております。

11ページです。18款2項2目の民生費県補助金の上から二つ目になります、放課後児童クラブ整備費補助金1,294万3,000円、こちらがただいま申し上げた、県分の放課後児童クラブの補助金などとなっております。

それから、次の5目の農林水産費県補助金の農業費補助金の一番上の施設園芸産地緊急発展事業費補助金474万円で、こちらはビニールハウスの長寿命化などの県補助金が3分の1、事業者負担分が3分の2となっています。

次の強い農業づくり総合支援交付金6,224万4,000円で、低コスト耐候性ハウスの導入に伴います国からの2分の1の補助と、事業者の方の2分の1の負担となります。

次のページをお願いします。12ページです。

21款2項1目の基金の繰入金では、社会福祉振興基金繰入金を3億円、それから、その次の復興基金の繰入金を8,345万4,000円行っております。

23款5項5目の雑入では、多面的機能支払交付金返還金116万3,000円で、令和7年度に会計検査が実施され、交付要件を満たしていないという指摘があった団体からの返還金となります。

次の文化芸術活動助成金140万円で、一般財団法人地域創造から、文化会館で実施する肥後にわか保存事業に対して補助をいただくものでございます。

それから、24款の町債につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおりです。13ページの一番下の合計のところになります。左から二つ目で、町債の今回の補正額の総額が5億2,560万円となっているというところでございます。

14ページです。こちらからが歳出になります。

1款1項1目議会費です。8節の旅費が合わせますと、110万円増額になっておりますが、本年度の視察研修先が小樽市、それから札幌市を予定しているということからの増額となっております。

2款1項1目の一般管理費の17節備品購入費、庁用器具購入費42万9,000円です。こちらは、広報まじきの広報用カメラをミラーレスタイプに更新をするものでございます。

18節の負担金補助の二つ目では、震災10年活動事業の補助金で300万円、こちらは10団体分を見込んでおります。復興基金を活用するものです。

2目の財産管理費の11節役務費です。除草作業等の手数料177万9,000円で、憩の家跡地等の除草作業を予定しております。

15ページです。12節委託料ですが、学びと支え合いの複合施設利活用検討支援業務委託料84万9,000円で、こちらは施設の休日等の活用方法について検討を行うものです。

17節備品購入費では、庁用車購入費668万円で、リフト付きの貨物車と軽ワゴンを各1台ずつ更新を行うものです。

3目の電子計算機運用費の12節委託料です。施設予約管理システム再構築業務委託料830万円で、こちらは町内の各施設の予約をオンライン上でもできるようにするための改修となっております。国の補助金を2分の1いただく予定です。

6目の防災費の10節の需用費、印刷製本費593万8,000円で、こちらは子ども向けの記憶の継承の小冊子などの印刷製本で、復興基金を活用します。

修繕料では129万7,000円で、河川の監視用カメラ7基の蓄電池の交換を想定しているものです。

12節委託料では、ハザードマップ改訂業務委託料198万円で、防災マップのウェブ版の改修を行う予定です。

17節備品購入費では、災害拠点施設等の備蓄資機材等購入費65万5,000円で、町総合体育館のマンホールトイレ用のテント、それから便座の購入を予定しています。

7目の諸費では、10節需用費で、修繕料316万8,000円で、防犯灯のLED化の予定です。

12節委託料では、防犯カメラ設置工事設計業務委託料170万円で、通学路にある50台の更新を予定しているものです。

次のページをお願いします。16ページです。

2款1項11目の木山仮設団地の整備開発費になります。こちらは委託料で、工作物の調査業務委託料810万円、それから、不動産鑑定の委託料が50万円、基本設計業務委託料2,800万円となっております。このうち、都市公園に係る整備分につきましては、国からの補助金が半分あるということでございます。

3款1項1目の社会福祉総務費の12節の委託料です。上の障がい福祉サービス等システム改修業務の委託料154万円で、こちらは障がい福祉関係の従事者の処遇改善に関するシステム改修です。

次の重心医療等のシステム改修業務委託料144万円で、重心医療の資格を病院からオンラインで確認することができるシステム改修となっております。

4目の老人福祉費では、18節負担金で地域介護福祉空間整備事業補助金353万1,000円で、グループホームふるさとへの補助となっております。

次に、17ページの6目地域改善費の12節委託料で、人権啓発イベント委託料24万7,000円で、こちらは教育集会場で行うイベントの委託料となっております。3款2項1目の児童福祉総務費の12節委託料の一番上の児童育成支援拠点事業委託料500万円、こちらが債務負担行為に出ています子どもの居場所づくりの開設準備にかかるものです。

次のページをお願いします。18ページです。

放課後児童クラブの建設工事費になります、9,790万円で、国の補助が上限はございます

が国の補助が3分の2、県が6分の1となっております。

18節の負担金補助では、私立保育所等の物価高騰対策支援金494万4,000円で、令和7年度運営実績のある15施設の光熱費分を支援するものでございます。

3目の児童福祉施設費の12節委託料では、下の二つになりますが、公私連携型保育建物調査委託料108万5,000円と、その次の土地調査等委託料100万円、こちらは第二保育所の公私連携型に向けた調査費となっております。

19ページです。14節の工事請負費になります。第一保育所トイレ改修工事費1,017万8,000円です。トイレの屋外排水施設の改修を行うものです。

4款1項1目の保健衛生総務費では、12節委託料で、乳幼児健診DX導入業務委託料359万3,000円で、母子手帳アプリなどの導入に係るもので、国からの補助金を半分予定しています。

17節備品購入費の二つ目、乳幼児健診機器購入費189万6,000円で、こちらは健診時のパソコン15台の導入を予定しています。

2目の予備予防費では10節委託需用費で、歯科保健事業の消耗品349万3,000円で、こちらは学校での歯科指導用での消耗品となっています。

20ページをお願いします。

4款1項8目の保健福祉センター運営費になります。17節の備品購入費です。二つ目の機械器具購入費185万9,000円で、こちらは施設の健康づくりルームへのトレーニングマシンを設置するものでございます。

6款1項2目の農業総務費の17節備品購入費庁用車購入費250万円で、農道林道パトロール用の車両を更新するものです。

3目の農業振興費の18節負担金補助で、施設園芸産地緊急発展事業費補助金474万円で、歳入がございましたがビニールハウスの移設、長寿命化に関する補助となっております、県から3分の1の補助、事業者が3分の2の負担となっております。

21ページです。強い農業づくり総合支援交付金6,224万4,000円で、こちらも歳入にございましたが、低コスト耐候性ハウスの導入に対する補助で、国から2分の1、事業者が2分の1となっております。

5目の農地費の10節需用費の修繕料520万円で、こちらは農道飯野北16号、ほか農道、それから水路の改修に係る予算となっております。

12節委託料が、上から農業用施設等支障物除去業務委託料450万円で、農業用水路内にある樹木等の除去を行うものです。次の農道台帳電子化業務事業の業務委託料4,027万1,000円で、こちらは農道台帳の電子化を行うもので、国から半分の補助いただきます。

22節の償還金利子では、多面的機能支払交付金の返還金87万3,000円で、先ほど歳入でもございましたが、令和7年度に実施された会計検査による返還金となっております。

22ページをお願いします。

7款1項2目の商工業振興費です。12節の委託料で不動産鑑定業務委託料11万円で、こち

らは宮園地内のシェアオフィス用の駐車場購入を見込んだ不動産鑑定となっております。

次のページの8款2項1目の道路維持費の10節の修繕料需用費の修繕料が1,200万円、それから、12節の委託料の道路舗装個別施設計画策定業務委託料2,000万円、こちらについては、国からの補助を2分の1いただく予定です。

13節の使用料及び賃借料では、道路整備等機械借上料が500万円と、除草処理等の機械借上料、こちらが1,100万円となっています。

14節の工事請負費では、路面補修等の工事費が1億円で、起債のところで申し上げましたが、総合団地線、農免道線、そのようなところを補修する予定となっています。

15節の原材料費では、補修材料費として300万円となっています。

また、2目の道路新設改良費です。12節の委託料で町道改良業務委託料2,000万円で、こちらは三竹雪野線、福原袴野線の測量設計を予定しております。14節の工事請負費では、道路改良工事費として5,000万円、上陳地区の急傾斜事業、それから寺迫地区の避難路整備を予定しております。

24ページをお願いします。

16節の公有財産購入費です。道路用地購入費550万円で、こちらは国道443号と、それからテクノ工業団地1号線の交差点、平田付近になりますが、の改良の用地購入費となっております。

8款3項2目の河川維持費です。12節の委託料で、水路改修設計等業務委託料500万円で、広崎1町内の水路改修の設計となっています。

4項の1目都市計画総務費です。次の25ページです。12節の委託料では、都市計画マスタープラン改定業務委託料750万円で、マスタープランの評価及びゾーニングの修正を行う予定です。

次の都市計画道路事業申請業務委託料3,200万円で、こちらは惣領地区から東西線を延長し、第2空港線までの予備設計業務を予定しているものでございます。

13節の使用料及び賃借料では、復興まちづくりセンターの駐車場の借上げ料、借地料69万5,000円と、次の工事請負費で、駐車場の舗装工事費250万円、こちらは、まちづくりセンター横の土地を借り上げ、駐車場にするものでございます。

17節の備品購入費では、庁用車購入費139万6,000円で、軽貨物1台を更新するものです。

26ページです。5目の公園費になります。10節の需用費の修繕料907万円です。こちらは、町内一円の公園の修繕料となっておりますが、主なものといたしましては、区画整理地内の公園整備、公園修繕、それから古閑の横道公園のれきの撤去、高遊原公園のガードパイプの設置などとなっております。

それから、12節の委託料では、測量設計業務委託料100万円となっておりますが、こちらは広崎地区の公園整備の検討を行うための委託となっています。

14節の工事請負費では、木山城址公園の駐車場拡張用地の工事費が1,500万円、それから、その次の街灯の改修工事費が300万円、公園整備工事費として790万円で、こちらは広崎府内

公園のトイレの水洗化を予定しているものです。

17節の備品購入費では、機械器具購入費として145万2,000円で、こちらは斜面用の草刈り機を導入する予定です。

27ページです。5款1目の住宅管理費です。10節需用費で、修繕料1,539万8,000円です。こちらは住宅の火災報知機、それから、ガスの圧力調整器の交換などを行うものです。

12節の委託料では、公営住宅指定管理料として300万円で、こちらは修繕費の増額に対応するものでございます。

9款1項2目の消防施設費の10節需用費の修繕料254万円、こちらは5地区の防火水槽の修繕を行う予定です。

28ページをお願いします。

12節委託料の続きになります。益城西原消防署排水施設の改修工事設計業務委託料150万円で、こちらは、施設内の排水施設が現在逆流していることから、調査と設計を行うものでございます。

16節の公有財産購入費では、馬水詰所の用地購入費として1,848万3,000円となっております。

それから10款1項2目の事務局費の8節旅費、普通旅費が60万円で、こちらは外国語指導助手A L Tの招致事業の一環としてフィリピンへ視察に行くものでございます。3名分でございます。

それから12節の委託料では、台湾交流現地事前調査委託料140万円で、現地の環境の調査や受入れ先の調整、それから交流プログラムの策定などを予定しています。小中学校ネットワーク保守業務の委託料707万4,000円で、更新と補修を行うものです。

13節の使用料賃借料では、二つ目の電話自動応答機器リース料189万3,000円で、業務時間中の外からの自動応答などの機能をつけるものでございます。

29ページの17節備品購入費では、学校施設 I C T機器購入費400万円で、授業用の電子黒板を購入するものです。

10款2項1目の学校管理費では、10節修繕料で1,113万7,000円で、こちらは広安西小学校のL E D化や視聴覚室の改修、ほかの改修費用となっております。

12節の委託料では、小学校施設整備設計調査等業務委託料として3,438万円で、こちらは全ての小学校の体育館の空調機導入の設計と、広安小学校の耐力度調査の委託料が入っております。

14節の工事請負費では、津森小学校の施設整備を6,200万円、こちらは津森小の給水設備、給水施設の更新を予定しています。広安西小学校の施設整備費400万円で、こちらは給食配膳室のエアコンの設置工事等を予定しているものです。

30ページをお願いします。

10款3項1目の中学校の学校管理費になります。10節の需用費で、修繕料が370万7,000円で、こちらは益城中学校の鳩ネット設置ほかとなっております。

12節の委託料では、中学校施設整備設計調査等業務委託料703万円で、こちらも体育館への空調機導入の設計の委託料と、それから木山中学校のプールの塗装の設計の委託料が入っております。

14節の工事請負費では、木山中学校の施設整備費として900万円、こちらは、木山中プールの入り口の昇降機を整備するものでございます。益城中施設整備費が450万円で、こちらも配膳室、給食配膳室のエアコンの設置を予定しているものです。

31ページの12節の委託料で、長寿命化の改修の委託料69万3,000円で、こちらは幼稚園のトイレ屋外排水の設計を行うものです。

32ページです。6項2目の公民館費の12節委託料です。公民館分館LED化設計業務委託料100万円で、福田分館を予定しています。3目の文化会館運営費で、12節委託料で長寿命化改修基本計画策定業務委託料556万6,000円で、こちらは文化会館の長寿命化への調査と基本計画を策定するものです。

18節の負担金補助では、文化芸術活動助成金140万円で、一般財団法人の地域創造から補助をいただいて、肥後にわか保存事業への補助を行うものです。

4目の集会場運営費では、14節の工事請負費で馬水集会所の改修工事を7,634万円計上しております。

33ページです。5目の四賢婦人記念館運営費10節の需用費で、修繕料240万円、こちらは外壁、それから木部の塗装を予定しています。

6目の文化財保護対策費の12節委託料では、上から二つ目の登山道調査業務委託料220万円、こちらは朝来山と城山と二山を予定しているというところです。

一つ飛びまして、熊本地震10年復興シンポジウム事業委託料220万円で、こちらは8月に文化会館でシンポジウムを予定しているものです。

14節の工事請負費では、布田川断層帯保存整備工事費200万円で、谷川地区の思いやり駐車場の整備です。

16節の公有財産購入費では、福田寺五輪の塔の移設用地の購入費50万円で、約50平米を想定しています。

9目の交流情報センター運営費の10節の需用費では、修繕料が647万5,000円で、館内のガラス窓の改修、それから移動図書館の空調の改修などを予定してます。

12節の委託料では、長寿命化の業務の委託料500万円を計上しています。

34ページです。14節の工事請負費では、交流情報センターの駐車場整備の工事費3,770万5,000円です。

10款7項1目の保健体育総務費です。8節の旅費が24万円になっております。こちらは令和9年度、大相撲を誘致することによる旅費3人分となっております。

18節負担金補助では、ロードレース大会の補助金が200万円で、コース変更による増額を復興基金で行う予定です。その下のバドミントン大会開催補助金150万円で、こちらは、本年度もS Jリーグを誘致することによる補助金です。

次の35ページです。2目の体育施設費です。14節の工事請負費で、校区グラウンド防球ネット設置工事4,000万円で、飯野グラウンド、それから福田のグラウンドになります。町民グラウンド整備工事費1,500万円で、グラウンドの黒土の入替え工事を行うものです。

17節備品購入費で、施設機器購入費が328万円で、小型スポーツトラクター、それから陸上競技場のサッカーの得点盤のカバーほかの購入となっています。

3目の学校給食費では、17節備品購入費で、施設器具購入費99万9,000円です。こちらは、西小、それから益城中の給食数の増によりまして、大型冷蔵庫を追加購入するものです。

18節負担金補助では、学校給食食材購入費補助金1,440万3,000円で、中学生の給食費の負担を半額にするための追加分となっております。重点支援の交付金を活用するものです。

36ページです。12款1項1目の公債費の元金になります。今回その他のところに金額は入っておりますのが、7,375万4,000円を復興基金からこちらのほうに充当いたしました関係で、財源組替えを行っているところでございます。

議案第33号につきましては、以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 日程第15、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」の説明が終わりました。

次に、日程第16、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第24、議案第42号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第34号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、震災復興事業の進捗や行政課題の変化に対応し、より効率的かつ機動的な行政運営体制を構築するため、課の再編及び所掌事務の見直しを行い、条例を改正するものです。

主な改正内容といたしまして、まず1点目は、従前の企画財政課を総合政策課と財政課に分割再編します。まず総合政策課におきましては、総合企画、地域づくり、行政改革、情報政策、復興施策の推進など、町の将来を見据えた政策立案及び政策推進に関する業務を所掌し、より専門的かつ機動的な対応を図ります。

次に、財政課におきましては、町の財政及び財務に関する事項を所掌するとともに、総務課が所管しております管財係を移管し、財政運営と財産管理を一体的に行う体制を整備します。

またあわせて、都市計画課が所管しております町営住宅等に関する事項も、管財係へ移行し、公有財産管理として、より効率的な管理運営体制を構築します。さらに現在、企画財政課が所管しております広報に関する事項は総務課へ移管し、行政情報の発信機能の充実及び庁内連携の強化を図ります。

次に2点目は、復興整備課を廃止し、所掌事務を再編します。熊本地震からの復旧復興事業につきましては、着実に進捗し一定の成果を上げており、今後は、将来の町のさらなる発展に重点的に取り組む必要がありますことから、見直しを行います。

まず、復興まちづくりに関する事項は、総合政策課へ移管し、今後のまちづくり施策と一体的に推進します。

また、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関する事項は、都市計画課へ、復旧復興事業に伴う用地の取得に関する事項は、建設課へそれぞれ移管し、関連業務との連携強化及び事務の効率化を図ります。

以上が本条例改正の主な内容です。

議案第35号、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法施行令等の改正に伴い、当該条文を引用する本条例の規定に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

なお、条例の施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行日である令和8年9月24日となります。

議案第36号、益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図る規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点としましては、不利益処分宛人名となるべきものの所在が判明しない場合における公示送達について、従前の掲示板での掲示に加え、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどの措置も可能とするものです。

議案第37号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、熊本都市計画事業益城第1西土地区画整理事業の事業完了に伴う換地処分により、町営住宅広崎第2団地及び広崎第3団地の所在地の地番が変更されましたことから、条例に定める町営住宅所在地の地番を改正するものです。

議案第38号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今般、日本に在留する外国人の利便性の向上等、行政運営の効率化を図るため、出入国管理及び難民認定法等が改正され、これに伴い、いわゆるマイナンバーカードと一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付申請が始まります。これを受けて、本町において、これらの新たなカード及び証明書を用いて、コンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう条例の改正を行うものです。

議案第39号、字の区域の変更について御説明いたします。

本議案は、益城インター北産業団地造成工事に伴い、施行区域内の字を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更内容は、益城インター北産業団地内にある二つの大字のうち、福富を廃止し、事業区域を全て大字惣領へ編入するものです。

議案第40号、物品の購入について御説明を申し上げます。

本議案は、指名競争入札により実施しました益城町消防団用資機材小型動力ポンプ積載車の購入につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本物品は、町消防団に消火用資機材として配備している小型動力ポンプ積載車33台のうち2台を更新するもので、第2分団第7班を小峯消防団と第5分団第9班下陳消防団に入る予定です。いずれも納入期限は令和9年3月31日でございます。契約金額は1,260万6,000円で、契約の相手方は、熊本市中央区神水2丁目6番7号、野々村ポンプ株式会社でございます。

議案第41号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年第3回益城町議会定例会におきまして議決いただきました議案第79号、福原袴野線落石対策第2期工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額8,915万1,700円を9,230万5,556円に変更するもので、315万3,856円の増額となります。

変更の主な理由は、施工に使用するアンカーの種類の変更によるものです。施工に伴う詳細な調査の結果、表土が厚い箇所が多く、岩部用アンカーから土被り用アンカーへ本数を見直したことにより、金額が増額となるものです。

議案第42号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号2235、益城台地西土地区画整理1号線をはじめとした28路線です。この28路線につきましては、益城台地西土地区画整理事業の換地処分に伴い、換地処分が終了した土地に面する道路の路線認定を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（**榮 正敏君**） 日程第16、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第24、議案第42号「町道の路線認定について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午後0時22分

令和8年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和8年6月8日午前10時00分招集
2. 令和8年6月9日午前10時03分開議
3. 令和8年6月9日午前11時05分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 松本昭一君	18番 榮正敏君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	信國満徳君	政策審議監	納美由紀君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	坂井浩章君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	寺本和寛君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	藤田智久君
税務課長	山口拓郎君	住民課長	田上恵美君
福祉課長	菊川和幸君	こども未来課長	吉住由美君
こども未来課審議員	川原さおり君	健康保険課長	田上雅史君
産業振興課長	岩本武継君	都市計画課長	齊藤計介君
建設課長	鶴野雅臣君	復興整備課長	吉本秀一君
下水道課長	相良憲二君	水道課長	豊田博文君

学校教育課長 内 村 康 成 君 生涯学習課長 中 村 康 広 君
生涯学習課審議員 内 田 博 也 君

開議 午前10時03分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。2点ほど質問したいと思っております。

令和8年度益城町一般会計補正予算の歳入で、11ページ、18款県支出金5目農林水産県補助金1節の農業補助金、施設園芸産地緊急発展事業費補助金474万円と、強い農業づくり総合支援交付金6,224万4,000円の事業内容と、これは生産者からの申請なのかというのをお尋ねします。

もう1点が、23ページの8款土木費2項道路橋梁費2目の道路新設改良費14節工事請負費、道路改良工事費5,000万円の工事で、上陳の急傾斜と寺迫ということでしたが、この上陳の急傾斜というのは、今やっている急傾斜の続きなのかを教えてくださいと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課の岩本でございます。

6番下田議員御質問の議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入の11ページ、18款2項5目農林水産業費県補助金の中の1節農業費補助金、施設園芸産地緊急発展事業費補助金並びに強い農業づくり総合支援交付金の歳入の内容についてというところで御質問があったと思います。

これにつきましては、歳出項目の中で、歳出の20ページから21ページにかけまして、実際の支出予算の金額、施設園芸産地緊急発展支援事業補助金が474万円、そして強い農業づくり総合支援交付金ということで6,224万4,000円、こちらのほうを計上させていただいております。

この内容につきましては、まず施設園芸産地緊急発展事業費補助金につきましては、ビニールハウスなどの移設、長寿化を目的としたもので、内容につきましては、温度制御機能などを果たす設備が対象ということになっております。こちらについては3件ほどの申請があつておりまし

て、まだ決定を受けてないものですから、その申請されているところは、平田にございますみっちゃん工房様とか、あとは寺迫のスイカ農家さん、安永のスイカ農家さん、合計3件の申請を受けております。この発展事業につきましては、熊本県の補助率が3分の1となっております。残りの3分の2につきましては農業者の負担ということになっておりまして、町単費の支出はございません。

続きまして今度は、強い農業づくり総合支援交付金につきましては、こちらのほうも低コスト耐候性ハウスについての補助金になります。こちらにつきましては、まだ正式な決定を受けてないんですけども、申請されてる事業所様は果実堂様になります。こちらについては県補助金が2分の1となっております、残りの2分の1は申請者の負担ということになっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） おはようございます。建設課長の鶴野でございます。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、23ページの8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費14節工事請負費につきまして、今回、道路改良の費用を5,000万円出しておりますけれども、この位置というのが寺迫と、今やっている上陳の続きの工事かという御質問だったかと思います。

現在、上陳地区につきましては、議員の御質問があったとおり、上陳地内の津森小学校の南側の急傾斜地の工事を行っております。今回の予算につきましては、この続きの工事ではございません。今やってる工事について、増額がちょっと発生する見込みがございますので、その増額分の費用を今回計上しております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

一番目の強い農業づくりですかね、これは個人のほうから申請して、この補助金が出るわけですかね。そういう、もし個人で申請ができるような制度があれば、役場としても、みんなの農家に知らせるようなあれはないんですかね。

2番目、さっき、上陳の残りの傾斜ですたいね、今しよるあれは、あれでもう終わりなんですか。まだ続きをやるんですか。その辺をもう1回、お答え願います。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 6番下田議員の2回目の御質問の、強い農業づくり総合支援交付金について、町内一円に広く周知をしているのかというところの御質問だと思います。

こちらの補助金申請に当たりましては、国のほうから、こういった補助金があるということが示されました後、農協様等を通じて、各農業者のほうに照会をかけております。照会をかけた上で、手を挙げられた事業所様であつたり個人の農業者様、今回については、個人の農業者様は手が挙げがなくて、果実堂様が手を挙げられたということになっております。周知のほうは図って

おります。以上です。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野です。6番下田議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

今現在、上陳のほうで行っている工事について、今回の工事で終わりなのかという御質問だったかと思います。

今現在行っている工事を最後に、今のところ、町としては、これで終わりたいと考えておりますけれども、確かに議員が御指摘のとおり、地元からもそういうお話はあっております。ただ、今回、ここの急傾斜地につきましては、県が工事する採択基準にのっとってないもので、今後、町ですぐすぐ対応できるかという、なかなかちょっと厳しいものがございますので、今回の工事につきましては、今の工事が終わった時点で、今のところ終了と考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。よく分かりました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井です。私は1点だけ伺います。

令和8年度一般会計補正予算書（第1号）の23ページ、8款2項1目道路維持費の12節委託料、道路舗装個別施設計画策定業務委託料について、この委託の業務内容、背景、成果物の利用方法などを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野でございます。1番坂井議員の御質問にお答えいたします。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、23ページ、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費12節委託料で、道路舗装個別施設計画策定業務委託についての業務内容、それと背景、成果物の利用方法についてのお尋ねだったかと思います。

まず、本業務の内容につきましては、令和6年度に実施いたしました道路台帳デジタル化業務におきまして取得したモバイルマッピングシステム測定のデータを基にしまして、舗装のひび割れなどを集計する路面性状調査を行います。この調査結果から、町道の各路線、各区間の舗装状況をまとめ、舗装修繕計画を策定し、公表するものでございます。

次に、業務の背景につきましては、現行の令和4年度に道路舗装個別施設計画が見直しの時期を迎えたことにつきまして、それに加えて、熊本地震後に全路線を網羅した測量データが得られたことから、これらを活用し、より精度の高い計画を策定するために実施するものでございます。

最後に、成果物の利用方法につきましては、策定した計画を町ホームページで公開する予定と

しております。併せて、公開型GIS、益城マップにおいて調査結果を公表することで、町民の皆様が自分の前の舗装状況や修繕時期を御確認できるようなサービスができ、住民サービスの向上に資するものと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

今、公表という話が出ましたが、計画自体は非常にいいものと思いますが、私たち町民としては、どういうことかなと知りたいものですから、何とぞ分かりやすい公表をお願いいたします。以上です。ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中から、3点ほどお伺いします。

まず、28ページの9款1項2目16節公有財産購入費で、消防詰所等用地購入費というのが上がっておりますが、これ馬水ということだったんですが、ここの面積と単価を教えてくださいということです。

次は34ページで、10款6項9目14節の工事請負費、交流情報センター駐車場整備工事とあって3,700万円ほど計上されてますが、これの工事の概要について教えてください。以上です。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、28ページ、9款1項2目16節の公有財産購入費の中で、馬水消防団詰所敷地の購入につきまして、面積と単価のお尋ねということでしょうか。

現在、馬水消防団が使用しております詰所につきましては、借地をさせていただいております。そちらのほうを購入ということで、面積が442.58平方メートル、坪数でいきますと約134坪ほどございます。平米単価としましては4万1,400円、坪単価としましては約13万6,000円ということで、こちらにつきましては不動産鑑定を実施して算出をしております。おおむね地権者の方の了承もいただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 内田生涯学習課審議員。

○生涯学習課審議員（内田博也君） おはようございます。生涯学習課の内田です。13番中村議員の御質問にお答えします。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、34ページ、10款6項9目14節工事請負費3,770万5,000円について、工事の概要についてのお尋ねかと思います。

これにつきましては、交流情報センターの北側に専用の駐車場を整備するために予算を計上させていただいております。現在、駐車場を、陸上競技場、総合体育館と総合運動公園内の施設と

共同で使用しております。このため、大会やイベントが開催されます土曜日、日曜日、祝日につきましては駐車場が満車になりまして、交流情報センターの利用者が駐車できないといった事態が度々発生しておりますので、北側に専用の駐車場を整備したいと考えております。

整備予定地につきましては、現在、車両10台の駐車場となっておりますが、工事をしまして、駐輪場の面積を小さくして、駐車台数を39台に増やす予定としております。併せて、駐車場として使用しますので、ランニングコースを、今テニスコートの北側を回しておるんですけども、テニスコートの南側に回したいと考えておりますので、そのゴムチップの舗装についても工事をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 説明ありがとうございました。

消防団詰所についても、平米が442.58平米で、平米単価が4万1,400円ということで分かりました。134坪あるということで、そんなに広いのかなとちょっと思ったものですから。分かりました。坪単価が1万3,600円ぐらいということですね。了解しました。

それから、交流情報センターの駐車場については、今、専用駐車場が10台ぐらいということで、それを39台とめられるように広げるということですね。あそこのウォーキングコースを、北側にあるのをこっちのほうによけるということで、それで駐輪場のところも広げるということですね。はい、分かりました。どこにどういうふうにするのかなと思ってたものですから。分かりました。以上です。了解しました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。令和8年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中ですね、またたくさんありますので、よろしくお願いいたします。

最初のページ数、14ページ、総務費、総務管理費、一般管理費18節の震災10年活動事業補助金として300万円が計上されております。昨日の説明では10団体に補助金を出すということですが、その10団体の内訳をお願いいたします。

それから2款総務費1項総務管理費、財産管理費で、11節の役務費で、除草作業等手数料で177万9,000円が計上されております。これは昨日の説明では、憩の家跡地の清掃というか、草刈りをされるということで計上されておりますけれども、憩の家跡地で、これは何平米で、この除草作業を依頼する依頼先というか、現在、社協のシルバー人材センターでそういったこともされていますけれども、それ以外の方に依頼するのをお聞きしたいと思います。

それから15ページ、防災費の17節備品購入費で、災害拠点施設等備蓄資機材等購入費で65万5,000円が計上されております。これも、昨日の説明では、総合体育館のマンホールトイレのテントと便座の資機材を準備してるということですが、マンホールトイレは各小学校、中学校にも設置をされてると思うんですけども、このマンホールトイレのテント、便座等もう既に設置されていると思うんですけども、その設置状況も合わせてお聞きしたいと思います。

それから、16ページの2款総務費の木山仮設団地跡地等開発費で、基本設計業務委託料として2,800万円が計上されております。これは、委託先は決まっているのか。多分決まってないと思うんですけども、その場合、競争入札なのか、また、基本コンセプト等を明示して競争入札をされているのかどうか、そして、いつ頃入札をされる予定なのか、分かる範囲でお答えをお願いします。

それから19ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の中の委託料で、乳幼児健診DX導入業務委託料として359万3,000円が計上されております。これは、昨日の説明では、母子健康アプリ等を導入するということですが、この母子健康アプリはどういったものなのか、お知らせください。

それから、同じく4款衛生費の健康増進事業で、12節の委託料で、健康づくり動画作成業務委託料で38万5,000円が計上されております。この健康づくり動画作成というのはどういったものなのか具体的にお知らせください。

それから20ページ、保健福祉センター運営費の17節の備品購入費で、機械器具購入費として185万9,000円が計上されております。昨日の説明では、トレーニングマシンということで計上してるということですが、トレーニングマシンの機種は何機種で、どういったものなのか御説明をお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員、福祉じゃないですか。

○7番（吉村建文君） これ、福祉ですか。ごめんなさい。じゃあ、これは委員会でお聞きします。

○議長（榮 正敏君） その前の乳幼児。

○7番（吉村建文君） そうですね、はい、すいません。

と、28ページ、10款教育費の事務局費で、使用料及び賃借料で、電話自動応答機器リース料で189万3,000円が計上されております。これは小中学校7校分なのかどうかをお聞きいたします。

それから、その下の備品購入費で400万円が計上されております。昨日の説明では電子黒板ということなんですけれども、これは何台購入されるのか。それと、既に各小中学校で電子黒板は設置されてると思うんですけども、大体何台ほど、もう設置されてるのか、その台数をお聞きしたいと思います。

と、34ページ、教育費、保健体育総務費で18節の負担金補助及び交付金の中で、中学校部活動地域展開補助金で841万2,000円が計上されております。これは中学校の部活の指導をされる方たちのための補助金だと思うんですけども、具体的にどういうものなのか、お知らせください。

それから最後、35ページの学校給食費で、負担金補助及び交付金で、学校給食食材購入費補助金として1,440万3,000円が計上されております。昨日の御説明では、中学校の給食費の半額補助に、この1,440万3,000円が使われるということですが、今年以降、来年、再来年も継続的に実施していくのかどうか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（榮 正敏君） 寺本総務課審議員。

○総務課審議員（寺本和寛君） おはようございます。総務課の寺本です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算書（第1号）、まず14ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節の負担金補助及び交付金、震災10年活動事業補助金、10団体、この申請団体の内容についての御質問だったと思います。

現時点では、町内の自治会、地域団体など、地域の課題解決や活性化に取り組む団体からの申請の相談がっております。具体的な活動内容としましては、地域のイベントの開催や防災活動、子育て支援活動などが挙げられております。これらの活動を通じて、地域のつながりを強化し、活性化を図っていきたいと考えております。

次に、16ページになります。2款総務費1項総務管理費11目木山仮設団地跡地等開発費12節委託料、基本設計業務委託料、基本設計の委託先は既に決まっていますか、また、基本コンセプトや選定方法や選考時期についての御質問だったと思います。

現時点では委託先は決定しておりません。今後、公募型プロポーザル方式などを採用し、専門的な知見や実績を持つコンサルタントを選定していく予定にしております。基本コンセプトにつきましては、現在、基本計画であります木山ビジョンを、9月を目途に作成する予定にしておりますので、現時点での基本コンセプトといたしますか選考基準のほうは、この作成されたビジョンに沿った設計をすることなどが選考の基準になると考えております。また、選考時期は、基本計画を9月に作成する予定ですので、それ以降を予定しております。透明性、公平性を確保した上で、最も適格な事業者を選定してまいりたいと考えております。以上になります。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課、荒木です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

引き続き、議案第33号、益城町一般会計補正予算書（第1号）の14ページ、2款1項2目11節役務費179万9,000円の町民憩の家跡地の除草作業等手数料、この跡地の面積と依頼先についてお答えします。

面積は約3,600平方メートルです。依頼先は、先ほど議員がおっしゃいましたようにシルバー人材センターを予定しておりまして、この金額は年3回分を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、15ページ、2款1項6目防災費17節備品購入費の中で、災害拠点施設等備蓄資機材等購入費ということで、今回、総合体育館に設置しておりますマンホールトイレ用のテント5張りと便座5セットを購入予定としております。総合体育館のマンホールトイレにつきましては10基整備をしておりまして、うち5基は、既

に資機材のほうは配備しておりますが、残りの5基を今回購入予定としております。町で全てのマンホールトイレ、小中学校、それから総合体育館、カタル、合わせまして60か所設置をしております。今回で全ての資機材の配備が完了となります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君） おはようございます。学校教育課、内村でございます。7番吉村議員からのお尋ね、3点ほどございました。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出、まず1点目、28ページでございます。10款1項2目13節使用料及び賃借料のうちの電話トラブル対応機器リース料ということで、こちらの設置校数についてということでもよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、全校7校につきまして設置をするところで考えております。内容いたしましては、既存の電話機のほうに、この機器を設置いたしまして、学校対応のトラブルを未然に防ぐということでございます。防犯用の録音機能の部分と、今度は働き方改革でございますけれども、特に放課後での電話対応のほうはかなり時間がかかっております。終業しましたら、メッセージを自動的に伝えるような機能も備えているところでございます。

続きまして、29ページでございます。10款1項2目18節備品購入費、学校教育ICT機器購入費の部分でございます。この購入台数についてということでもよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、もう既に各小中学校の普通教室及び特別教室等にICT機器の設置を進めて、もう配置は終わっているところでございます。ただ、もう経年が来ましたことから、その機器について順次更新をするという計画を行っているところです。今回は、特別支援教室の65型電子黒板14台、それと音楽科授業等の特別教室の分で、75型の電子黒板4台を購入する予定でございます。

最後に35ページ、10款7項3目負担金及び交付金の学校給食費食材費補助金について、どのように継続していくのかということでもよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、今年度は、昨年度の物価高騰対策重点支援交付金を活用しまして、既に昨年度と同額ということで行っているところですが、今回補正を受けて、さらに1,700円の単価を補助して半額の2,900円を実現するというところで、この予算のほうを計上しているところでございます。

こちらにつきまして、事業の継続のために、国の補助金はもとより、学校給食費無償化の施策につきましても注視をして、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。また、そのような財源がない場合におきましても継続して対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 内田生涯学習課審議員。

○生涯学習課審議員（内田博也君） 生涯学習課、内田です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、34ページ、10款7項1目18

節負担金補助及び交付金、中学校部活動地域展開補助金841万2,000円について、具体的にどのようなものに対する補助かという御質問かと思います。

まず、中学校部活動の地域展開につきましては、中学生が将来にわたり、スポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保すること、教師の働き方改革、これらの理由によりまして、国のほうが推進しております。

国のほうは、令和13年度までに、休日の活動については、原則全ての部活動について地域展開の実現を目指し、平日についても地域展開を推進することとしております。これを受けまして、当町におきましても、令和5年度から益城町立中学校部活動地域移行検討委員会を立ち上げて検討を進めております。広報ましき6月号でもお示しをしましたとおり、令和10年度末までの休日移行、令和13年度末までの完全移行を目指して、現在検討を進めておるところでございます。今年度につきましては、準備ができた部活動から順次地域展開を開始したいと考えております。

地域展開を行うには、部活動から移行した地域クラブの管理、クラブ会員からの会費の徴収、指導者報酬の支払いなどの実務を担う地域クラブ活動運営主体が必要となります。今回計上しております予算につきましては、この地域クラブ活動運営主体への補助金となります。

具体的な内容につきましては、事務局の運営費、賃料、事務局長の報酬、指導者研修費などを想定しております。なお、指導者への謝金、会場使用料につきましては、クラブ員から徴収します会費で賄うことを現在のところは想定しております。

なお国、県からの補助金を活用してこれらを行いますので、歳入予算を、11ページ、18款2項9目1節教育費補助金において361万6,000円計上させていただいております。以上です。

○議長（**榮 正敏君**） 吉村議員。

○7番（**吉村建文君**） ありがとうございます。だいぶん見えてまいりました。

震災10年活動事業補助金10団体ということで、町内の自治体を活性化する地域イベント等を使うということでございます。

その下の除草作業等手数料については、憩の家の敷地が大体3,600平米で、年3回で社協のシルバー人材センターに頼もうというふうに考えているとのことでした。

15ページの災害拠点施設等備蓄資機材等購入費の65万5,000円については、総合体育館の残りのテント5張りと便座5セットということで、益城町、ほかの小中学校等に設置しているマンホールトイレ60か所ということで、これは今回の総合体育館のやつで全て完了するというところでございますので、これで、震災10年がたって、益城町も、その部分では、より先行した形でできたんじゃないかと思っております。

それから、木山仮設団地跡地の開発で、基本設計業務委託料、これはまだ委託先が決まってないと。公募型プロポーザルで競争入札をやるということで、基本コンセプト等については、木山ビジョンを9月ぐらいに策定する予定ということで、9月以降に委託先を決めるということでございますけれども、この木山仮設団地跡地というのは、木山ビジョンを見せていただいておりますけ

れども、震災後10年たって、今から新たな益城町の展開をするに当たって、非常に重要な施設になると思いますので、この辺の木山ビジョンもしっかり検討されて提示されるようお願いしたいと思っております。

それから、教育費の学校勤務時間管理システムの電話自動応答機リース料で189万3,000円ということで、特にトラブル防止のため、また、放課後の対応をするために、小中学校7校全て対応するというので、これはリースですので、また来年度以降も計上されると思いますけれども、職員の働き方改革にもつながることですので、しっかりやっていただきたいと思っております。

それと学校教育ICT機器購入費について、電子黒板、一応、65型のやつを14台と、音楽室で75型を4台ということで、もう既に小中学校では設置されてるということでございます。順次更新していくということで、ただ、この電子黒板については、これが使用されている事例というか、これが非常に、学校の先生方にとっても得意、不得意があると思いますので、この電子黒板の使用については、また研修等をやっていただいて、十分、この電子黒板を利用できるようにやっていただきたいと思っております。

それから、学校部活動地域活動補助金についてお答えがありました。地域クラブの運営主体で、事務局またはそれを担当する方をお願いするというのでございますけれども、国の方針で、令和13年度末までに地域展開を目指すということでございますので、これは部活動、これも働き方改革、教職員の先生方の負担をなくすというのと、これも種目というか科目というか、バトミントンにしる柔道にしる剣道にしる、様々な指導者を地域の方に要請しなきゃいけないと思うんですけれども、ぜひ、この地域展開をやっていただきたいと思っております。

それから最後に、学校給食食材購入補助金1,440万円ということで、中学校の半額補助に充てるということで、今年度以降も継続的に実施していくような形を取るということでございます。これはぜひ、町長の公約でもありますし、単年度じゃなくて継続してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑を終わります。

次に、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議

案に対する質疑を終わります。

次に、議案第39号「字の区域の変更について」から議案第42号「町道の路線認定について」までの4議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 1 番坂井でございます。私は、議案第40号、物品の購入について、1 点伺います。

消防団の小型動力ポンプ積載車の計画的な更新に伴う購入ということでした。これについて、更新対象となる現在使用中の車両の処分方法について、お伺いしたいと思います。この現在使用中の車両の処分方法は、落札業者の1人で処分費込みの落札または下取り、有価物回収業者による買取り、それとも、昨年度、西原村で行われておりましたし、他の市や町でも見受けられる公売など、いろいろな方法がありますが、益城町においては、どのように処分されているのかをお聞きます。以上です。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。1 番坂井議員の御質問にお答えいたします。

議案第40号、物品の購入について、消防団小型ポンプ積載車を更新する際の車両の処分方法についての御質問でございます。

町では、以前から積載車の処分につきましては、落札業者に永久登録抹消の手続きをお願いしているところでございます。ですので、処分に係る手続きも含んだ金額で入札、契約をしております。また、公売によりまして車両の売却を行っております自治体があることは承知をしておりますけれども、財政面や資源の有効活用の方では有益であるとは思いますが、22年間使用した車両でありまして、売却後に車両の不具合等が見つかった場合などのトラブルリスク、それから赤色灯などの特殊装備、名称などの除去、売却価格の査定や情報開示に必要な整備記録、不具合箇所の確認など、多くの売却準備が必要でありますことから、公売によりまして売却につきましては慎重な検討が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。私の質問は以上でございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

6 番下田議員。

○6 番（下田利久雄君） 6 番下田です。今の40号ですか、物品購入について6 社が失格になっておりますが、この予定価格より上回って入札したところが失格になってるみたいですが、予定価格というのは公表してあるんですか、ないんですかね。その辺を。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。6 番下田議員の御質問にお

答えさせていただきます。

議案第40号、物品の購入について、今回入札に関しまして予定価格を公表してあったのかというところでございますが、積載車購入の入札に関しましては、これまでと同様に、予定価格は事後公表としておりますので、事前に予定価格の提示はしておりません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

○6番（下田利久雄君） はい。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで、議案第39号「字の区域の変更について」から議案第42号「町道の路線認定について」までの4議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第42号「町道の路線認定について」までの10議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第42号「町道の路線認定について」までの10議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時05分

令和8年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和8年6月8日午前10時00分招集
2. 令和8年6月10日午前10時02分開議
3. 令和8年6月10日午後3時21分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 4番 上村幸輝議員
7番 吉村建文議員
17番 松本昭一議員
3番 西山洋一議員
1番 坂井金次郎議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	信國満徳君	政策審議監	納美由紀君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	坂井浩章君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	寺本和寛君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	藤田智久君
税務課長	山口拓郎君	住民課長	田上恵美君
福祉課長	菊川和幸君	こども未来課長	吉住由美君

こども未来課審議員	川 原 さおり 君	健康保険課長	田 上 雅 史 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君	復興整備課長	吉 本 秀 一 君
下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君	水 道 課 長	豊 田 博 文 君
学校教育課長	内 村 康 成 君	生涯学習課長	中 村 康 広 君
生涯学習課審議員	内 田 博 也 君		

開議 午前10時02分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名ですので、本日と明日11日の二日に分けて行います。

質問の順番を申し上げます。本日は、1番目に上村幸輝議員。2番目に吉村建文議員。3番目に松本昭一議員。4番目に西山洋一議員。5番目に坂井金次郎議員。明日11日は、1番目に木村正史議員。2番目に野田祐士議員。3番目に宮崎金次議員。4番目に甲斐康之議員。以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、上村幸輝議員の質問を許します。

4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 皆さん、おはようございます。4番の上村でございます。

さて、今回も一般質問の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。そして、傍聴席、また傍聴モニター前の皆様方におかれましては、日頃より町政のほうに関心を持っていたいただきまして心より感謝申し上げます。

本日は、通告をしておりました町政選挙での投票率について、益城町電子カード商品券について、益城町小中学校体育館への空調設置についての以上、三つのことについてお尋ねをいたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問の町政選挙での投票率について質問をさせていただきます。

本年4月21日を公示日、26日を投開票日とする本町町長選挙が行われ、新人女性候補と現職の一騎打ちとなりました。新人は益城町始まって以来の初めての女性候補で、男女共同参画の観点から、町の女性リーダー育成と地域活性化を目指し進められているましき女性みらい塾の修了生で、現状打破を訴えておられましたが、結果としては、新人女性候補側が涙をのむ形となりました。民主政治の原則でありますので、結果は結果として受け止め、町民の方々の利益また負託に応えるためにも、再選されました西村町長には、配布されておりましたマニフェストどおりにし

っかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、この町長選挙において、投票率が驚くべきものでありました。益城町の選挙人名簿登録者数2万7,746名、投票者数合計1万3,973名、投票率51.18%となっており、国政選挙であればまだしも、町の政治を担う町政選挙において、この投票率の低さは非常に危惧すべき状況ではないかと思います。選挙は民主政治の基盤をなすものであり、選挙が公正に行われなければ、この町の健全でよりよい発展を期待することはできません。住民の方々一人一人が町の政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政策をきちんと判断できる目を養い、自分の1票を進んで投票することができて初めて達成できるものであり、多くの有権者の意思が反映されるべきものであるため、今回の町長選挙での投票率の低下は大変残念で、今後を深く憂慮しております。51.18%ということは、言い換えれば有権者の約半数の方の多数決で住民の方々に一番近い密接した関係にある暮らしやすさ、住みやすさ、こういったものを左右していることになります。この投票率の低下した状態は早急に改善するべく、投票率向上のための取組を選挙管理委員会だけでなく、行政、議会がしっかりと考えていくべきときであると思います。

そこで、本来は選挙管理委員会の所管に当たる部分もありますが、選挙事務を総務課が担っていることもあり、行政に対し質問を行います。

1点目、今回の投票率を町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

2点目、無投票を含めて、町長選、町議選の町政選挙における過去5回の投票率の推移はどうなっているのでしょうか。

3点目、投票所の設置数の推移はどうでしょうか。

4点目、若い方の世帯等に選挙公報が届かなかったという話をよく耳にしますが、配布は全世帯でできていたのでしょうか。

5点目、投票率向上策について、町の考えはどうでしょうか。

以上5点、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（荒木 薫君） おはようございます。益城町選挙管理委員会書記長の荒木でございます。4番上村議員の御質問につきましては、益城町選挙管理委員会の所管でございますので、選挙管理委員会委員長から委任を受けた書記長である私から答弁をさせていただきます。

4番上村議員の一つ目の御質問の1点目、今回の投票率に対する受け止めについてお答えします。

今回の町長選挙における投票率51.18%という結果は、選挙管理委員会としましても大変重く受け止めております。民主主義の根幹である選挙において、有権者の皆様の意思が最大限に反映されることが理想であり、投票率の低下はその理想から遠ざかるものであると認識しております。選挙管理委員会は中立公正な立場で選挙を執行し、有権者の皆様が投票しやすい環境を整備する責務を持っており、投票行動を促す周知啓発活動に努めてまいりました。しかしながら、今回の結果は、町外からの転入者の急激な増加や政治への関心低下、無関心層の増加、さらには投票日

の天候の影響など複数の要因が重なったことによるものと考えております。今後、有権者がより投票しやすい環境を提供できるよう、一層の努力をまいります。

次に、御質問の２点目、町政選挙における過去５回の投票率の推移についてお答えします。

まず、町長選挙の投票率です。平成18年、77.26%、平成22年、73.16%、平成26年、70.43%、平成30年、63.33%、令和４年、無投票。次に、町議選の投票率は、平成19年、75.19%、平成23年、72.43%、平成27年、68.5%、平成31年、62.42%、令和５年、無投票となっております。町長選挙、町議選挙ともに１年で平均１%投票率が下がっております。

次に、御質問の３点目、投票所の設置数の推移についてお答えします。

熊本地震発生までは28か所となっております。その後の設置数は、平成30年町長選挙17か所、平成31年町議選挙20か所、直近の選挙では、令和５年県議会議員選挙23か所、令和６年県知事選挙及び衆議院議員総選挙23か所、令和７年参議院議員通常選挙21か所、令和８年衆議院議員総選挙及び町長選挙20か所となっております。投票所の設置に当たっては、公職選挙法に基づき、有権者の皆様の利便性やアクセスの容易さを考慮しつつ、各投票区の有権者数、地理的条件、使用する施設の状況などを総合的に検討し決定しております。例えば、一部の投票所については、有権者の減少に伴い、近隣の投票所に統合するとともに、定期バスやタクシーの運行等によるアクセス性の向上を図ったケースもございます。選挙管理委員会としましては、可能な限り多くの有権者が投票しやすいよう、投票所の設置場所や数について常に検討を行っております。

次に、御質問の４点目、選挙公報は全世帯に配布できていたのかについてお答えします。

選挙公報につきましては、国、県の選挙については、全戸配布し、町の選挙については、特例配布による方法をとっております。配布方法が異なる理由としましては、国、県の選挙は選挙期間が長く、一番短い県議会議員選挙でも告示日を含め九日間ありますので、町に選挙公報が納品された後、各区長宅に配送し、全戸配布するまでの期間が三日以上確保できるスケジュールとなっております。それに対して、町の選挙は期間が短く、告示日を含め五日間しかございませんので、町に選挙公報が納品された後、各区長宅に配送してから全戸配送するまでの期間が１日半しかございません。これらを考慮し、平成18年に益城町選挙公報の発行に関する条例が制定された後の町政選挙におきましては、新聞折り込み、区長宅、町役場をはじめとする町の公共施設、金融機関や郵便局の窓口、期日前投票所への配置及び町ホームページへの掲載など、特例配布の方法をとっております。しかしながら、議員御指摘のとおり、一部の有権者の皆様から、選挙公報が届かなかったというお声があることは承知しております。選挙公報は候補者の政策や主張を知る上で非常に重要な情報源であり、全ての有権者に確実に届けることが選挙管理委員会の責務であります。選挙管理委員会としましては、今後も配布方法の検証を行い、有権者により確実に選挙公報をお届けできるよう改善に努めてまいります。また、選挙公報の設置場所やホームページへの掲載等の情報に関しましても、併せて周知を行ってまいります。

次に、御質問の５点目、投票率向上策についてお答えします。

選挙管理委員会としましても、投票率の下落傾向について極めて危惧すべき状況と捉えております。このことを踏まえ、若年層の選挙離れと投票環境の見直しに対して重点的に取り組んでお

ります。まず、若年層の選挙離れについては、令和5年度から児童生徒を対象とした出前授業を町選挙管理委員会の独自事業として実施しております。各学校の御協力もあり、3年間で839名の児童生徒を対象として実施することができました。本年におきましても、既に4校からお申込みをいただいております、本年5月に開始された校長会で、各学校長に対して出前事業実施の追加案内を行ったところです。また、二十歳の集いにおいて二十歳になった有権者とその親族に対する選挙の周知活動を令和5年度から3年間続けて実施しております。さらには、町教育委員会におかれましても、次代を担う子どもたちに行政や政治の仕組みを学んでもらい、まちづくりや町政の関心を高め、選挙に関心を持つことを目的として、こども議会を開催されております。

次に、投票環境の見直しについては、投票者の投票方法に着目したところ、期日前投票の利用者の割合が年々増加していたことから、令和6年の県知事選挙から、期日前投票所の運用を見直しました。それまでは、役場投票所1か所に加え、保健福祉センター投票所を1日増設する形をとっておりましたが、より多くの有権者の皆様に御利用いただけるよう、保健福祉センター投票所を二日増設する形に変更いたしました。このように、選挙管理委員会としましても、投票率の下落傾向について深刻な課題と捉え、地道な活動を行っております。投票率の下落傾向については本町だけでなく全国的な問題であり、本町のみでこの状況を打破することは難しいことと考えておりますが、粘り強い活動を今後も続けていく所存です。選挙管理委員会はいくまで選挙の執行機関であり、候補者の擁立や有権者の政策選択に直接関わることはできませんが、民主主義の健全な発展のため、投票率の向上を目指し、有権者の皆様が投票しやすい環境を整え、選挙への関心を高めるための啓発活動に引き続き取り組んでまいります。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

まず1点目、投票率の低下について、有権者皆様の意思が最大限反映されることが理想であり、投票率の低下はその理想から遠ざかるものであると危機意識を持っておられることは分かりました。また、選挙管理委員会は、有権者皆様の投票しやすい環境を整備する責務があり、今回も周知啓発には努めてはきたと、しかし、政治関心の低下など無関心層の増加、選挙制度の課題や天候の影響など複数要因も重なり、今回の投票率になったということですね。そして投票しやすい環境の提供に一層努力をしていくということで、分かりました。

2点目の投票率の推移については、過去5回の投票率を出していただきましたが、町長選挙の平成18年は77.26%、町議選の平成19年は75.19%と、以前はかなり有権者の方々の政治参加意識が高かったんだなとつくづく思います。ともに1年で平均1%ずつ投票率が下がっているとのことでしたが、熊本地震前は町長選、町議選ともに約70%前後はありますので、大きくはこの10年で約20%近くは低下したようにもうかがえます。熊本地震の影響が大きいから一概に仕方がないというふうに考えるのではなく、その要因をしっかりとやっぱり考えて、一つ一つの対策をやっていくことが重要かと思います。

また、令和4年の町長選と令和5年の町議選のともに無投票選挙となったことも要因の一つというふうに考えられますが、基本的に無投票選挙だけは絶対に避けなければならないというふう

に思います。投票率の推移については分かりました。

3点目の投票所設置数の推移については、熊本地震発災までは町内28か所に設置をされていた、その後、平成30年、震災後、町長選では17か所に縮小、そして国政選挙を含めた令和5年度以降、選挙においては23か所、先日の町長選挙では20か所と、全般的には縮小傾向にあるのかなというふうには思います。この設置数については、利便性やアクセスを考慮し、有権者数や地理的条件などを総合的に判断し見直しを行ったとのことでした。今回の低投票率でどれほどの因果関係があるのか分からないところですが、設置場所や設置数については常に検討を行っているということです、この投票所設置数についてもしっかりと検討のほうをお願いしたいと思います。

4点目の選挙公報の全世帯配布については、数件の若い世帯の方から届かなかった、知らない、見ていないということを目にしましたので伺わせていただきました。国や県の選挙では全戸配布しているが、町の選挙では特例による配布を行っているということですかね。告示日から五日間と選挙期間の短い町の選挙では、全戸配布するには無理がある、そのため平成18年に選挙公報発行に関する条例を制定したと。現在まで、新聞折込み配布や町のホームページ掲載、区長さん宅に配布など特例配布の方法により行っているということですかね。分かりました。しかし、今後も配布方法の検証を行い、より確実に選挙公報をお届けできるよう改善に努めるということですよ。そうですね、検証をしっかりと行っていただき、せめてその内容が有権者の方々に届くよう改善に取り組んでいただきたいと思います。

5点目の投票率の向上策については、若年層の選挙離れ、投票環境の見直しに重点を置く中で、児童生徒を対象に選管独自事業として、出前授業をはじめ、こども議会、二十歳の集いでの周知活動、また、期日前投票の利用割合が増加傾向にあることから、保健福祉センター投票所を一日間から二日間へ増設をするなどして向上対策には努めているということですよ。町としてはこの低投票率の状況を一気に打破することは難しいため、粘り強い活動を続けていくということですね。答弁の中にありましたように、投票率の下落傾向については本町だけの問題ではなく、全国的な問題でもあります。確かに一気にこの状況を打開するのは難しいです。でもやっぱりこのままではいけないですよ。この町で取り組まれていること、ほかの自治体で効果のありそうな取組というものを考えていく必要があるかと思います。

投票率の向上策についてですが、益城町の場合、投票所に向かうための利便性が悪かったりと地域特性もあるかと思います。投票所を統合した地区では移動支援も行われたようですが、以外の地区においても、高齢者や交通弱者の方など投票弱者と言われる方々もかなりいらっしゃると思います。そのような方々を対象とした無料タクシーやデマンドバスの活用など、移動支援策を拡充させてはどうでしょうか。

また、選挙割を活用するという点もあるかと思います。これは、投票と引換えに投票所より投票済証をもらい、それを飲食店や小売店に提示することで割引を受けられるというもので、投票率の向上に寄与する動きとして全国に広がりを見せています。この選挙割に自治体が主体となることは確かにできないんですが、取り組む団体や事業者の町ホームページへの掲載周知など、側

面的な支援はできるかと思います。いかがでしょうか。

そして、埼玉県熊谷市で取り組まれている家族で投票所に行こうキャンペーン、これはホームページよりダウンロードした応募チラシに記入して、投票所に設置した応募箱に投函すれば、抽せんで、この場合はフリクション蛍光ペンが当たるというものなんですけれども、キャンペーン対象者の小中学生の保護者の投票率アップと、家族で選挙への意識を高めてもらうための取組として行われております。この家族で投票に行こうキャンペーンなどは非常に面白く、効果の見込めそうな取組だと思います。まずは、ほかの自治体のまねでもよいので、取り組んでみてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 荒木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（荒木 薫君） 御質問の5点目の2回目、投票率向上策についてお答えします。

まず、移動支援策の拡充についてでございますが、投票所へのアクセス向上は投票率向上に直結する重要な課題であると認識しております。特に、高齢者や交通弱者の皆様に投票しやすい環境を整備することは、選挙管理委員会の責務であると考えております。これまでも一部の投票所の統合に伴い、定期バスやタクシーの運行等を行ってきた実績がございます。しかし、議員御指摘のとおり、それ以外の地域においても移動手段に課題を抱える有権者の皆様がいらっしゃることは十分に承知しております。つきましては、今後、より多くの有権者の皆様が投票所まで円滑にアクセスできるよう、既存の移動支援策の検証を行うとともに、他自治体での先進事例や効果的な取組について研究・調査を進めてまいります。特に、無料タクシーやデマンドバスの活用については、費用対効果や運行ルート、利用者のニーズなどを詳細に検討し、実現可能性を探ってまいります。

次に、選挙割の活用についてでございますが、投票済証を提示することで割引を受けられる選挙割は、有権者の皆様に投票を促すインセンティブとして全国的にも広がりを見せている取組と認識しております。しかしながら、選挙割の実施主体はあくまで民間事業者や団体であり、選挙管理委員会が直接関与することは、公職選挙法上、難しいものがございます。しかし、議員御提案のとおり、取り組む団体や事業者の情報あるいは選挙割を実施している店舗の情報などを町のホームページや広報紙などで周知・掲載することで側面的な支援を行うことは可能であると考えます。これにより有権者の皆様への情報提供を充実させ、投票行動へのきっかけづくりを後押しすることができるものと期待しております。本件につきましても、具体的な方法や効果について検討してまいります。

最後に、埼玉県熊谷市で取り組まれている家族で投票に行こうキャンペーンのような家族ぐるみで選挙への関心を高める取組についてでございます。このような子どもたちに選挙を身近に感じてもらい、家族で投票に行くきっかけをつくるユニークなキャンペーンは、投票率向上だけでなく、将来の有権者育成という観点からも非常に有効な取組であると認識しております。現在、本町では、先ほども申し上げましたように、若年層の選挙離れ対策として、児童生徒を対象とした出前授業やこども議会、二十歳の集いでの周知活動などを行っておりますが、家族で投票に行

こうキャンペーンのような、より踏み込んだ啓発活動も今後の検討課題として非常に興味深いものと考えております。今後、他自治体の取組事例を参考にしながら、本町の地域特性や予算、人的資源なども考慮し、実現可能な範囲で効果的な啓発活動を企画、実施してまいりたいと考えております。

選挙管理委員会としましては、投票率の向上は民主主義の健全な発展にとって不可欠なものです。一朝一夕に解決できる問題ではないと認識しております。しかしながら、今回御提案いただいた内容も含め、あらゆる可能性を探りながら、引き続き、有権者の皆様が投票しやすい環境を整え、選挙への関心を高めるための啓発活動に粘り強く取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。来年度は統一地方選挙も控えております。そんな中で、この投票率の低い状態が続けば、幅広い民意が政治に反映されにくくなり、結果として、政策が一部の層に偏ったり、有権者の政治離れや政治不信をさらに悪化させるという悪循環を引き起こしかねません。それだけは避けなければならない、改善させなければならない、そういった思いから質問をさせていただきました。提案させていただきました投票率の向上策についても、その効果は期待できるものと思います。さらなる検討をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、2点目の二つ目の益城町生活者支援電子カード商品券について。

本年2月2日、益城町議会令和8年第1回臨時会にて提案され、当日の補正予算の議決内容に、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活者支援電子カード商品券交付事業が含まれておりました。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億9,258万圓中、口座振込手数料20万圓、商品券交付事業業務委託料3,370万圓、電子カード商品券交付金3億4,500万圓の合計3億7,900万圓を投じて実施されるものです。当時の議会の総括質疑では、1万円分の入金がされた電子カードについて、町内の事業者に参加を募り、町内事業所で使えるカードで、物価高騰の生活者支援と併せて、町内事業所における消費を喚起する二つの狙いでの電子カードということでした。また、事業者側に電子カードを読み込むためのカードリーダーは必要なく、スマホに読み込み用のアプリを入れてもらえれば、それで電子カードを読み取ってもらうことで利用可能と、カード決済のための設備新規導入をしなくてもお手軽で簡単にできるような説明であったかと思います。物価高騰対応生活者支援事業のため、少しでも早く住民の方々の手に渡るようにしなければならないといった思いから、議会におきましても賛成多数で議決をされました。そして、この電子カード商品券、スケジュール的にも遅れたようですが、5月1日から利用開始できる状態とはなりました。しかし、この電子カード商品券の利用に当たっては、利用者の方々や事業者の方々からかなりの混乱があったと聞いております。読み込むためのスマホ端末についても、バージョンが新し過ぎても古過ぎても読み込みできないとか、そもそも電子カード商品券のQRコードが読み込めず、受け付けないといったことや、画像で拡大しなければならないというものが大半で、また、利用の仕方が分からないと、事業者の方々のレジの前で支払い時に問合せが多くて、商業施設ではレジは長蛇の列となり、途中で買物をやめて帰ら

れる方も続出し、事業者としてはかなりの負担となっているとのことで、その際のサポートセンターで問合せ内容も理解ができなかったようで、それも混乱の要因の一つとなっているようでした。実際、今現在も電子カード商品券を利用予定で買物に行き、QRコードが欠けているため、読み込みはおろか使うこともできず、現金で支払われた方も幾人かいらっしゃると聞いております。5月31日にはカード自体を読み込みできなくなったとのシステム障がいも数件のお店から耳にいたしました。カード商品券での支払いを当てにしていたにもかかわらず、現金での出費で思わぬ負担となったと伺っております。また、ほかにも住民の方々の意見として、残高があろうがなかろうが9月30日まででカードは無効となる、スマホに入ればその時点でカードは無効である、その短期的なものにしては、作成したカードは上等すぎないか、委託事業者のための政策ではないのかといった厳しい意見や、多くの事業所が扱えるよう、また、迅速にできるよう、紙の商品券でよかったのではないかとといった意見もありました。

そこで、これらの意見を踏まえて伺います。

1点目、この電子カード商品券に関する混乱状況は町も認識していると思いますが、町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

2点目、この事業に取り組むに当たり、先進事例でのメリット、デメリット、実証実験などシミュレーションはされなかったのでしょうか。

3点目、この事業の財源となる物価高騰対応支援地方創生臨時交付金は、2025年11月に経済対策としての重点支援交付金の拡充によるものです。生活者支援に係るものであり、もっとスピード感のある取組はできなかったのでしょうか。

4点目、隣の御船町では、利用者の方々や事業者の方々の利用利便性を考え、また、スピード感を持って事業を実施するために、紙の商品券1万2,000円分でした。このようなデジタルに疎い高齢者や事業者の使いやすさを考えた、扱いやすいものにするという考えはなかったのでしょうか。

5点目、高齢者の方々の利用状況が気になるところであり、中には利用することなく9月30日の期限を迎える方もいらっしゃるのではないかと心配しております。コールセンターに任せるばかりではなく、せっかく作ったカードが無駄なく有効に利用されるよう、町としても高齢者のサポートをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。以上よろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和8年第2回益城町町議会定例会も三日目を迎えております。本日は一般質問ということで、5名の議員の皆様の質問をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきましてありがとうございます。

実は、昨日、東海大学の九州野球部が全日本大学野球選手権において、愛知の強豪中京大中京に逆転勝ちを収めまして、20年ぶりの勝利を飾っております。監督、主将が6月4日に本町を表敬訪問された際に、力強く「勝ちます」と宣言され、見事に実現されました。今後は、益城町にキャンパスがあり、野球部は福田グラウンドでも練習されておりますことから、町としてしっか

りと応援してまいります。

それでは、4番上村議員の二つ目の御質問の益城町電子カード商品券につきましてお答えをさせていただきます。

まず、今回の益城町生活者支援電子カード商品券交付事業につきまして、事業概要と事業の進捗状況を御説明いたします。

本事業は、昨年11月21日に閣議決定された総合経済対策におきまして、物価高の影響緩和に必要とされる分野に対し、迅速かつ有効に活用されることを目的としまして措置がなされた重点支援地方交付金のうち、食料品の物価高騰に対する特別加算に位置づけられたものです。本町におきましても速やかに事業検討を進め、本年2月の臨時会におきまして事業概要などを御説明申し上げ、本事業に係る歳入歳出補正予算の御承認を得た上で、2月6日付で事業者と業務委託契約を締結いたしました。なお、事業検討を進める上で、現金給付、紙面によるプレミアム付き商品券の販売、紙面による商品券の配布、カード商品券の配布、この四つの手法について比較検討し、商品券印刷コストの縮減や名刺サイズによる携帯の容易さ、また、町内小売事業者等の振興に寄与できるカード商品券が最適と判断いたしました。カード商品券の利用を開始する5月1日に先立ち、2月下旬からカード商品券が利用可能な加盟店の募集を町内事業者に対して実施いたしました。その結果、募集期限としておりました3月6日までに33店舗からお申込みいただき、精査の上、加盟店登録を行い、加盟店の一覧表を町民の皆様へお送りしたカード商品券に同封しております。なお、その後も加盟店の随時受付を行い、現時点では61店舗に拡大しております。町民の皆様へ郵送しましたカード商品券につきましては、補正予算を御承認いただきました本年2月2日時点で益城町に住民票のある方を交付対象とし、4月上旬から簡易書留郵便による送付を開始しております。郵便局からの報告では、5月7日の時点で全世帯への不在票投函を含めた対応が完了しており、郵便局での保管期限が経過したカード商品券につきましては、産業振興課で保管しております。未受領者に対しましては、不在票に役場問合せ先を記載しておりますので、窓口で本人確認の上、交付を行っております。

今回の事業は、町としては初めての取組となる全町民配付型のカード商品券事業ということで、町民の皆様や各加盟店におかれましては、レジでの混雑や御不便さを感じられる場面もあったものと認識しております。町としましても、利用者に対し、窓口でのより分かりやすい御案内に加え、町ホームページや広報紙での情報発信を継続して実施しております。

これらを踏まえ、議員の御質問にお答えします。

まず、御質問の1点目、電子カード商品券の利用に当たっての混乱状況についてお答えします。

先ほど述べましたとおり、町として初めての取組でありますことから、カード商品券の利用開始日である5月1日前後での加盟店やカード利用者双方に御不便をおかけすることは、当初から懸念をしておりました。そのため、町としましては、コールセンター対応者の増員や、4月に加盟店向けの詳細な説明会を2回実施するなど、様々な懸念事項の解消に向けた入念な対策を講じておりました。なお、コールセンターでの相談対応件数は、4月17日から23日までの1週間で73件、4月24日から30日までが163件、5月1日から7日までが352件、5月8日から14日までが93

件となっております。内容としましては、カード商品券利用者からの相談が大半であり、スマートフォンをお持ちでない方の利用方法やスマートフォンへの残高チャージの操作方法、二次元コードの読み取り不良への対応方法などです。なお、現在では、相談対応件数は激減しており、スムーズな運用ができているものと認識しております。

次に、御質問の2点目、先進事例の確認や実証などのシミュレーションについてお答えします。

本事業の実施に当たりましては、他自治体の過去事例調査やシミュレーションを行っており、また、本事業の受託事業者は、令和6年度に120を超える地方自治体の類似業務を受託しており、そのノウハウを最大限に活用することを期待して、委託契約を締結しております。

カード商品券のメリットとデメリットについて改めて御説明します。

利用者のメリットは、1円単位までの利用が可能な点です。紙面による商品券の場合、おつりが出せないため、商品券の額面以上の金額で使用するようになりますが、カード商品券の場合は、1枚当たりの額面1万円の残高がなくなるまで、おつりを気にせず、買物が可能です。また、カード商品券は、紙面による商品券と比べ、印刷コストを削減できるため、一人当たりの額面価格を1万円に増額することができました。一方、利用者のデメリットとしましては、スマートフォンをお持ちでない方や操作方法が分からない方の場合、スマートフォンへの残高チャージができないことから、店舗決済端末を保有している加盟店でのお買物に限定されることが挙げられます。

次に、加盟店のメリットは、日々の集計と換金時の手続きが容易である点です。紙面による商品券の場合、商品券の現物を1枚ずつ数えて確認する必要がありますが、カード商品券の場合は、レジでの会計時に集計も同時になされます。また、集計された利用実績に応じ、町から直接、加盟店へ振込を行いますので、加盟店の事務的負担を軽減できるとともに、速やかに換金することが可能です。一方、加盟店のデメリットとしましては、カード商品券の取扱いに慣れるまで、多少はレジでの混雑が生じる可能性があるという点が挙げられます。これらのメリットとデメリットを比較した上で、利用者と加盟店双方の利便性を考慮し、カード商品券交付事業を実施しました。なお、今後、再び国の経済対策による類似の交付金事業が実施される場合、今回のノウハウを生かせるものと考えております。

次に、御質問の3点目、もっとスピード感のある取組はできなかったのかにつきましてお答えします。

本事業は、物価高騰の影響を受けている町民の皆様の生活支援と併せまして、町内消費を推進することによる地域経済の活性化を目的に実施しております。また、効果検証が必要な交付金であるという性質上、現金給付でなく、利用期限の設定が必要な商品券が最適であると判断したところです。本事業は、事前の加盟店募集に係る期間、カード商品券の発行準備や郵送期間が必要であることに加え、先ほど申し述べましたとおり、今後、再び国の類似の交付金事業が実施される場合などを見据えて、町民の利便性や汎用性のある事業設計としたことで、カード商品券は5月1日からの利用開始となった次第です。

次に、御質問の4点目、デジタル関係に疎い方でも扱いやすく、使いやすいものにとの考えはなかったのかにつきましてお答えします。

今回のカード商品券の使用方法は二通りございます。一つ目は、店舗決済端末を備え付けている加盟店におきましては、カード商品券を提示することで代金の支払いが完了する方法です。二つ目は、御自身や御家族のスマートフォンに残高チャージを行っていただき、スマートフォンを使って加盟店で代金を支払う方法です。この場合、店舗決済端末の有無に関わらず、加盟店であれば御利用が可能です。高齢者などスマートフォンの操作に不慣れな方に関しましては、店舗決済端末を備え付けていない加盟店でのお買物は不便かと思います。そこで、町としましては、できる限り加盟店に決済端末を御準備いただけるよう働きかけを行ってまいりました。その結果、当初は端末を備え付けていなかった加盟店のうち、大型スーパーを含めた複数の店舗で決済端末を御準備していただくことができました。また、店舗決済端末を備え付けていない加盟店では、利便性を損なわないよう、従業員がカード商品券の使い方について丁寧に御説明するなど配慮をされております。

次に、御質問の５点目、委託業者任せではなく、町のしっかりしたサポートをにつぎましてお答えします。

まず、コールセンターに全てを任せているという認識はございません。町の担当課へも問合せを多数いただいておりますので、それぞれでしっかりと対応しております。なお、御質問にありますような高齢者の利用促進につきましては、町で対応すべき内容と認識しております。期限内に可能な限り多くの方に御利用いただけるよう、広報ましき６月号におきまして、最新の加盟店舗名と店舗決済端末の有無を一覧で掲載しております。町としましては、引き続き、丁寧な説明に心がけ、町民の皆様、加盟店の皆様双方の利便性向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○４番（上村幸輝君） 分かりました。ちょっと時間がないので。

先ほど申しましたように、高齢者の方などデジタル弱者の方々の利用状況が非常に気になる場所ですので、町としてもしっかりとサポートをよろしくお願い申し上げまして、三つ目の質問に移ります。

それでは、三つ目の質問なんですが、益城町小中学校体育館への空調設置について。

近年の気候変動や年間の平均気温の上昇により、最高気温35度以上の猛暑日の年間日数は年々増加し、学校現場における熱中症事故の発生件数は増加傾向にあります。ちなみに、気象庁によると、夏の顕著な高温を記録する年が頻発していることもあり、40度を超える気温が毎年のように観測される状況を受けて、本年４月17日に最高気温が40度を超える日を酷暑日と名称決定がなされています。基本的に、体育館は体育の授業や社会体育の部活動、集会等において、直射日光を避けるために使用しますが、夏の体育館は直射日光で建物全体が温められ、室温が高温になりやすく、窓を開けて換気を行っても、外気温が高く、熱が籠もりやすいため、より高温となり熱中症リスクが高まります。また、体育館は災害時の避難所として指定されていることもあり、災害関連死防止の観点からも、避難所の空調化、快適化が必要になってきます。これまで同僚議員の方々からも度々質問がされてきましたが、子どもたちの安全面や指定避難所の機能として考えると、空調設備は喫緊の課題です。昨年度、益城町PTA連絡協議会が取りまとめ、提出された

要望書の中にも盛り込まれておりました。ぜひ早急に整備をお願いしたいと思います。

また、4月に行われました、町長選挙におきましても、西村町長より配布されているマニフェストに、小中学校体育館にエアコンを設置するとありました。その具体的な計画を伺います。空調設置計画はどのように進めていかれるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 教育長の信國でございます。4番上村議員の三つ目の御質問、小中学校体育館へのエアコン設置の具体的な計画についてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、令和8年3月定例会におきまして、学校体育館は児童生徒の学習生活の場であるとともに、災害時には避難所として使用される場合もあると。そのような状況の中、近年、児童生徒の熱中症対策は喫緊の課題と捉えており、また、避難所機能の強化の面からも、空調設備の設置は重要性を増していると認識していると、学校体育館へ空調設備を設置する方向で検討を進めているとお答えしたところです。また、導入するエアコンの機種選定に取りかかり、具体的な検討を行っている併せて答弁いたしております。

小中学校体育館は、学校行事をはじめ、避難所として長時間利用する場合を想定し、吸気と換気が同時にできる機能を備える空調設備の導入が必要となります。空調設備の設置に当たっては、学校ごとに電源容量の増設や屋外機の設置スペース確保など必要となる附帯工事の内容が異なることから、まずは空調機設置工事に係る基本実施設計を行いまして、工事費の設計、工法の選定を行うことが必要ですので、本議会におきまして、設計委託費を補正予算に計上しているところでございます。本年度に設計を完了いたしまして、来年度から空調機器の調達納期の状況や各学校の工事工程を精査した上で、計画的に施工してまいりたいと考えております。また、工事に当たっては、学校教育活動に支障が出ないよう工事を進める必要があるため、学校行事や地域行事との調整を行い、夏休みなど長期休業期間を活用するなど、施工時期の最適化も併せて図ってまいります。工事費につきましても、より有利な財源の確保に努めながら、町の財政負担をできる限り抑えつつ、整備を進める方針であります。本町といたしましては、児童生徒の安全安心の確保、そして、指定避難場所としての機能強化という観点から、体育館の空調設備は喫緊の課題であると認識しておりますので、可能な限り早期実施に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

令和7年3月議会、令和8年3月議会でも同僚議員の方から質問が上がっていましたが、当時の答弁では、設置する方向で検討を進めているとのことではありましたが、既に設置している学校、体育館の現状を視察し、状況把握に努め、空調機メーカーとの空調機の性能・仕様を確認しながら、学校体育館への設置の可能性を整理しているということでした。少し表現が分かりにくい。そのため、今回質問に取り上げさせていただきました。保護者の方々の関心も高く、PTAからの要望も多く耳にするため、では実際、小中学校体育館への設置を具体的にどのように進めていくのか非常に気になる場所でした。設置に当たっては、学校ごとに附帯工事の内容も異なるため、まず、基本設計、実施設計を行い、工事費の算出を行うことが必要であると。そのた

め、設計委託料を補正予算で計上されているということですよね。今回、補正予算書で私も確認いたしました。その予算を基に、令和8年度に設計を完了、そして9年度から機器の調達納期や学校の工事工程の精査などを行って、計画的に施工をしていくとのことですよね。また、財源については、より有利な財源の確保に努め、町の財政負担をできる限り抑えて整備するということで分かりました。

では、今年度中に設計を完了し、来年度から実際、工事に着手するという理解でよろしいでしょうか。また、工事自体は全小中学校体育館同時になるのでしょうか。ばらつきが出る場合や、それまでの目先の対応策として、体育館など大空間用の移動式エアコンのリース導入をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。財源につきましては、今回の補正予算書では緊防債を利用すると説明があったかと思います。緊防債は地方負担充当率100%で活用でき、元利償還金への交付税措置が70%なため、実質、町負担は30%となりますけれども、ほかにも屋内運動場の空調設備整備事業もあったかと思います。この事業であれば、国庫補助2分の1で充当率100%、そのうちの元利償還金の交付税措置が50%なので、実質は25%だったかと思います。断熱工事についても補助対象となって、内容も高額で大がかりなものではなく、屋根の遮熱塗装や窓への日射フィルム貼りなど安価なものでよかったかと思います。また、そのようなその後の光熱費についても、体育館への空調設置学校数に応じて普通交付税が算定されているようです。利用する事業財源で、内容も変わりますが、熟考した上での緊防債の判断と理解してよろしいでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 2回目の御質問の1点目、今年度中に設計完了し、来年度からの工事着手ということについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本議会で御承認いただきました後、速やかに設計業務に着手してまいります。また、空調機の設置工事につきましては来年度からの着手を計画をしているところです。

次に、御質問の2点目、全小中学校を同時に工事するのか、また、工事完了までの臨時対応として仮空調機の借上げ等による対応があるのかについてお答えいたします。

各小中学校の工事着手の時期につきましては、今年度実施する基本実施設計の中で整理をすることとしています。また、空調機設置に係る事業期間につきましては、全体事業費や空調機の調達状況等を考慮し、単年か複数年かを判断してまいります。なお、工事完了までの期間につきましては、各小中学校に大型扇風機等を複数増設するなど、熱中症対策の強化を図ってまいります。

次に、御質問の3点目、本事業の財源についてお答えいたします。

本事業の財源といたしましては、緊急防災減災事業債と、議員から御案内がありました国の補助事業というのがございます。この二つの財源を比較し、本事業の早期完了を第1に考えまして財源を検討したところでございます。国の補助事業を活用する場合は、本事業の申請に当たり、前年度に計画を作成し、その次年度以降の事業承認となるなど、本町の計画に合った事業の実施が難しい状況でございます。併せて、空調効率を高めるために必要な断熱工事を実施することが条件とされており、事業費の増額、工期の延長というものが必要となります。

○議長（榮 正敏君） 答弁を終了してください。時間です。

上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

11時10分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7 番吉村建文議員。

○7 番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7 番、公明党の吉村建文でございます。熊本地震より 4 月で10年を迎えることになりました。熊本高森線の 4 車線化も 3 月20日に広崎から寺迫まで全面開通し、熊本地震からの復旧・復興に大きなめどが立った気がいたします。また、追悼の記念式典も様々行われ、熊本地震からの10年の節目を感じられたところでもありました。また、この町で暮らす30人、組の方々のインタビュー集、これは「日常」というんですけども、企画財政課の方たちが編集をされたということで、私も読ませていただきました。この中でも書いてありましたけれども、この10年は町民一人一人にとって全く違うものなんだと、誰もが懸命に日々を積み重ねてきたんだという記事が載っておりました。非常に感動いたしました。そして、4 月には町長選挙もあり、西村町長の 4 期目がスタートすることになりました。西村町長おめでとうございました。これからもよろしく願いいたします。町民の皆様と手を携えて政治に向き合っていきたいと決意をしております。傍聴者の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は 5 点にわたって質問させていただきます。

1 点目、福祉行政について、2 点目、町長マニフェストについて、3 点目、教育行政について、4 点目、こども誰でも通園制度について、5 点目、憩いの家跡地利用について、以上 5 点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

はじめに、福祉行政について伺います。

益城町において、命をつなぐ「益城つながりバトン」を御存じでしょうか。これがつながりバトンでございます。4 月に大津町で政策学習をさせていただいて、そのときに大津町の議員さんから「命のバトン」の存在の紹介があり、これは良いことだと思い、益城町でも活用することはできないかと思い、早速、福祉課にお尋ねしたところ、最初は反応が弱く、調べてみますとのことでした。調べていただくと、益城町にもこの制度があり、ただ、この制度を利用しているのは、町の社会福祉協議会ということでした。この「益城つながりバトン」とは、その目的として、利

用者の急病事故、災害等の緊急時に必要な情報を保管する緊急時情報キット「益城つながりバトン」を整備することにより、緊急時の迅速かつ適切な医療及び支援活動につなげることであります。「益城つながりバトン」を活用することで、利用者の安心、安全を確保するとともに、平時からの地域での見守り活動の構築並びに地域とのつながりや多職種連携による地域福祉の充実を図ることを目的としますと明記してあります。調べてみますと、この制度は令和３年２月頃、仮設住宅、災害公営住宅にお住まいの方々に、国の補助で、地域支えあいセンターが窓口となって、現在160世帯に渡してあることが判明いたしました。まだ400本ほど在庫はあるそうであります。やはり広報のあり方についてもっと工夫が必要だと考えますがいかがでしょうか。社会福祉協議会に任せるだけでなく、町としてホームページや広報紙に「益城つながりバトン」を紹介すべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、避難行動要支援者登録制度の現状についてお伺いいたします。

令和６年６月定例会において質問させていただいておりましたが、令和３年９月に益城町避難行動要支援者名簿に関する条例を制定し、避難行動要支援者登録者につきましては、同条例施行規則３条で５点にわたって該当される方を規定しているとのことでした。その人数は、令和６年４月１日時点で653名になっています。今後も個別避難計画の作成につきましては、避難支援等関係者と協力するとともに、その必要性につきまして町民の皆様に十分に周知を図るなど、しっかり取り組んでまいりますとの回答でありました。

そこで質問させていただきます。

避難行動要支援者登録制度の現在の登録者数はどうなっているのか、対象者に対する登録率をどのように把握しているのか、個別避難計画の作成状況はどうなっているのか、自治会、自主防災組織、民生委員との情報共有体制はどうなっているのか、また、支援者不足や地域差などの課題をどう認識しておられるのかお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ７番吉村議員の一つ目の御質問の１点目、命をつなぐ「益城つながりバトン」につきましてお答えします。

「益城つながりバトン」の取組は、熊本地震を契機に、益城町社会福祉協議会が主体となり、当初は災害公営住宅の一人暮らし高齢者を対象として実施しております。現在は対象を高齢者のみの世帯や障がい者世帯などの希望者に拡大しております。また、昨年度にはバトンの記載内容につきまして、民生委員、児童委員と連携して更新しております。

議員御指摘の「益城つながりバトン」は、町民の安全、安心な暮らしを支える上で大変重要な役割を果たすものと考えております。本町としましても、町ホームページや広報紙を活用しまして周知活動を強化し、この取組の存在と利用方法を多くの方々に知っていただけるよう、今後も社会福祉協議会と連携してまいります。

次に、御質問の２点目、避難行動要支援者登録制度の現状につきましてお答えします。

本制度は、災害時において自力での避難が困難な方を事前に把握し、地域による支援体制を構築することを目的としております。災害対策基本法におきましても、避難行動要支援者名簿の作

成が義務づけられ、また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務とされるなど、避難支援体制の強化が求められております。本町では、避難行動要支援者名簿に関しましては、令和3年9月に益城町避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しております。対象者としましては、要介護3、4、5の認定を受けている方、身体障がいの種類が視覚、聴覚、肢体不自由であり、かつ等級が1級または2級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方などです。介護保険の認定情報や障害者手帳の所持者情報などから対象となる方を把握し、本年4月1日時点で814名の方を登録しており、名簿を毎年更新しております。また、同条例に基づき、平時におきまして、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に対しまして名簿の提供が可能です。

次に、避難行動要支援者の個別避難計画に関しましては、本年4月1日現在で77件が策定されており、毎年確認を行っております。個別避難計画策定者の個人情報を自治会や民生委員、自主防災組織等に提供することにつきましては、御本人の同意を得た上で、必要に応じ、情報共有を行う体制を構築しております。

また、個別避難計画の策定に当たりましては、具体的な避難支援や安否確認を行っていただく支援者の確保が課題です。そのため、民生・児童委員や関係機関との連携の強化や地域防災を担っていただく自主防災組織の設立を支援するなど、地域住民の方々に個別避難計画の必要性を御理解いただくとともに、地域との情報共有が図られるよう取り組んでまいります。

避難行動要支援者登録制度は、災害発生時に高齢者や障がい者一人一人の命を守る上で極めて重要な制度です。今後もより多くの方に個別避難計画を策定いただき、地域の皆様との協力体制の下、実効性のある支援体制をしっかりと構築してまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） この命をつなぐ「益城つながりバトン」は、今後の対応として、町のホームページや広報紙を活用し、この取組の周知活動を強化してまいりたいと、今後も社会福祉協議会と連携して、この周知徹底を図っていききたいということでございます。

このつながりバトンの中身なんですけれども、この中にこういった内容のことが書かれております。これは各家庭の冷蔵庫にこのバトンを入れておいていただいて、この緊急時情報シールが在中してて、これはぺったり貼ることができて、これは上益城の西原消防署の救急隊員の方たちが、これが貼ってあると「つながりバトン」をお持ちなんだなということで、冷蔵庫を開けることができるんです。非常にこの書いてある内容等も使い勝手がよくっておりますので、ぜひこの「つながりバトン」というのは、冷蔵庫に入れていただければそんな場所もとりませんので、非常に便利だと思いますので、周知徹底を図っていただきたいと思っております。

避難行動要支援者個別計画については、令和8年4月1日時点で77件ということで、まだまだ策定件数は少ないと思うんですけれども、これも自治会や民生委員、自主防災組織に提供が可能です。これもまたその登録される方の同意が必要ではございますけれども、今、高齢者の方々は税金とかそういった部分で非常に高齢者にとっては年金生活とかされてらっしゃる方は非常に住

みにくいというか、そういった方々に光を当てて、町の行政も高齢者の方々が過ごしやすい状況をつくっていただければと思っております。

次に、町長マニフェストについてお伺いいたします。

町長は今回の選挙で再選されましたが、子育て・教育分野について確認させていただきます。

小学校給食費無償化、中学校の半額補助を打ち出されていますが、実施時期と財源はどうなっているのでしょうか。小学校の給食費無償化については、国の方針で既に4月から5,200円相当の金額補助は実施されております。ただし、中学校の給食費半額補助については町長独自の公約になっていますが、その時期についてお伺いいたします。

次、2点目に、小中学校体育館へのエアコン設置を実施されるとのことですが、その時期をお知らせください。前回の定例会において前向きな回答をいただいておりますので、町長の公約に期待すること大でしたが、日本全国各自治体も小中学校体育館へのエアコン設置については前向きに手を挙げていることが判明いたしております。競争が激しくなっていると思いますが、具体的に話は進んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、小学校給食無償化、中学校の半額補助の実施時期と財源についてお答えいたします。

本年4月から小学校児童の給食費につきましては、国、県の補助金を活用し、無償化を実施しております。また、中学校生徒の給食につきましては、実質の月額5,800円のところを、物価高騰対策重点支援交付金を活用し、昨年同様に保護者負担を月額4,600円で実施しているところで

す。

今般、町長マニフェストに基づき、さらなる保護者負担の軽減のための補正予算を本定例会に提案しているところで、7月から中学校生徒の給食費を実質の月額5,800円の半額、月額2,900円で実施してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、小中学校体育館へのエアコン設置の時期についてお答えします。

先ほどの上村議員への答弁の繰り返しとなりますが、議員も御承知のとおり、令和8年3月定例会におきまして、学校体育館は児童生徒の学習生活の場であるとともに、災害時には避難所として使用される場合もあると、そのような状況の中、児童生徒の熱中症対策は喫緊の課題と捉えており、また、避難所機能の強化の面からも、空調設備の設置は重要性を増していると認識していると、学校体育館への空調設備を設置する方向で検討を進めているとお答えをしたところです。また、導入するエアコンの機種選定に取りかかり、具体的な検討を行っている併せて答弁をいたしております。

小中学校体育館は、学校行事をはじめとして、避難所として長時間利用する場合を想定いたしまして、吸気と換気が同時にできる機能を備える空調設備の導入が必要と考えております。また、空調設備の設置に当たっては、学校ごとに電源容量の増設や屋外機の設置スペースの確保など必要となる附帯工事の内容が異なることから、まずは空調機設置工事に係る基本実施設計を行いまして、工事費の設計工法の選定を行うことが必要ですので、今定例会におきまして、設計委託費

を補正予算として提案しておりますところです。本年度に設計を完了いたしまして、来年度から空調機器の調達納期の状況や各学校の工事工程を精査した上で、計画的に施工してまいりたいと考えております。また、工事に当たっては、学校教育活動に支障が出ないように工事を進める必要があるため、学校行事、地域行事との調整等を行い、長期休業期間を活用するなど施工時期の最適化も図ってまいりたいと考えております。工事費につきましても、より有利な財源の確保に努めながら、町の財政負担をできる限り抑えつつ整備を進める方針であります。

本町といたしましては、児童生徒の安全安心の確保、そして指定避難所としての機能強化という観点から、体育館への空調設備は喫緊の課題であると認識しておりますので、可能な限り早期実施に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 小学校給食費無償化、中学校の半額補助の時期と財源について回答いただきました。中学校については、本年の7月分から実質の月額5,800円の半額、つまり2,900円で実施していくということでございます。また、小中学校への体育館エアコン設置の時期については、今年度に設計委託費を補正予算に計上していると、また、小中学校の体育館は学校行事をはじめ、避難所として長時間利用する場合を想定し、吸気と換気が同時にできる機種を備える空調設備の導入が必要とのことでありますが、具体的にこれは何機種を想定されていらっしゃるのか、それから、設計委託費を補正予算に計上しているということですが、これは小中学校7校分全てでありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 空調機の選定につきまして、何機種を候補に上げているのかということ、それから、設計委託費等は何校分であるかということについてお答えいたします。

まず、空調の候補ですが、今現在2機種を候補として上げておりまして、その2機種の中から、設置工期等も含めまして検討しているということでございます。

また、設計委託にかかりましては、全校分をしているということでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。2機種ということですので、これも各自治体が手を挙げてますので、ぜひ勝ち取っていただきたいと思っております。

次に、不登校児童生徒の支援についてお伺いいたします。

YPみらいえが3月18日に落成式が行われ、4月から業務が始まりましたが、5月の連休明けに訪問させていただきました。また、状況等をお伺いいたしましたところ、まだまだ備品等が整備されていないことが分かりました。これは令和8年度の予算が骨格予算ということで、予算の配分が決まっていないとの説明があったということでしたが、今後の予算の配分はどうなるのでしょうか。

次に、現在の担当管轄課は、みんなの家を活用するなど、また、フレンドネットに携わる先生方の人件費など、国からの補助金使用に係る関係で生涯学習課が担ってきたと思いますが、不登

校児童生徒の支援担当課としては学校教育課にすべきではないかと思いますが、どのように考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、Y Pみらいえの備品等の整備と今後の予算配分についてお答えいたします。

Y Pみらいえは、本年3月の建築工事完了と同時に、株式会社永寶様から本町の不登校で悩む子どもたちへの支援施設として活用するために御寄附いただいたものでございます。

Y Pみらいえの運用開始につきましては、昨年度から本年4月の使用を目指し準備を進めてまいりました。本年度も支援の必要な子どもの保護者から随時申込みを受けており、現在、昨日確認しましたところ、21名からの申込みがあるというところで、常時四、五名の児童生徒が通所しているというような状況でございます。また、事業といたしましては、従来どおり、不登校児童生徒への支援活動ができています。

議員御指摘の備品についてでございますが、机、椅子、テーブル等の大きな備品は、永寶様から御寄附をいただいております。遊具や教材等は、従来使用しておりました物品をこがみ舎から移設し使用しております。Y Pみらいえの運用開始後に必要となりました電話機、ホワイトボードなどの備品や消耗品の予算につきましては、本定例会に提案している補正予算に計上いたしておるところです。今後も事業を進める中で必要な予算が生じるとしますので、事業の進捗と併せまして、必要に応じて予算を確保し、施設機能の充実に努めてまいります。

続きまして、御質問の2点目、不登校児童生徒支援の担当課は学校教育課にすべきではないかということについてお答えをいたします。

地域未来塾フレンドネットは、教育委員会の学校教育課と生涯学習課が連携を図りながら、運営要綱を定めて、不登校児童生徒の支援や指導を行っているところです。議員の御認識のとおり、不登校支援に係る支援員の採用につきましては、現在のところ、生涯学習課にて担当しているところです。これは、生涯学習課が所管する放課後支援事業に係る補助金を不登校支援事業における人件費や活動費の財源としているためでございます。このたび、みんなの家とY Pみらいえの二つの不登校施設の整備が完了したことから、これを機に来年度から学校教育課におきまして、一括して不登校支援事業を担当してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） Y Pみらいえでありますけれども、昨日確認されたところ、21名からの申込みがあり、現在、四、五名の児童生徒が通所しているということでございます。私もY Pみらいえに足を運んで、その実情を見学させていただきましたが、その際、電話機やホワイトボードなどがなかったということではびっくりして、これはもう絶対必要だからということであれしたんですけれども、本定例会に補正予算として計上してあるということを確認いたしました。安心いたしております。

また、担当課が今までは生涯学習課と学校教育課にまたがっていたわけですが、来年度から学校教育課において一括して、不登校支援事業を担当してまいるということでございますの

で、これですっきりした形になると思います。不登校支援に今後も力を入れていていただきたいと思っております。

次に、こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

今年の4月からこども誰でも通園制度が始まりました。本町では、第3空港保育園さんがこの事業に取り組んでおられます。こども誰でも通園制度のポイントとして、対象は0歳6か月から満3歳未満、場所は保育所、認定こども園、幼稚園など、利用時間の上限は月10時間、利用料は1時間300円、利用方法は町役場こども未来課保育係で登録が必要です。保育所は0歳から5歳児が対象で、利用するには親が月52時間以上就労しているといった要件を満たす必要があり、一方、幼稚園は3歳から利用でき、親の就労の有無は問われません。これまで親が専業主婦のため保育施設を利用できないケースもありましたが、こども誰でも通園制度によりその制限が取り払われることになりました。本町では、育児休業中の保育施設の利用に関し、特例で認めております。保育施設を利用できないケースはないとのことです。また、他市町村では、待機児童の関係で退園させる事案もありましたが、益城町ではありませんとのことでした。子どもにとっては、自分に近い年齢の子どもたちと触れ合う機会が得られ、社会性や情緒面の発達が促進されることにつながり、親にとっても、保育士や同世代の親との関わりが増えることにより、孤立の解消や不安感の軽減が期待されます。制度の実施に当たっては、公費のほか、公的医療保険料に上乗せする形で、全ての世代から徴収する子ども・子育て支援金が充てられることになっております。第3空港保育園の園長さんにお話をお伺いしましたが、今年から取り組んでいます、現在6名のお子さんが登録されており、全てのお子さんたちは0歳児であるとのことで、今から様子を見ていきたいとのことでした。

町として将来の展望等をお聞かせいただければと思います。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問について、今年4月から始まった乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度の町の現状と将来の展望につきましてお答えします。

本年度からの本格実施に伴い、昨年度に町内の認可保育施設に公募を行いましたところ、馬水にあります第3空港保育園から応募があり、昨年12月開催の町子ども・子育て会議において意見聴取を行った上で、事業実施の認可を行いました。これまでの状況としましては、本年1月下旬に母子手帳アプリ、母子モで周知を行い、2月には町広報紙と町ホームページに情報を掲載し、2月からは試行的に事業を開始しました。4月からは本格的な事業実施に合わせましてホームページの更新を行い、4月末時点で7名が登録されております。また、利用に至った件数としましては、昨年度に1件となっております。議員御承知のとおり、この制度は3歳未満児で保育所、幼稚園に通っていない子どもたちが利用できる制度でありますことから、対象となる子どもたちも限られております。また、現在登録している方も、今後、保育所、幼稚園に通い始めますとこの制度を利用することができなくなるため、実際のニーズがどの程度あるのか、見通しを立てにくい状況です。こうした状況を踏まえ、今後、町としましては、利用状況等の現状分析を行った上で、町子ども・子育て会議において意見聴取を行い、事業実施施設数などの検討を行ってまい

ります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。住民への周知について、母子モアプリで配信し、町広報紙情報とホームページに情報を掲載し、4月にはホームページでの情報を更新しているとのことでした。

この説明のあった母子モアプリなんですけれども、母子モアプリというのは私も知らなかったんですけれども、自治体から配信される情報をアプリを利用している妊婦さん、ママパパのスマホ、PCに直接届けることができるもので、配信方法は配信のタイミングを事前に設定するということで、定期配信と随時配信があるとのことでありました。結局、母子手帳を配付するときに一緒に母子モアプリを登録されるようにということを伝えてるということで、ほぼ100%、この母子モアプリは益城町民の妊婦さん方には徹底されてるということですので、ぜひこの母子モアプリも活用していただきたいと思っております。

最後に、憩の家跡地利用についてお伺いいたします。

憩の家も解体が終わり、その跡地利用について町はどのように考えておられるのか。令和7年3月定例会においても同様の質問をさせていただきましたが、その際、担当課は、令和7年度に地域住民を含めたワークショップを開催し、早急に方針を決定したいと考えていると回答されましたが、現状をお知らせください。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の五つ目の御質問、憩の家の跡地利用について、町の考えとその現況についてお答えします。

これまでの取組としましては、議員御質問のとおり、昨年5月に飯野のまちづくりをテーマとしたワークショップを開催いたしました。このワークショップには27名の方に御参加いただき、跡地利活用も含め、活発な御意見を頂戴したところです。主な御意見としましては、自然環境や歴史的に価値のあるものなど周辺の地域資源を生かせる場所にしてほしい、多世代交流や既存のコミュニティと新しい住民の交流が生まれる場にしてほしいといった、地域活性化や交流促進に資する場を求める御意見が寄せられました。また、ワークショップでの御意見に加え、地域の意向をより詳細に把握するため、地元の4区長にも直接、御意見を伺いました。その結果、朝市や地産地消マルシェの開催、防災公園・イベント施設の整備などの御意見をいただきました。これらの御意見を基に、改めて跡地利活用の検討を進めているところです。この検討に当たりましては、町が委託しております生活支援コーディネーターに対して、地域課題解決に向けた取組の一環として、今年度に憩の家跡地の利活用の検討及び跡地を活用したトライアルの取組、いわゆる試験的取組を依頼しております。このトライアルを通じて、地域の皆様のニーズや跡地利活用の可能性を具体的に検証し、その結果を今後の利活用計画に反映させていく方針です。具体的には、生活支援コーディネーターが中心となり、地域の皆様やNPO法人、ボランティア団体と連携し、高齢者の居場所づくりや子どもたちの遊び場としての活用、あるいは地域の特産品販売や交流イベントの開催など多岐にわたる事業を想定しております。憩の家跡地は地域の皆様にとってかけ

がえのない場所であり、その利活用は地域の未来を形づくる重要な一歩であると認識しております。ワークショップでいただいた貴重な御意見、そして今後のトライアルを通じて得られた知見を最大限に生かし、地域の皆様が笑顔で集い、交流できる魅力あふれる場所となるよう、関係部署と連携しながら検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 跡地利用につきましては、地域住民の納得とスピード感が大事だと思います。箱物にこだわることなく、有効利用することに注力を傾けていただきたいと思います。また、若い世代の意見も取り上げていただきたいと思います。新しい発想を取り込んでいただければいいのではないかと考えております。

先ほど紹介しました熊本地震から10年「日常」という中で座談会が行われております。これはコネットスタッフ、コネットというのは、若い世代の人たちがいろんなことを話し合う機会なんですけれども、こういった若い世代の人たちも、憩の家は限られているところなんですけれども、もっと全庁的にその跡地利用に若い人の意見を取り入れて、また、このトライアル事業を計画されてるということでございますけれども、ぜひこういった若い世代の方々の意見も取り入れて、町の復興につなげていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時33分

○議長（榮 正敏君） 午前中に引き続き会議を開きます。

松本昭一議員の質問を許します。

17番松本昭一議員。

○17番（松本昭一君） こんにちは。17番松本でございます。今回は、一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。また、本日は、6月定例会の一般質問に際し、お忙しい中、傍聴席においていただいている皆様、モニター前においていただいている皆様に心より感謝を申し上げます。併せまして、日頃から町議会に関心を持っていただきまして重ねてお礼申し上げます。

本日の質問は、さきに通告しておりましたとおり、一つ目、津森・福田地区にコンビニエンスストア等の商店の誘致について、二つ目、津森・福田地区の道路改良改修について、三つ目、潮井自然公園及び町道潮井公園線の進捗等についての三つの項目につきまして質問いたします。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、一つ目の質問としまして、津森・福田地区にコンビニエンスストア等の商店の誘致について伺います。

町長は、さきの町長選挙の際、マニフェスト2026の中で、津森・福田地区にコンビニなどの商店をと掲げられておられます。私が住んでおります津森地区におきましては、熊本地震の影響もあると思いますが、少子高齢化が進み、この10年間で人口も500人ほど減少し、現在2,000名程度となっております。地域の商店もなくなり、食料品や日用品を購入するところがなく、特に高齢者を中心に日常生活の利便性が低下し、厳しい状況となっております。コンビニエンスストアは、食料品や日用品の販売に加え、ＡＴＭ、公共料金等の支払いや宅配便の受付など様々なサービスを提供する拠点として、地域住民の生活を支える重要なインフラともなっています。津森地区におきましては、人口規模や採算性の問題から、民間の事業者による出店は進みにくい状況にあるのは承知しております。こういった中、コンビニの大手ローソンは、新規出店の約2割を過疎地など買物困難地域に振り分け、移動販売や自治体との協定などと組み合わせて、高齢者の買物支援と地域活性化を図る戦略をとられていると聞いております。例を挙げますと、岡山県和気町では、店舗整備費や設備費、賃料等に対する補助制度を設けることで、コンビニエンスストア等の生活利便施設の誘致を推進されており、地域住民の利便性の向上と地域活性化に成果を上げられておられるようです。

津森地区の高齢者の方から、車の運転ができないから、買物もできないとよく聞きます。こういった地域の悩みや様々な課題の解決には行政の支援が必要であると強く思っております。津森・福田地区において、日用品をはじめ、生鮮食料品を扱うような商店、コンビニエンスストア等が出店できるような施策、積極的な誘致などできないかお伺いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番松本議員の一つ目の御質問、津森・福田地区へのコンビニエンス等の誘致につきましてお答えします。

議員御指摘のとおり、津森・福田地区など集落部において、日用品や生鮮食品を扱う商店が不足し、買物に不便を感じておられる住民の方が少なからずおられることは、集落部の生活利便性を確保していく観点から、重要な課題であると認識しております。この課題に対し、本町では企業誘致戦略を策定し、町内での事業展開を希望される企業や店舗に対し、用地取得、設備投資、雇用促進への支援を行う企業立地奨励金などのインセンティブ制度を設け、小売業等の誘致を積極的に進めているところでございます。また、既存の事業者に対しましては、町商工会と緊密に連携し、事業継続、事業承継等の支援を行っているところです。さらに、新たに町内で創業を希望する方々を対象とした起業創業事業費補助金を設け、地域に密着した商店の新規開設を後押しするなど、コンビニエンスストア等の誘致だけではなく、既存事業者の支援や新規創業の促進という多角的な観点から施策を展開しております。しかし、その一方で、高齢者や単身世帯の増加、地元小売業の廃業・衰退等により、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる方、いわゆる買物困難者が増えていることも事実です。津森・福田地区など集落部において、グリーンコープ生活協同組合熊本による移動販売やおでかけ支援隊による買物等を含めた外出支援等を行っていただいております。今後も引き続き、民間企業やＮＰＯ、地域住民の皆様方と幅広く連携・協力しつつ、継続的に取り組んでいく必要があると認識しているところです。特に、コンビ

ニエンスストア等の新たな商店の誘致におきましては、事業として持続可能かという採算性の問題に加えまして、出展する際の用地の確保や関係法令上の規制が大きな課題として存在します。津森・福田地区などの集落部は都市計画法上の市街化調整区域に属しており、市街化を抑制する区域として、同区域内で行う開発行為は厳しく制限されております。また、農地法等の関係法令への適合も必要であり、集落部におけるコンビニエンスストア等の商店の誘致は、市街地と比較しまして障壁が極めて高くなっております。先ほど質問で言われたように、実は4月に津森の若い方々がコンビニを空白地・過疎地域周辺に対する支援制度創設の要望書を出されております。岡山県和気町等を参考に、店舗開業費の補助、雇用補助などを厚く提案されております。私が居住している福田地区においてもお店が1軒もない状況で、お店の必要性も非常に強く感じております。一方で、公費投入への理解、採算性、補助終了後の影響、人材確保など様々な課題もあることも認識しております。先ほどの和気町では、注文した日用品や食料品を自宅へ配送する際の配送手数料を町が補助する制度を設けております。ただし、75歳以上で運転免許を持たない世帯、障がい世帯などに限定しているようです。このように、移動販売など、そしておでかけ支援隊などを含めた複合的な買物支援システムも必要かなということ考えております。

私たちが普段進めております様々な行政の業務についても法規制等があり、どうしても要望に応えられない業務もありますが、一方で、どうしたら実現できるのか、現場に出向き、話を聞き、知恵を出し合い取り組むことも、これは私自身も含め、行政に課せられた責務であると考えております。このような状況を踏まえて、本町としましては、まちの将来像であります住みたいまち、住み続けたいまち、そして次世代に継承したいまちの実現に向けて重要な課題であると受け止めております。引き続き、既存の制度を活用しつつ、これまで以上に知恵を絞りながら、集落部における生活利便性の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 松本議員。

○17番（松本昭一君） 答弁ありがとうございました。

津森・福田地区へのコンビニ誘致については、採算性の問題に加え、市街化調整区域に属し、都市計画法や農地法などの関係法令との兼ね合いが課題となっているとのことです。また、集落部におけるコンビニ等の商店の誘致については重要な課題と受け止め、これまで以上に店舗誘致に取り組むとの答弁をいただきました。コンビニストア等の出店により期待される効果として、地域住民の利便性の向上、高齢者の買物支援、地域雇用の創出、災害時の生活物資の供給拠点の確保、地域経済の活性化などが挙げられます。既存の制度だけではなく、新たな誘致支援策、支援制度の創設をぜひ検討していただきますようお願いし、一つ目の質問を終わります。

次に、二つ目の質問としまして、津森・福田地区の道路改良・改修についてお伺いします。

熊本地震の際、町内の至るところで被災した道路も早期のうちに復旧工事により対応されましたが、震災から10年が経過し、その間、上下水道の布設工事等もあり、道路に凹凸ができていたり、舗装状況もひび割れが入っているなど、道路の改良・改修が必要の箇所も見受けられます。また、復旧工事においては、当時せっかく工事するならもう少し先まで延長できないかといった声もありましたが、災害復旧においては原形復旧が原則ということで、工事区間等に制限があっ

たのも承知しております。

西村町長は、町長選挙の際、益城町内をくまなく遊説されたと思います。選挙最終日、最後の挨拶で、町内一円を回って、この目で見て対話する中で、それぞれの地域の課題、取り組むテーマも分かってきたと申されました。そこで今回の二つ目は、特に、下陳畑中線とマミコウロード、現在の町道名は中須東烏山線ですか、この交差点付近は車両の通行量も相当数あり、早急な対応が必要と思われます。また、この二つの路線は津森地区と福田地区を結ぶ重要な生活道路でもあります。さらに、御船方面から来る車両は下りにもなっており、結構なスピードで下りてくるので、事故防止策も考慮しての対応が必要であると思われます。いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番松本議員の二つ目の御質問、津森・福田地区の道路改良・改修につきましてお答えします。

熊本地震で被災した町道等につきましては、これまで災害復旧工事により迅速に対応してまいりました。しかしながら、熊本地震から10年が経過し、舗装の経年劣化に加え、工事車両等の通行量の増加、さらに住宅の再建等に伴う地下占用物である上下水道の布設工事等も相まって、道路の改良・改修の必要性が高まっている状況にあります。特に、議員御指摘の畑中下陳線（旧下陳畑中線）と中須東烏山線（旧マミコウ）の交差点付近につきましては、車両の通行量が著しく増加しており、路面には多数のクラックが発生し、雨天時には雨水が滞水するなど路面状況が悪化していることを認識しております。このような現状を踏まえ、本定例会に提案しております補正予算におきまして、路面等舗装工事費として1億円を計上しております。この工事では、御質問の中須東烏山線のほか、総合団地線、農免道線、西原線、大峯線、栄田下津留線を含む緊急性の高い6路線の路面補修を実施する予定でございます。財源につきましては、交付税措置がある公共施設等適正管理推進事業債を積極的に活用してまいります。

また、今後、全町内の町道の路面補修を計画的かつ効率的に実施していくため、今回の補正予算におきまして、道路舗装維持管理計画を作成するための経費2,000万円を計上しております。この計画は、地域未来交付金を活用して策定をするもので、既存の公開型GIS益城マップにモバイルマッピングシステム計測データに基づく道路の健全状態と修繕計画という動的・将来的情報を公開機能として追加、実装するものです。これにより、住民の皆様が御自宅周辺の道路状況や工事時期を容易に確認できるようになり、行政情報の透明性確保と住民の皆様の知る権利に応えるとともに、安全安心な暮らしを実現してまいります。今後はこの修繕計画に基づき、町道の路面補修を計画的に実施していく予定でございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 松本議員。

○17番（松本昭一君） 答弁ありがとうございました。

質問しました畑中下陳線と中須東烏山線の交差点付近の路面補修については、今回の補正予算に計上しているとのことで分かりました。なるべく早く着工していただきますようお願いし、二つ目の質問を終わります。

次に、三つ目の質問としまして、潮井自然公園及び町道潮井公園線の進捗等について2点お伺

いします。

三つ目の質問の潮井自然公園と町道潮井公園線につきましては、これまでも何度か質問し、確認をしてきたところです。そこで、三つ目の質問は単刀直入にお聞きします。

まず1点目は、潮井自然公園について、これまでの進捗状況と今後の整備計画はどうなっているのか伺います。

2点目は、町道潮井公園線改良工事について、進捗状況はどうなっているのか、特に用地についてはどうなのか伺います。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番松本議員の三つ目の御質問の1点目、潮井自然公園整備の進捗状況と今後の整備計画につきましてお答えします。

潮井自然公園は地域の貴重な自然資源を生かし、地域コミュニティの憩いの場として、また、熊本地震により表出した布田川断層帯の国天然記念物指定や潮井神社が熊本県の震災ミュージアム構想へ位置づけされたことから、本町の観光拠点としても重要な公園として整備を進めております。議員御質問の公園整備につきましては、熊本地震後に策定しました潮井自然公園基本計画に基づき、公園全体の構造として、中央を流れる布田川を中心に、その右岸側には多目的広場やキャンプ場を、左岸側には潮井公園の魅力である湧水を生かした親水エリア、その奥に潮井神社を含む天然記念物エリアを配置しております。

具体的な進捗状況としましては、四賢婦人記念館を移築した右岸下流側の多目的エリアには大型複合遊具を含む多目的広場の整備を行い、上流側にはキャンプ広場を整備しております。また、左岸側には、水源からの湧水が流れ落ちる滝や水遊びができる親水池、さらにせせらぎの小川と併せて、デイキャンプ広場などの整備を行っております。なお、公園の維持管理につきましては、地元自治会の御協力により、1年を通して丁寧に管理を行っていただいております。週末には駐車場が不足するほど多くの方々が公園に訪れ、にぎわいを見せており、子どもから大人まで、自然と文化を1日中楽しめる新しいスポットとして好評をいただいております。また、昨年度からは、利用者の利便性向上のため、左岸側の親水エリアに多目的トイレを新たに設置するなどの整備も順次進めており、現在は、布田川の右岸側と左岸側の広場利用を高めるため、連絡歩道橋の整備を進めております。今後は、憩いの場となる植栽と不足する駐車スペースの追加整備に加え、歴史的・文化的側面からの公園の魅力をさらに高めるため、天然記念物エリアの布田川断層帯や現状保存として残された潮井神社を見学するための園路を整備する計画としております。引き続き、公園の利用状況や利用者の声を聞きながら、自然環境との調和を図りつつ、地元の皆様と協力しながら、安全で魅力的な公園づくりに努めてまいります。

次に、御質問の2点目、町道潮井公園線改良工事の進捗状況についてお答えします。

町道潮井公園線につきましては、公園への来訪者が増えている状況を踏まえ、杉堂集落内の生活道路の安全確保や町内外からの来訪者のアクセス向上のため、蛇尾北口線、旧農免道支線からの全長約2,300メートルの区間におきまして、現在の道路を8メートルへ拡幅する計画です。事業期間は令和2年度から令和11年度までの10年間、総事業費は8億2,000万円を予定しており、

補助率2分の1の社会資本整備総合交付金を活用しております。現在の進捗状況につきましては、昨年度に道路改良工事を3か所、延長にして約250メートルを発注し、本年3月末に竣工いたしました。また、今年度も1か所の工事を発注しており、既に契約を済ませております。なお、昨年度末までで、総事業費ベースで58%が完了し、用地取得率は、地権者74名のうち、96%に当たる71名の方々と契約が完了しております。また、県道熊本高森線から杉堂集落を通り、既存の潮井自然公園駐車場までのアクセス道路となる潮井公園南線につきましても、本年5月末に測量設計業務について契約を締結しており、着実に事業を進めているところでございます。周辺では、空港利用者の増加や東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパスの開校、さらには企業の進出が相次ぐなどにぎわいが生まれており、今後も当公園の来場者も増えることが予想されます。杉堂集落内にお住まいの皆様方には、交通量の増加や工事車両の通行など多大なる御迷惑をおかけしておりますが、引き続き早期完成を目指して、鋭意事業を進めてまいります。

この潮井公園につきましては、町長就任直後、四季折々の花を植えた花公園にすると当時の担当者から説明を受け、都市部につくる公園ならこれで十分であるが、このままでは自然に負けてしまう、何よりわくわくしないと話したことを思い出します。その後、熊本地震があり、その間、大型遊具整備、滝を配置したせせらぎの小川整備、キャンプ場整備など、職員が地元の皆様や専門家の皆様方と一緒に内容を考え、次々とわくわくする公園づくりを進めてくれております。また、四賢婦人記念館を移築、テクノ仮設のシンボルのみんなの家を移築、さらに潮井神社が天然記念物エリアに指定され、今後はまちのにぎわいづくりの中心としてだけではなくて、男女共同参画教育や防災教育の場として、修学旅行や教育旅行で日本全国の皆様に訪れていただき、男女共同参画の大切さや地震の教訓なども発信してまいりたいと考えております。この取組が、これまで支援していただいた全国の皆様に対し恩返しにつながると確信しております。今後もしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 松本議員。

○17番（松本昭一君） 答弁ありがとうございました。

自然豊かな潮井自然公園一帯は、布田川断層帯の天然記念物指定や、潮井神社が震災遺構として熊本県震災ミュージアム構想へ位置づけされ、また、四賢婦人記念館では、男女共同参画の礎を築いた四賢婦人を学ぶことができる学習の場としても教育旅行の誘致なども期待されます。潮井自然公園と併せ、アクセス道路となる町道潮井公園線の整備につきましては、道路幅員が最初の計画では7メートルだったと思いますが、1メートル広げて8メートルに拡幅されることは大変よかったと思います。用地取得率も96%の方々と契約が完了したとのこと。早期完成を目指し取り組んでいただきますようお願いいたします。

西村町長、4期目に向けて、益城町のさらなる発展と町民の皆様の幸せを第1にとの強い思いを決して忘れずに、また、健康にも十分留意されて、町政のかじ取りをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

西山議員、続けてもらってよろしいですか。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

3 番西山洋一議員。

○3 番（西山洋一君） 皆さんこんにちは。3 番西山でございます。今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。そして、傍聴席にはたくさんの皆様がお越しいただきましてありがとうございます。この時期になりまして、梅雨にも入りました。そしてまた、台風災害等も今後また心配しなければいけない時期に入ってまいります。そしてまた、熱中症等も体調的にも非常に自愛しながら過ごしていかなければいけない季節にも入ってまいりました。そのようなことを踏まえて、今回は、一つ目は内水対策、そして二つ目は都市計画道路の進捗について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

まずは、内水氾濫対策の検討状況についてでございます。

先ほど言いましたように、今年も梅雨の時期となり、大雨それから台風等による被害が心配される季節となってまいりました。内水氾濫につきましては、安永ポンプ場、福富ポンプ場が排水ポンプ場が設置されたことによりまして、被害総数といたしましては大幅に減少しているものというふうに認識しております。しかし、まだまだ集中豪雨、大雨の際などにつきましては、避難や家屋の浸水を心配しなければならない地域もまだ多くあるのではないかというふうに思っております。

そこで質問ですけれども、いまだこの内水氾濫・内水被害が改善されていない地区における内水氾濫対策の検討は継続してなされているのでしょうか、お伺いいたします。1 回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3 番西山議員の一つ目の御質問、いまだ改善されていない地区の内水氾濫対策につきましてお答えします。

まず、本町では平成30年に雨水管理総合計画を策定し、地域ごとの浸水要因を分析しました結果、特に浸水リスクが高いと判明した安永第1排水区、福富排水区、妙見川第1排水区において雨水ポンプ場を整備する方針を決定し、浸水被害の軽減に努めてきたところです。このうち福富雨水ポンプ場は令和5年1月に、安永雨水ポンプ場は同年3月に、そして妙見雨水ポンプ場につきましては本年3月よりそれぞれ運転を開始し、地域住民の皆様の安全確保に貢献しております。しかしながら、近年の異常気象により、これまで経験したことのないような集中豪雨も予想されるなど、内水氾濫対策は依然として大変重要な課題であると認識しております。国におきましても、気候変動による降雨量増加に対応するため、地方自治体が雨水管理総合計画を策定する際に、気候変動の影響を踏まえた計画降雨の見直しを推奨しております。本町ではこのような動向を踏まえ、今年度、雨水管理総合計画の見直しを予定しております。具体的には、本町の雨水処理施設整備の目標となる5年確率の1時間57ミリの降雨量を熊本県を含む九州北西部の降雨量変化倍率である1.1倍に引き上げ、1時間62.7ミリを計画降雨として新たに設定し、より一層の浸水被害軽減に向けた対策を講じてまいります。

また、議員御質問の、既に雨水ポンプ場を整備した3排水区以外の地区における内水氾濫対策につきましても、この雨水管理総合計画の見直しの中で、地域の浸水実績や排水施設の状況に関する基礎調査を行いますとともに、浸水シミュレーション等を行い、詳細に分析した上で、それぞれの地区の特性に応じた効果的な対策を検討してまいります。

併せまして、雨水ポンプの排水先である秋津川の河川改修工事について、管理者である県に対して引き続き求めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

非常に、先ほども言いましたように、安永・福富ポンプ場におきましてはもう既に効果が非常に発揮されているというふうに思いますし、また、今年3月には、妙見雨水ポンプ場も稼働したということで、大きな内水氾濫、内水被害についてはある程度の対応ができてきたものかなというふうに思います。また、今後の被害の減少にも大きく寄与するものというふうに期待しております。

また、答弁にもありましたけれども、最近の気候変動というのは想像を絶するような大雨が一時的に降ったりとか、河川の水位が上昇したりとか考えられないような水害の発生も考えられます。雨水管理総合計画を見直して、今までの1.1倍に降雨量等も引き上げて対策をしていくと、それぞれの地区の特性に応じた効果的な対策を検討していくということでした。これは非常に効果としてはいいものかと思いますが、この雨水管理総合計画、紙の上で見直しをしたからといって災害がなくなるものではありません。直接、内水氾濫対策にこの計画の見直しが直結するものではないというふうには思いますが、このような状況の中で、これまでの経験を生かして、この3ポンプ場以外に、現時点において、まだまだ特に対応をしなければいけないというふうに考えておられる地区はどれほどあるのか伺いたします。2回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 御質問の2回目、特に対応を考えている地区につきましてお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、本町では今年度、雨水管理総合計画の見直しを予定しております。その検討対象区域につきましては、浸水被害の発生状況や浸水リスク人口等の集積状況を勘案し設定することとしており、御質問の特に対応を考えている地区としましては、近年の豪雨により浸水被害が発生しております馬水南地区や広崎1町内の秋津川沿いの区域などが検討対象となるものと認識しております。そして、これら検討対象区域の中で、浸水要因分析や地域ごとの課題整理を行い、浸水シミュレーション等の結果を踏まえ、浸水対策実施区域を設定いたします。その後、当該区域を対象として、地域の状況に応じた浸水対策の具体的な内容を検討することとなります。

繰り返しになりますが、本町といたしましては、気候変動による豪雨災害のリスクが高まる中、住民の皆様の生命と財産を守るため、内水氾濫対策は極めて重要な課題と認識しております。今後も今回の計画見直しを通じて、内水氾濫対策に着実に取り組み、安全安心なまちづくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 2回目の答弁ありがとうございました。

非常にこの3ポンプ場のほかにもたくさんのまだまだ内水氾濫もしくは水害が想定されるような地区はあるかと思います。その中でも、馬水南地区もしくは秋津川沿いの広崎1町内の秋津川沿いの区域が検討対象となるということで御答弁をいただきました。

先ほども言いましたが、近年は想定しないこれまでになかったような、想定を超える集中豪雨が頻発しております。また、短時間の雨量としてもこれまでに経験のないような雨量が発生するということもございます。馬水南地区におきましては、3年前に豪雨被害で、安永ポンプ場は稼働しておりましたけれども、住宅の床下浸水等もしくは車が浸水したという被害がございました。その際、住民の方々からは、50年ここに住んでいるけれども、これまでに今までこんなことはなかったと、経験がないというふうなお話をされておりました。このとき私もその地区の状況を確認したんですが、短時間の集中豪雨というのが1番の秋津川の水量が多くなったという原因かもしれないませんが、たまたま有明海の満潮時刻がその集中豪雨の2時間後に迫っておりました。そのようなことも私もネットで確認して、これは危ないなと思って見ていたわけですが、秋津川の堤防をもうあと10センチか20センチで越水するような、もう過去にもないような本当に非常にすごい豪雨でございました。その際、秋津川の水位とその内水の水位を見たときに、もう堤防に水がどこまで浸かっているかで私は比較したんですが、川の水位と内水の水位がほとんど同じというような状況というのを確認しております。これは秋津川の水位が上昇したことによりまして、内水が川へ流れなくなったというのも大きな一因ではありますけれども、川の水が内水のほうに押し上げてきたというふうになったんじゃないかなろうかというふうに私は推察しております。このたまたまその内水というか、床下浸水等被害があったところにつきましては、一つ水路が通っております。この水路の一つにフラップゲートが設置をされておられません。私も秋津川沿いの水路をずっと見て回ったんですが、小さな水路も幾つかありますけれども、全部フラップゲートが設置されております、この水路を除いて。そのところから考えると先ほど私が推察したとおり、フラップゲートがなかったことによって、川の水圧で内地のほうに水が押し上がって水害が発生したんじゃないかなろうかというふうに思っております。先ほど言いましたように、この馬水南地区の1か所だけがフラップゲートがついてないということで、ここにフラップゲートがもしあったらなと。あっても水害はあったかもしれませんが、そのように考えるところでございます。

そこで、町長の答弁にも先ほどありましたけれども、それぞれの地区の特性に応じた効果的な対策を検討していくということでございました。秋津川の水位が上昇したときの対策として、ぜひほかの水路と同じように、この当該水路にもフラップゲートを設置していただきたいということをお願いしたいと思います。この当該水路は非常に小さい水路でございますので、構造的にもフラップゲートをつけるのが非常に問題もあるのではないかと私も思いますけれども、町長の御見解をよろしく願います。3回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 御質問の3回目、馬水南地区へのフラップゲートの設置につきまして、お答えします。

先ほどお答えしましたとおり、浸水被害が馬水南地区をはじめ、秋津川沿いの地域で発生していますことから、被害軽減対策の必要性は十分認識しているところです。議員御要望のフラップゲートにつきましては、河川の水位が上昇した際に、住宅地側に河川水が逆流することを防止し、被害を軽減するために非常に有効な設備の一つであると考えております。繰り返しになりますが、内水氾濫に対する具体策につきましては、御提案のフラップゲートの設置を含め、各地区にとって適切で効果的な対策となるよう、雨水管理総合計画の見直しを通じて総合的に検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。ぜひ、フラップゲートをつけることで全てが解決するとは思いませんけれども、被害の軽減につながっていけばというふうにも思います。考えられる、当面できる対応をぜひ検討していただき、被害をできる限り抑えられることをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、都市計画道路の進捗状況でございます。本年3月に県道熊本高森線4車線化も開通しまして、景観も非常によくなりました。広い歩道も整備され、町民の皆様からも称賛の声が多く聞かれております。その反面、道路幅が広がったことによって、車両の通行量の増加にもなっているというふうに思いますし、何よりも問題なのが、道路が広がって見通しもよくなったことに伴いまして、第2空港線が開通したときと同じように、高速道路とまではいきませんが、約70キロ、80キロのスピードで通行する車も見受けられます。非常に危険性も増してきているのではないかというふうに思っております。県道熊本高森線の現状は、地震から10年経って、この沿線には大きな商業施設が進出するような大きな空地はさほど存在はしていない状況ではありますが、現在整備中の都市計画道路が完成することがこれからの我が町の発展を加速させることにつながっていくのではないかとというふうに期待を寄せております。

そこで、現在の都市計画道路東西線、南北線、それに第2南北線、この3路線の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。1回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の二つ目の御質問、都市計画道路東西線、南北線、第2南北線の現在の進捗状況についてお答えします。

現在、本町で整備を進めている都市計画道路、益城東西線、南北線、第2南北線は、県道熊本高森線の4車線化とともに、本町の道路ネットワークを形成する上で極めて重要な事業であり、熊本地震からの創造的復興、沿線のにぎわいづくりや経済波及効果への寄与、そして何よりも災害に強いまちづくりに不可欠なものと認識をしております。特に、熊本地震で経験した道路の遮断による緊急車両の通行や物資輸送が困難になった事態を二度と起こさないためにも、本町において強靱な道路ネットワークを形成することは最重要な事業です。

この都市計画道路の進捗状況ですが、事業認可区域内での令和8年5月末現在で、用地取得は

益城東西線で167筆のうち103筆、取得率61.7%、南北線で51筆のうち49筆、取得率96%、第2南北線で77筆のうち68筆、取得率88.3%となっております。また、総事業費ベースでの進捗率は、益城東西線で28.6%、南北線で80.9%、第2南北線で73.1%となっております。

今後も事業期間内の完了を目指し、関係機関との連携を密にしながら、鋭意事業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

特にもう県道4車線化が開通して、あとは先ほど言われました災害に強い道路網を形成するためにも、この都市計画道路の完成は早めなければならないというふうに私も思っております。都市計画道路の用地取得率と総事業費ベースでの進捗率を伺いましたけれども、それぞれの地区における住民の理解と協力がなければ、事業期間内の完了も難しいのではないかというふうに思っております。これはもう当然、住民の方々の御理解と御協力が必要であろうと思います。

現在、整備進行中の路線の整備については、残りの状況からすると、今後もある程度順調に進捗していくと期待しております。ただ、先ほど南北線が51人のうち49人が契約済みということで、これは東西線から県道熊本高森線に接する道路を除いた東西線の話かなというふうに思います。全体的な道路網を整備するに当たっては、この全体も含めたところで考えていく必要もあるのかなというふうにも思います。

この県道熊本高森線の4車線化が開通して、景観も、先ほど言いましたように交通利便性も格段によくなってきているのは事実でございます。しかし、その一方で、先ほども言いましたように通行量が増え、車両のスピードも増しておりまして、相当危険性を感じておられる方もいるのではないかというふうに思います。特に二つ目の質問の中で私が言いたいのは、この県道4車線を今まで農家の方々が田植時期とか稲刈り時期等にトラクターであったり田植機、それからコンバイン等でこの4車線を横断するといった場合、非常に先ほど言いましたような、ウサギさんがどんどん走ってる間をカメさんが抜けていくような話になりますので、非常に危険性が増しているんじゃないかと。そこで、馬水の秋津川の馬水橋に向かう県道から行くとカットハウス「マサキ」のところ、床屋さんの「マサキ」の横から抜ける道路を県道を横切っていこうとする場合、左右の車両が切れたときに横断するということになります。これは工事期間中は手押し信号があったものですから、手押し信号を一旦押して、完全に車両を遮断して渡ることができておりました。しかし、4車線が開通して、馬水橋のところに手押し信号が移動したことによって、ここの馬水橋へ抜ける道路というのは何もない状況で、右見て、左見て、安全を確認して渡るといって今現在、渡られているのが現状です。私もここは農機具、トラクター等でよく渡るんですけれども、非常にやっぱり怖いというのが実情です。そういう思いをしております。ここを渡るときにも西側のほうは第2南北線が南側第1工区が開通しておりますので、通常信号になっております。定期的に信号が赤になって、完全に車両が遮断されるという状況がありますけれども、安永方面からあの下り坂を下ってくる車というのは、安永の今、交差点が手押し信号です。この手押し信号がたまたま一緒に変わってくれば、両方向からの車両が遮断されて、ある程度

安全に渡れる時間が確保できるんですけれども、安永の交差点は先ほどあったようにまだ南北線の南側というのはほとんど手つかずの状態でもありますし、通常信号にもなる見込みも今現在ではないのかなというふうに思っております。ただ、この安永の南北線の交差点が通常信号になれば、馬水の第2南北線の信号と連動して、同時に赤になるような状況があれば、ちゃんと車両が遮断されて渡れるような時間も確保できるのかなと、ある程度の危険性も軽減されるのかなというふうにも思っております。そのようなことから、現在の東西線から県道熊本高森線までの南北線の状況というのはどうなっているのかというのを伺いたいというふうに思います。2回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の2回目、南北線道路改良事業の現状につきましてお答えします。

まず、県道熊本高森線の4車線化開通によりまして、本町の交通利便性が飛躍的に向上しており、関係機関の御尽力に感謝を申し上げます。一方で、御指摘のとおり、通行量の増加に伴い、特に農耕車両の道路横断における危険性が増しているという現状も認識しております。地域住民の皆様の安全確保は行政の最も重要な責務であり、深刻に受け止めております。議員御質問のとおり、南北線が全面開通すれば、信号機の設置により安全性が向上するとともに、地域の活性化にも資することではないかと考えております。しかしながら、現在、当該事業につきましては、一部の方々から事業計画や補償内容あるいは事業実施に伴う生活環境への影響などについて様々な御意見や御懸念をいただいている状況でございます。これまでに、南北線の道路整備につきましては、平成30年2月に主に安永地区にお住まいの方々から、道路幅員計画を12メートルから六、七メートルに縮小してほしいという要望書をいただく一方で、積極的に事業を進めてもらいたいとの意見書もいただいている状況にあります。このように、安永地区の皆様から御理解を得るには至っておらず、現在、益城東西線から県道熊本高森線までの区間は事業が停滞している現状です。本町としましては、この南北線道路改良事業が地域の安全確保と活性化に不可欠な事業であるとの認識の下、引き続き安永地区の皆様のお意見に真摯に耳を傾け、事業内容や補償に関する丁寧な説明を行うなど、御理解いただけるよう最大限の努力を続けてまいります。同時に、交通安全対策として、暫定的な措置も含め、注意喚起看板の設置など現状で可能な対策につきまして、関係機関と連携して早急に検討してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 2回目の答弁ありがとうございました。

いずれにしても、この都市計画道路、全体的に整備されなければ、益城町の発展にも大きく影響していくのかなというふうにも思います。ただ、東西線から県道熊本高森線までの区間につきましては、安永地区の皆様のお理解がまだなかなか得られない、もしくは逆に早くしてくれというふうな意見もあるということでもございましたけれども、事業が停滞しているということですので、将来の地域の発展にも町長がおっしゃるように影響を及ぼす事業でもあることですので、交通安全対策としても早急な進展を私は望んでおります。できれば、先ほど言いました馬水の交差

点にも押しボタンの信号を設置してもらいたいぐらいなんです、それはなかなか難しいと思いますので、暫定的な交通安全対策も早急に検討されることをお願いいたします。

そしてこれは今日私がこの質問をするのを予見していたかのように、今朝あそこの安永の押しボタンの交差点のところで大きな事故が発生しておりました。これは、4車線を横断する際、もしくは右折で4車線のほうに県道に出る場合、先ほど言いましたように非常にスピードも上がっておりますし、2車線あって、今までは1車線だったものですから一つだけ注意しておけばよかったのが二つ見とかないかと。今度、反対側左を見ても、遠くに車が来てるなどと思って出てもスピードが出てるので、あっという間に車が近づいてきてしまうというような怖い経験もございます。そのようなことで、これはもう様々な方からやっぱ危ないと。だけん地域の方からそういうことを言われたときには、直進で渡るとき、もしくは右折をするときには、できる限り信号から出ていくようにと、信号のところから出ていくようにと。少しでも迂回してでも安全なところで出ていくようにとお願いしておりますし、左折の場合は逆に4車線で2車線ずつありますので、非常に出やすくなったというのはございますが、やはり直進もしくは右折の場合には非常にやっぱ危険をはらんでいるなというふうに思うものであります。このような状況から、ぜひこの4車線化に加えてこの都市計画道路の進捗をよろしくお願ひしたいと思います。そしてまた町長も申されましたように、この地域の方々の声にも真摯に耳を傾けていただいて、そして継続的な検証や改善を行いながら、将来的によりよいまちづくりができるようになっていくことを期待して、そしてまたこの対策もよろしくお願ひを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

2時40分から再開します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時43分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井でございます。眠いので、なるべくはっきり聞こえるようにやります。

今日の私は、1、町長の選挙公約について、2、空地空家対策について、3、町管理道路の保全について、4、入札について、5、放課後子ども教室について、6、有機フッ素化合物の検査についての六つについて行います。よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問からまいります。

一つ目の質問は、西村町長の選挙公約についてです。

選挙公約には、県道熊本高森線沿いに商店の進出支援やスポーツイベント企画、歩きたくなるまちづくりとあります。1点目の質問は、商店の進出支援策として新たな施策を考えておられるのでしょうかです。

次に、歩きたくなるまちづくりについてです。

スポーツイベントは一過的な人寄せとなりますし、町並みを知っていただく機会となりますが、いつでも歩きたくなる、歩くことを楽しめるまちとは別のことです。令和7年第4回定例会で、歩きたくなるまちを考えながら、木陰で休息できる樹木の公共施設への導入を質問いたしました。2点目の質問は、町長にとっての歩きたくなるまちとはどのようなまちであり、実現のためには具体的にどのような施策が必要と考えられておられるのでしょうかです。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問、商店の町内進出に向けた新たな施策についてお答えします。

本町ではこれまで企業立地奨励金など各種補助金制度を創設し、商業系をはじめとする企業誘致を図ってまいりました。これらの施策や働きかけにより、惣領地区に二階建てコンテナ複合施設、ボックススクエアマシキラリがオープンいたしました。また、広崎地区のスーパーセンタートライアルや宮園地区のドラッグストアコスモスもオープンしております。さらに、ミスターマックスが古閑地区にオープンを予定しているなど、商業施設の町内への立地が進んでいるところです。なお、木山仮設団地跡地周辺における住宅と商業施設の開発につきましても、現在、役場を挙げて全力で取り組んでいるところであり、町内外の多くの方が気軽に来場し、買物できるような施設の整備を計画しています。本町としましては、町民の皆様の生活利便性向上に向けた既存の取組を継続してまいります。併せまして、県道熊本高森線沿線や都市計画道路などの街路網の整備に伴う民間の開発意欲の高まりを的確に把握した上で、商業系への土地利用の推進策を検討してまいります。

次に御質問の2点目、歩きたくなるまちづくりにつきましてお答えします。

本町は令和2年にウォーカブル推進都市宣言を行い、居心地がよく、歩きたくなるまちを目指し、施策を進めてきたところです。具体的な施策としましては、本年3月に全線で4車線化が開通した県道熊本高森線沿線に、グリーンベルトで歩道と自転車道を緩やかに分離するとともに、ポケットパークと駐輪場をそれぞれ6か所整備いたしました。このポケットパークには、植樹と併せベンチを配置しており、歩行者のちょっとした休憩スペースとして利用されております。これにより、安全で快適な歩きたくなる歩道空間を確保しているところです。また、歩きながら見て楽しむことができるよう、くまモンや町のシンボル等をデザインしたマンホールを設置いたしました。併せまして、健康増進を目的に歩くことでポイントが付与される熊本健康アプリを活用したスタンプラリーなどのウォーキングイベントも実施しております。さらに、町道横町線の木山神社へ続く歩道を拡幅し、また、無電柱化やLED街路灯を千鳥状に配置し、夜間も明るくなったことにより、多くの方が散策されるようになりました。こうした取組によりまして、県道熊本高森線に接する道路も含めて、4車線開通以降、ウォーキングやジョギングを楽しむ方が多く

なったように感じております。今後もウォーキングイベント等を開催し、沿道を人々が歩き、集うにぎわいあふれるまちづくりにつなげていくよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。基本的に目標とすることは私とは変わらないと思いますが、施策の＜・・・＞のところでだいたい違うものがあるかもしれませんが、それはまた別の機会にしたいと思います。

それでは、二つ目の質問です。二つ目の質問は、空地・空家対策についてです。

私の近隣、大字赤井から上砥川にかけて国道443の周辺には新しく数軒の家が建ちつつあり、喜ばしいことですが、地震後の空地や高齢化に伴う空家も目立ちます。令和5年第4回定例会、令和6年第2回定例会で、空家等の対策計画、空地・空家バンクに触れられています。質問は、空地・空家対策の現状、空地・空家バンクの制度化はどうなっているのでしょうかです。よろしくをお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問、空地・空家対策の現状、空地・空家バンクの制度化につきましてお答えします。

空地・空家の現状につきましては、令和2年度に飯野・福田・津森地区を対象に、令和4年度に木山・広安地区を対象として、外観目視による実態調査を実施いたしました。その結果、令和4年度末現在で163戸の空家を把握しております。また、将来的に空家となる可能性のある空家予備軍につきましても、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に調査を行っております。その結果、令和5年10月末時点で3,826世帯が該当することが判明しております。

本町では、令和7年3月に益城町空家等対策計画を策定し、空家等の発生の予防や管理不全の空家等の解消、さらには、空家等及び跡地の有効活用といった取組を実施していくこととしております。この計画を踏まえ、空家等の所有者には、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、空家の適切な管理の重要性や行政による支援制度などの情報提供を通じて啓発活動を行っています。また、適切な管理が行われていない特定空家等につきましては、周辺住民の皆様の生活環境等に悪影響を及ぼすため、助言または指導をはじめ、勧告、命令、代執行など必要な措置を講じてまいります。

次に、空家バンクにつきましては、現在、県において空家情報を集約し、広域的かつ横断的に一括検索できる公式のウェブサイト、熊本県空家バンクプラットフォームを運営されております。これにより、熊本県への移住定住を検討されている方が、県内の物件を効率的に探すことができるようになっております。本町におきましても、この熊本県空家バンクプラットフォームに登録できるように準備を済ませているところです。しかしながら、本町の場合は、熊本都市圏に位置し、地理的優位性もあるため、市場経済が機能しております。そのため、空地を含め、行政が関与せずとも民間での取引が成立するケースが多いものと推察されます。このようなことから、現時点では本町においての登録実績はございません。今後、特に集落部空地・空家の所有者に対して、熊本県空家バンクプラットフォームの周知を図るとともに、相談体制の充実など、引き続き、

空地・空家対策に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。よろしくお願いしますとしか言いようがありません。よろしくお願いします。

さて、次は三つ目の質問です。三つ目の質問は、町管理道路の保全についてです。

これについて1点、町管理の道路の種別、町道、農道、林道とそれぞれの総延長、管理の担当課、2点目、過年度の計画補修の総延長、3点目、令和7年度に町内の全行政区からの要望があった件数及び要望が完了した件数について伺います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の1点目、町管理道路の種別ごとの総延長管理の担当課につきましてお答えします。

まず、町道につきましては建設課が管理しており、その総延長は約221キロメートルでございます。住民の皆様の日常生活に密接に関わる基幹道路として、維持管理に努めております。

次に、農道につきましては産業振興課が管理しており、道路台帳に記載している農道の総延長は約56キロメートルでございます。農業生産活動に不可欠なインフラとして、農業振興に貢献しております。

林道につきましても同様に産業振興課が管理しており、約7.5キロメートルでございます。林業の持続的な発展と山林資源の適切な管理を支える重要な役割を担っております。

また、道路幅員4メートル未満の町道認定をしていない字図上存在する道路及び開発等により寄附された道路につきましては建設課が管理しております。これらの道路の総延長につきましては正確には把握できておりません。

次に、御質問の2点目、過年度の計画的補修の総延長についてお答えします。

町道につきましては、令和3年度948メートル、令和4年度561メートル、令和5年度507メートル、令和6年度1,067メートル、令和7年度787メートルとなっております。

農道及び林道につきましては修繕計画は立てておらず、その都度対応しております。

なお、町道等の路肩の補修や側溝の清掃なども日常的な維持管理の一環として計画的に実施しております。

次に、御質問の3点目、令和7年度に町内の全行政区からの要望があった件数及び要望が完了した件数につきましてお答えします。

昨年度に町内の全行政区からお寄せいただいた道路に関する要望件数につきましては、町道170か所、農道16か所、林道8か所となっております。これらの要望は、住民の皆様の安全安心な生活環境を確保する上で重要なものであると認識しており、一つ一つの要望に真摯に向き合っております。その要望のうち、対応が完了した件数につきましては、町道136か所で8割、農道及び林道は全て対応済みとなっております。なお、昨年度中に対応が完了しなかった町道の34か所につきましては、本年度予算において対応できるよう現在、鋭意調整を進めているところであり、できるだけ早急に、早期に安全で快適な道路環境が実現できるよう努めてまいります。

今後も引き続き、お寄せいただく要望に対し、迅速かつ丁寧に対応しますとともに、限られた予算の中で最大限の効果を発揮できるよう、効率的な事業執行に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。別の予算のところでも質問いたしましたけれども、計画的補修のほうもよろしく願いいたします。

それでは、四つ目の質問の入札についてでございます。

令和7年第4回定例会において、益城インター北産業団地造成工事において、県の電子入札システムを利用しており、透明性と公平性は保たれているとの説明がありました。令和8年第1回定例会では、この工事入札を例として、地域要件のついた条件付一般競争入札について質問させていただきました。あれやこれやとネット上を探してみますと、国が出した地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルを見つけました。このマニュアルは、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効として、入札監視委員会等の設置を推奨しています。国や自治体の入札監視委員会に関する資料は結構見つかっております。

質問は、益城町には入札監視委員会に類する第三者機関はありますかです。よろしく願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の四つ目の御質問、益城町には入札監査委員会に類する第三者機関はあるかにつきましてお答えします。

本町では、入札監視委員会に類する第三者委員会は設置しておりません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 第三者機関はないとのことでしたので、2回目の質問をいたします。

質問は、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うため、入札監視委員会の設置を検討なされませんかです。よろしく願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の4点目の御質問の2回目、入札監視委員会の設置につきましてお答えします。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、透明性を確保することの重要性は十分に認識しており、本町においては現在、入札参加資格の審査や指名審査会による審査確認、県の電子入札システムによる入札の実施、入札情報の公表を行っているところです。また、談合情報等があった場合には、指名審査会による調査等を実施するとともに、必要に応じて公正取引委員会の報告を行います。さらに、監査委員による監査も随時実施されており、複層的なチェック体制をしております。国の適正化指針等において第三者機関の活用が推奨されていることは承知しておりますが、本町としては、今後、入札を取り巻く状況の変化などを注視しながら、県内町村の動

向、監査委員による監査機能の強化や複数自治体による共同設置の可能性などについて幅広く研究を進め、本町における第三者機関設置の必要性を検証してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 検証されるということでしたので、これはこれまでといたします。

次が、五つ目の質問です。五つ目の質問は、放課後子ども教室についてです。

これまで、放課後の児童の居場所づくりや学校の校庭開放による遊び場などについての質問で、放課後児童クラブについて聞いてきましたが、調べるにつれて、居場所づくりや遊び場などについては、放課後子ども教室の活用がより適切ではないのかと考えるようになりました。京都市のホームページを見ますと、放課後の子どもたちに学習の習慣づけや学力の定着・向上を図る自主的な遊び場と安全・安心な居場所を提供するため、放課後子ども教室推進事業の京都市版として放課後遊び教室を実施とあります。令和7年第4回定例会の質問の折に言及いたしました福岡市のわいわい広場は、放課後児童クラブや放課後子ども教室とは違うもののようですが、福岡市ホームページで放課後児童クラブの説明はあっても、放課後子ども教室の説明は見つからず、放課後子ども教室寄りの事業かと推測しております。

質問は、1点目、放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いはなんですか。

2点目、益城町の放課後子ども教室の開催回数、プログラム内容、参加人数等はどうなっていますか。

3点目、益城町の放課後子ども教室の事業目的に、放課後の子どもたちに安全安心な居場所を提供するはありますかです。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 1番坂井議員の五つ目の御質問の1点目、放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いについてお答えいたします。

放課後健全育成支援事業、いわゆる放課後児童クラブは、こども家庭庁の所管事業となります。この事業の目的は、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。一方で、放課後子ども教室とは、文部科学省の所管事業であります。この事業の目的は、子どもたちが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象に放課後等に学習や体験、交流活動などを行う事業であります。二つの事業の大きな違いは、放課後児童クラブの対象児童には保護者の労働等などの条件があるのに対し、放課後子ども教室には利用に関しての条件がない点であります。運営に関しましても、放課後児童クラブは、日曜日、祝日などを除いて、長期休業中を含めて開設しております。一方、放課後子ども教室は平日週に1回程度の開設となっております。

次に、御質問の2点目、益城町の放課後子ども教室の開催回数、プログラム内容、参加人数についてお答えいたします。

本町では、全小学校においてそろばん教室を開講しており、4、5、6年生までを対象に、そ

それぞれの学校で週1回実施しております。今年度の受講者は、飯野小学校25名、広安小学校44名、広安西小学校58名、益城中央小学校16名、津森小学校7名、合計の150名となっております。なお、昨年度は商工会主催のそろばんの検定試験に114名が合格をしているところです。参加している子どもたちはそれぞれが高い目標を設定して、積極的にそろばん学習に取り組んでおります。

次に、御質問の3点目、益城町の放課後子ども教室の事業目的に「放課後の子どもたちに安全安心な居場所を提供する」はあるのかということについてお答えいたします。

令和8年度益城町放課後子ども教室実施要領の事業目的第1項に「放課後に子どもたちの安全安心な居場所をつくる」と掲げております。安全管理体制としましても、地域ボランティアや退職教員が指導者となっております。さらには、各学校におきましても、校務分掌に放課後子ども教室担当者を位置づけ、放課後の子どもたちの安全・安心な環境づくりに努めております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

2回目の質問でございます。

まず、2点目について、4年から6年、そろばん教室は4年生からの利用となっているようでございますが、この理由は何か教えてください。

次が3点目の2回目です。

放課後子ども教室が小学校児童の安全安心な場所であることを目的にしているとおっしゃいましたので、放課後子ども教室が小学校児童の安全安心な場所であり、多様な体験・活動ができる場所として、そろばん教室に加えて、小学校教室を利用した体験・交流活動プランを実施できませんでしょうかです。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 1番坂井議員の御質問の2点目の2回目、放課後子ども教室の対象が4年生以上の理由についてお答えいたします。

小学校の教育課程におきまして、そろばんについて学ぶのは3年生の3学期となっております。この時期に初めてそろばんに触れることになります。したがって、個人の実力者が少ない時期から開始することで、参加者が皆、同じスタートラインに立った上で新しいことにチャレンジするという高い意欲を持って学習に取り組むことが期待されます。このような理由から、本町では4年生以上の児童を対象に開催しているところです。

次に、御質問の3点目の2回目、そろばん教室に加えて、ほかのプログラムを実施できないかについてお答えいたします。

他自治体におきましては、スポーツや文化活動などを地域の教育力を活用して実施されている事例もあると認識しております。しかしながら、本町への導入につきましては、指導者、施設の確保、安全管理等の課題もあり、現在はそろばん教室のみの実施としております。今後は、地域住民の参画により、その他の体験活動プログラムが実施可能であるかについては検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御検討よろしく願いいたします。

それでは、六つ目の質問に移ります。六つ目の質問は、有機フッ素化合物の検査についてです。

同僚議員が何回も質問されておりますし、私も令和7年第1回定例会で質問いたしました。昨年度、県の行った飲用井戸等の衛生検査では、益城町の1地点で有機フッ素化合物の暫定目標値超過が見られました。県の担当課にお伺いしたんですけれども、町からの要請等があれば、本年度も益城町で飲用井戸等の衛生検査を行ってもらえるのかと聞いてみましたが、要請等には関係なく、県がどの地区で何地点の検査をするかを定める、地区内のどの井戸を検査するかについては町の意見を聞いているとの返答でした。また、残念なことなんですけれども、飲用井戸等の所有者が行うPFOS及びPFOAへの水質検査費への市・町を通じての補助は令和7年度で終了したとのことでした。

まず、現状についてです。

質問は、1点目、益城町の飲用井戸等はどのくらいありますか。

2点目、PFOS及びPFOAの水質検査が行われた飲用井戸等はどのくらいありますか。

3点目、県による飲用井戸等の衛生検査は本年度も益城町で行われますか。

4点目、安永地内の井戸でPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えた原因は判明しましたか。詳細は出せないと思いますので、したか、しないかで結構です。

5点目、PFOS及びPFOAについて、これまでに県に対して具体的に要請されたこと及び要請への返答を教えてください。

次に、町長の考えをお伺いします。

令和7年第4回定例会において、同僚議員への回答で「都市と自然が調和したまち」と述べられています。うろ覚えですみませんが、益城町の自然の豊かさについても何度か言及されていると思います。質問は、清涼でおいしく飲める地下水を守ることは自然豊かなまちであるためにとっても重要なことだと思われますかです。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の六つ目の御質問の1点目、益城町の飲用井戸等はどのくらいあるのかにつきましてお答えします。

本町で把握している飲用井戸件数につきましては、下水道台帳上では119件となっております。

次に、御質問の2点目、PFOS及びPFOAの水質検査が行われた飲用井戸等はどのくらいあるのかにつきましてお答えします。

昨年、県内の飲用井戸140地点で実施された調査のうち、益城町では4地点が調査されました。そのうち1地点において、暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超える井戸が確認されました。これを受け、当該井戸から半径500メートル程度の範囲で追加のPFOS及びPFOAの検査を22件実施いたしました。その結果、全ての井戸で超過がないことが確認されております。この結果につきましては、県のホームページ等を通じて公表するとともに、調査対象の井戸利用者の方々へも報告済みでございます。

次に、御質問の3点目、県による飲用井戸等の衛生検査は本年度も益城町で行われるのかにつきましてお答えします。

こちらにつきましては、現時点では県から通知が届いておりませんので、行われるかどうかについてお答えはできません。

次に、御質問の4点目、安永地内の井戸でPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えた原因は判明したのかにつきましてお答えします。

PFOS及びPFOAが暫定目標値を超過した原因につきましては、県から原因特定には至らなかったとの報告を受けております。

次に、御質問の5点目、PFOS及びPFOAについて、これまでに県に対して具体的に要請したこと及び要請への返答についてお答えします。

令和6年第4回定例会の一般質問でも答弁しましたが、PFOS及びPFOAにつきましては、その原因究明を含め、抜本的かつ有効な削減対策が確立しているわけではありません。こうした状況の中で対策の実施を求めることはなかなか難しいものと考えております。このため、本町としては、本町を含む熊本地域11市町村と熊本県で設立した公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、地下水環境の調査・研究や水質保全対策、地下水涵養の推進などに引き続き取り組んでまいります。

次に、御質問の6点目、清涼でおいしく飲める地下水を守ることは自然豊かなまちであるためにとても重要なことだと思うかについてお答えします。

私自身ももともと水道課に5年勤務しておりまして、当初、当時、以前も言いましたが、先輩から、益城町は水道業じゃなくて水分配業だと言われたことをよく覚えております。東京では、川の水を汲んで1次ろ過、2次ろ過、そして薬剤を注入してやっと水道水ということで提供されますが、益城町の水は地下水をくみ上げて薬剤を少し、次亜塩素を注入して配るということで、水分配業とおっしゃられました。なるほどなど、おいしいはずかなということで思っております。そういったことで、清涼でおいしい地下水を守ることは本町の豊かな自然環境を守る上でも重要なことだと認識しております。地下水はかけがえのない資源でありますので、しっかりと守り、未来へ伝えていかなければなりません。同時に、水道の水源として地下水を利用している本町にとっては、住民の健康と生活を守るためにも不可欠なものです。本町としましては、上水道事業を通じて、常に安全で安心な水をお届けできるように努めておりますので、特に飲料水に関しては上水道へ切り替えていただきますようお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

まず、くまもと地下水財団のことですけれども、これは私は前回の質問で、くまもと地下水財団にお願いしてくださいということを言ったと思います。その関係もありまして、くまもと地下水財団の令和8年度事業計画を調べました。くまもと地下水財団の令和8年度事業計画には、有機フッ素化合物についての記述はありません。地下水財団の中で水質の調査能力を持つ熊本市が動いてくれば非常よろしいんですけれども、この熊本市は単独で有機フッ素化合物対策専門家

会議を設置しております。1回目の質問で申しましたように、県は県の考えによって調査を行っています。どの程度の対策をお考えか分かりませんが、インターネット上には、まだ不完全なものもありますけれども、現在可能な対策を説明している企業があります。何よりも現状把握が対策の第一歩ですし、検査の費用もあまり高額ではありません。

町長、水道につなげばいいというのはやはり違うと思います。これは飲める水を守ることが地下水を守ることだと思います。そういうわけで、2回目の質問は、PFOS及びPFOAから地下水を守るため、町単独でも行える事業は考えないのですかです。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の六つ目の御質問の2回目、PFOS及びPFOAから地下水を守るため、町単独でも行える事業についてお答えします。

本町では上水道の普及に努め、安全安心な水を町民の皆様に安定的に供給できるよう、毎年度、水質検査計画に基づき、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断しました項目につきまして、給水栓水及び各水源地の原水の両方でPFOS及びPFOAを含む水質検査を実施しております。その結果、上水道から供給される水につきましては国の基準値を下回っており、安全であることを確認しております。一方で、議員御指摘の町単独でも行える事業についてですが、PFOS及びPFOAによる地下水汚染は、その原因究明や対策が広域的かつ専門的な知見を要する課題であり、現時点では有効かつ確実なものは見当たらず、単一の自治体だけで抜本的な解決を図ることは極めて困難であると考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。この件につきまして、また、私のほうもさらに調べまして、別の機会に質問したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会します。

散会 午後3時21分

令和8年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和8年6月8日午前10時00分招集
2. 令和8年6月11日午前10時03分開議
3. 令和8年6月11日午後3時34分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 2番 木村正史議員
10番 野田祐士議員
11番 宮崎金次議員
8番 甲斐康之議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	信國満徳君	政策審議監	納美由紀君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	坂井浩章君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	寺本和寛君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	藤田智久君
税務課長	山口拓郎君	住民課長	田上恵美君
福祉課長	菊川和幸君	こども未来課長	吉住由美君
こども未来課審議員	川原さおり君	健康保険課長	田上雅史君

産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君	復興整備課長	吉 本 秀 一 君
下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君	水 道 課 長	豊 田 博 文 君
学校教育課長	内 村 康 成 君	生涯学習課長	中 村 康 広 君
生涯学習課審議員	内 田 博 也 君		

開議 午前10時03分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に木村正史議員。2番目に野田祐士議員。3番目に宮崎金次議員。4番目に甲斐康之議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、木村正史議員の質問を許します。

2番木村正史議員。

○2番（木村正史君） 2番木村です。本日ここに立ち、一般質問を行えることを大変うれしく思います。

傍聴席の皆様、政治に関心を持っていただき、大変ありがとうございます。

本日、私のほうは、LED照明器具への交換に補助金を行えないかということと、本町の小中学校の平和教育について伺います。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

まず、第一問目の質問ですけれども、LED照明器具への交換に補助を行えないかということですけれども、来年の2027年には蛍光灯の製造と輸出ができなくなります。今年いっぱいできなくなる。

これは水俣条約によるものなんですけれども、水俣条約というのを聞いて、よく分からない何なのということがありましたので、少し説明させていただきます。

水俣条約とは、皆さんも御存じの水俣病が原因で同じような健康被害や環境破壊を繰り返してはならないということとこうした決意、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有する意味が込められています。また、水俣病の教訓や経験を世界に伝えるとともに、今の水俣病の姿をアピールするために、2013年10月に熊本県で開催された外交会議で署名、採択が行われ、水俣条約と名づけられました。

この水俣条約には、鉱山からの水銀採掘の禁止、2番目に水銀の貿易を制限、3番目に水銀を使った製品の製造、輸出入の禁止、5番目に工場の製造過程の水銀の使用を禁止と金採掘での水銀使用の削減と大きく分けて五つの禁止事項があります。

これにより、今年2026年、全ての蛍光灯の製造、輸出ができなくなり、今年で最後となります。パナソニックや東芝ライテックなど、主要メーカーをはじめ日本の全メーカーがこれに対応済みで、既に蛍光灯の生産縮小が始まっています。今すぐ手持ちの蛍光灯が使えなくなるわけではありませんが、交換球の入手は年々悪化していきます。壊れてから考えようでは手後れになる可能性が高い状況です。

公民館や学校などの公共施設、古い住宅ではまだ蛍光灯を使用している場所も多くあります。公民館などでは業者に任せられると思いますが、個人宅などでは自分で蛍光灯をLEDへ交換を行おうとされる方も多いと思います。

しかし、素人の方が下手に触ると大変危険です。蛍光灯の種類によっては、そのままLED蛍光灯に変更も可能ですが、機種によっては工事が必要となる場所もあります。LEDへの交換工事には、古い家屋や長期間使用した配線に高温のLEDを取り付けると被覆が溶け、火災に発展する場合があります。また、LEDの定格ワット数を超える器具に取り付けると、器具が加熱し火災にもつながります。ほかにもねじの締めつけ不足、端子の緩み、接触不良などが原因で発熱することもあります。また、承認なしの低品質のLEDは設計、素材の耐熱性が不十分で火災のリスクも高まります。

以上のことから、蛍光灯の製造が終了することや交換の危険性について、町民の方々への告知も必要と思いますけれども、次のことを伺います。

1番、公民館など公共施設ですが、各地域が管理しています。LED照明工事への補助を行うべきでないか、考えをお伺いします。

2番、所得の低い年金生活者の方などへ、LED照明の工事を行うに当たり、補助を行う考えはないかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 教育長の信國でございます。本日もよろしくお願いいたします。

2番木村議員の一つ目の御質問の1点目、公民館照明器具のLED化についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、公民館をはじめとする公共施設における照明器具のLED化、このことは環境面や経済面の観点からも早急に取り組む必要があると考えます。

御質問にある公民館とは、各地区に設置されている自治公民館のことであるかと思います。自治公民館の改修等につきましては、益城町ふるさとづくり施設整備費補助金として、その改修等に要する費用の2分の1、限度額200万円の補助金を用意しております。昨年度は13件の申請があり、そのうち2件について、照明器具のLED化に要する費用に御活用いただいております。

なお、この補助金につきましては、各地区の自己資金が伴うため、毎年10月に申請希望の調査を実施しまして、次年度に計画的な改修工事が可能となるよう、予算の確保に努めておるところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日は一般質問2日目ということで4名

の議員の皆様のご質問をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、2番木村議員の御質問の2点目、所得の低い年金生活者の方などへのLED照明への付替工事に対する補助につきまして、お答えをします。

令和5年、スイス、ジュネーブにおきまして開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入の原則禁止が決定をされております。当決定を受けまして、国内でもその種類に応じて、令和5年末から令和9年末までに製造、輸出入を段階的に規制、廃止することが決定をされております。

このようなことから、本町でも住民の皆様々に計画的なLED化を進めていただくよう、町ホームページや広報紙等で周知をしているところです。また、照明設備のLED化は、家庭の電気使用量の節減、電気代の負担軽減、温室効果ガス排出抑制、そして照明の寿命延長によるごみの軽減も期待をされるところです。

LED照明の交換につきましては、照明をそのまま取り付けるだけで交換が完了するケース、工事を必要とするケースがございますが、工事を伴う交換につきましては、所得が少ない年金生活者の方々にとりまして負担が大きいことは認識をしております。

このため、今後も国や県の動向を注視するとともに、新たな補助制度や支援策が創設された場合には、その内容を精査し、本町の財政状況や住民ニーズを踏まえた上で必要な施策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○2番（木村正史君） 御回答ありがとうございます。

公民館へは、昨年13件、そして10月に各区長へ連絡しているということでした。ふるさとづくり施設整備費補助金を使用して事業の2分の1を補助してるということでした。公民館等について、地元の電気工事士とかそういった方が多くいらっしゃいますので、そちらに相談して、地域の業者の方に修理していただいて、区長のほうからこちらに申告があるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いてなんですけれども、個人宅など所得の低い方へのLED工事なんですけれども、所得の低いということもあって、やはり自分で交換をされようと思えると思います。古い機種であってグロー球であれば、グロー球のランプを外してそのまま付け替えるということで交換ができるようです。

私も一応電気工事士の資格は持っていますけれども、最近触っていないので、もう最近また調べたんですけれども、やはり最近の新しい機種、といいましても30年ほど前ぐらいからはもうLED入ってきてますけれども、その辺りからグロー球もなくなって、蛍光灯の種類もスターターのタイプ、自動的につくタイプに変わっておりますので、その頃につけたやつについては全て替えるか一度業者の方、免許を持っている方に相談されるように指導といいますか、御連絡のほうもお願いできればと思います。

替えることは問題ないと思います。器具を替えること自体には何も免許は要りませんけれども、

100ボルトの電源を触ったり、そういった機種を交換する場合にはやはり免許も必要になりますので、その辺りも広報のほうと一緒に周知をお願いしたいと思います。

また、まだあまり世間とかでもテレビとかも流れていませんけれども、もしこういったものが国や県の補助がもう少し出るようになった場合は、速やかに対策のほうをよろしくお願いします。

それでは、続いての質問のほうに移りたいと思います。

続いて、本町の小学校、中学校の平和教育について何うということです。平和学習について、本町の取組がどのように行われているのかが気になり、質問させていただきます。

私は、小学校の修学旅行で長崎へ、中学校で広島へ行った記憶があります。そこで被爆体験者の話を聞いて、戦争は怖いものだ、恐ろしいものだ、戦争はしてはいけないというふうに学んだと思います。

この質問をさせていただくに当たりいろいろ調べてみますと、現在の平和教育に対する考えといますか、戦後の日本の平和教育は広島、長崎の被爆や沖縄の地上戦から教訓を学び、記憶を継承することに主軸が置かれてきました。例えば、学校では戦争体験者の方々の話を聞いたり、平和を啓発する戦争に関する映画を見たりすることが定番でした。

これらは情緒面からのアプローチです。戦争の残酷さや悲惨さを見聞きすることで、戦争を憎み、平和を愛する心を育てるという目標があります。日本の子どもは、他国と比べて平和志向が強いという研究があるように、この学習は成果を残してきてると思います。戦争を経験した世代が減っていく中で、その継承は課題だと思いますけれども、そこでお伺いします。

現在の本町の小学校、中学校の平和学習の内容はどうなっておりますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 2番木村議員の二つ目の御質問、本町の小中学校の平和学習はどのような内容かについてお答えいたします。

本町では、議員の時代と同じく小学校6年次に長崎へ、中学校2年次に広島へ、広島から関西方面へと向かうわけですが、修学旅行で平和学習に取り組んでおります。具体的には、小学6年次の修学旅行にて長崎原爆資料館の見学、被爆体験者の講話及び爆心地周辺のフィールドワークを行っております。また、中学2年次の修学旅行では、広島平和記念資料館の見学や被爆者体験者の講話を聞くなどの学習を行っているところです。

いずれの場合も、社会科の授業等で歴史的なところ、それから総合的な学習の時間などを使って事前学習を十分に行った上で戦争の悲惨さ、平和の尊さを学ぶとともに、人権意識を高め、差別や偏見のない社会の実現に向けて平和学習に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。

本町では、小学校6年生のとき、私らと一緒にですね、6年生のときに長崎へ、広島へ、広島から関西方面にということでした。私たちのときは山口の秋吉台を回ってから広島に行った記憶が

ございます。長崎でもフィールドワークというか、もうああいったいろんな平和祈念公園とか、そういったものを見ながらでさせていただきました。どちらも事前学習を行い、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学ぶということでしたので、そちらについては何も意見ございません。

ただ、提案としまして、平和教育学習にて修学旅行先に長崎、広島へ行っているとの回答に対して、例えば鹿児島県、南九州知覧にある博物館、知覧特攻平和会館への平和学習はどうでしょうか。私も家族と共に、一人でも行ったこともありますけれども、子ども連れても行きました。たくさんの資料があります。本当全ての遺品を見ると、隊員の方が出撃前に家族へ宛てた手紙など、見ていてすごく胸の熱くなる思いがあります。思い出しても何かすごく思いが来ますけれども、そういった手紙を読んで、隊員の方々、知覧に住んでいる地元の方々のそういった思いのほうもありました。そういったものを読んで、自分の心の中に整理するには本当1日でも足りませんでした。

こういったこともあったので、こういったものはどうかと思ひまして、話をさせていただきます。知覧からこういった地元の地域の皆さんの話、その思い、知覧の特攻の飛行場からでもなく、たくさんの飛行場から飛び立っているということですね。この近くであれば健軍飛行場、また菊池のほうの飛行場、そういったところからも飛び立っている方がいらっしゃいます。そういったことを子どもの頃に見聞きすると、思いも一層強くなりました。

また、知覧特攻会館のホームページの方の話の文章の中にこういったのもありまして、ちょっと紹介します。

小学校6年生の女の子のコメントなんですけれども、今自分がこんなふうにいることが恥ずかしい。小さなことで悩んでばかりみたい。もっと生きることを大切にしたい。ここに来てよかったですという短い文章なんですけれども、ほかのことで、子どもたちのことで悩んでるのがばかりみたいだということですね。

あと次に、中学生のコメントなんですけれども、私は修学旅行に来る前に両親と大げんかをして逃げるようにこの修学旅行に行きました。そして、私はこっちに来てからずっと親なんて要らない、死んでしまえばいいと、ばかなことを考えていました。しかし、今日の遺書を見ると、両親の孝行のためにと書いてあるのを見て、初めて自分の考えがばかなことを思い知りましたということなんです。

最後に高校生のコメントですね。卒業旅行に知覧を訪れました。広島を中心に平和記念会館を歩いた経験はありますが、ここ知覧が特攻兵士の最後の場所であったことを知りませんでした。大変貴重な遺品の中でも私たちと変わらない若い男性の遺書が衝撃的でした。母上、母上と少年たちは母を呼んでいます。そして「泣いてはくださるな」と言い残しています。母の存在が兵士たちの心の奥で深く根づいていたことを強く思い知らされました。私は、母は永遠なのだと思います。今の日本では、中学生が荒れ、皆自分中心の人生を送ることに必死です。国を信じた一筋の男性らしい姿は、今から見ると悲しい結果ではありますが、一人の人間として生を授かったことへの思い入れは比べものになりません。平和を望むためには、このような兵士たちの思いをもっと知り、二度と繰り返さないため学習する必要があると思います。家族を最後まで思い続け

た若い青年の死を無駄にしたくないと思います。生きることへの責任を考え直したい。

平和学習において、戦争反対との声は大事です。しかし、それ以上に自分を見つめ直し、自分に大切なものを学習できると思います。知覧特攻平和会館のホームページに載せてある来館者の声です。戦争は怖い、原発は怖いという御意見も大事ですけれども、こちらでも深く心に刺さる言葉だと思います。

平和教育、平和学習にて修学旅行先に長崎、広島へ行っているとの回答に対し、鹿児島南九州にある知覧博物館への平和学習はいかがでしょうか、お考えをお伺いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 質問の２回目、小中学校の平和教育について、平和学習で長崎、広島に変えて南九州市の知覧町を訪れてみてはどうかということについてお答えいたします。

私も３回ほど知覧町には訪れまして、その教育的意義というのは十分承知をしております。ただ、戦争の手段として核兵器が使用されたというのは世界でただ２か所、長崎と広島だけでございます。それぞれその状況を教訓として後世に伝えるための施設や人材が多くあります。

先ほど私申しましたフィールドワーク、これにしましても担任と一緒に連れて回るのではなく、さるくガイドという方がいらっしやいまして、各ポイントを回りながら少人数に詳しく説明していただくということもございます。そういうような体系的な平和学習プログラムが確立をされているところです。教科書にも掲載されておりまして、その発展的学習としての価値も認識をされているところでございます。

また、修学旅行は平和学習だけではなくて、歴史、文化の学習と学校教育において多岐にわたる目的を持って行われるものであります。この点において、長崎はグラバー園、大浦天主堂など往時の文化や出島など鎖国時代の歴史を学ぶ場所がございます。

また、目的地までの経路上には佐賀県立宇宙科学館、吉野ヶ里遺跡などの多様な学習に取り組むことができる学習地もあることから、本町の小学校では修学旅行先として選択をしているところでございます。

議員から、南九州市知覧町についての御提案がありましたが、本町の修学旅行につきましては、学習全体のバランス等も考慮しながら、研修先の選定を行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○２番（木村正史君） 御回答ありがとうございます。

そうだろうと私も思います。行く途中、あそこに行って周りの通路を考えると、確かに武家屋敷とかそういったものも知覧町にありますけれども、鹿児島市内ということになってしまうと、熊本からあまりにも近いので修学旅行としては難しいかと思いますので、何かそういった機会とかがありましたら紹介いただけるとありがたいと思います。

それと、本当話を聞きますと、ネットで調べてみましても、こういった平和教育について、平和学習についての考え、いろいろ賛否両論ありました。大体の方は戦争を嫌いなこと、戦争したいと思っている人なんて国民誰もいません。よく戦争したいんだろうとか、武器を持つと言われ

る方もいますけれども、戦争したいと思っている国民は誰一人いないと思います。

また、平和教育で戦争と原爆の体験を扱うため、子どもたちの心理的負担やトラウマを考える必要性もあるかと思います。かなり残酷な写真、そういったものを見せて、映像とかが流れることもありますので、いろいろ子どもたちの心に配慮して、安全な環境で学習できるよう、教材や方法の多様化が求められると思います。

小学生、中学生、場合によっては学年によって学習内容を検討して変えていく必要もあるかと思います。その上で、具体的にどうすれば戦争を起こさずに済むのか、戦争をなくすことができるのか、他国から攻め入れられないで済むのか、そういったことを真剣に取り組む時期が来ているのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 木村正史議員の質問が終わりました。

ここで休憩なしで野田議員に質問のほうに移ってもらいます。よろしいですか。

○10番（野田祐士君） はい。

○議長（榮 正敏君） 次に、野田祐士議員の質問を許します。

10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。10番野田です。

今回も一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃より議会に関心を持っていただき、大変感謝をしております。議会に関心のない方もいらっしゃるかもしれませんが、今後関心を持っていただけるように我々も尽力をしたいと思っております。

それでは、今回は通告に伴いまして3点、住民の生活利便性について、そして木山地区土地区画整理事業について、熊本空港周辺を含む土地利用についてを質問させていただきます。

それでは、質問席に移ります。

前任の木村さんが大変良い質問をされて、おまけに30分余分に質問していいということで、余分に質問させていただくとは思っておりませんが、しっかり質問したいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、まず一番目の通告をしております住民の生活利便性向上についてであります。

私は、12月議会の中で、町の将来像や交通、生活、産業の誘導を踏まえ、用途地域、用途変更を戦略的に活用するために必要なことは何か、また具体的な方法は行っているか、その際のメリットとリスクについて質問をいたしました。

今回は、住民の生活利便性向上に向け、町としてどう取り組んでいるか。その考え方、いわゆる構想、そして計画、そして実働についてお尋ねします。

1点目といたしまして、町全体としての方向性、取組、そして地区（校区）ごとの具体策や具体例、その進行状況、それに伴う問題を伺います。

2点目、上記1点目の課題及び評価、そして今後に向けての改善策、具体的な取組内容を教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の一つ目の御質問、住民の生活利便性向上につきまして、お答えをします。

私は、生活利便性とは、買物環境、医療環境、交通利便性、子育て・教育環境、行政サービスの五つの要素があり、住まい選びの際の重要な判断基準にもなっているものと認識をしています。そのため、今回の御質問につきましては、今申し上げた五つの要素に沿って主な施策等を含めながら答弁をさせていただきます。

まず、買物環境につきましては、商圈の課題等もあると思いますが、民間企業が本町に進出しやすいような環境を整備することが重要と考えております。本町の都市計画マスタープランでは、土地利用の基本的な考え方として、商業業務系土地利用は、町民生活のための生活拠点に位置づけられた地区に商業業務地を店舗や事業所の立地が想定される幹線道路沿道に沿道サービス地を設定し、商業業務機能や日常生活に必要とされる生活サービス機能を集積・強化するとしています。

広安・木山地区におきましては、県道熊本高森線の4車線化事業に伴い、近隣商業地域の拡大を含めた用途地域の変更を行っており、今後商業施設の進出が期待できるものと考えます。

飯野・福田・津森地区におきましては、開発許可基準や住居系地区計画に基づき、一定規模の商業施設の立地は現在でも可能ですが、さらなる住民の利便性の向上を図るため、県に対し商業系地区計画の基準の設置を求めているところです。また、現在津森・福田地区へのコンビニ誘致に関する要望が出されていますが、この件につきましても、関係機関等と協議の上、実現に向けて鋭意努力してまいります。

次に、医療環境につきましては、町内には内科、小児科など19の医療機関と七つの歯科医院があります。これら医療機関受診に係る利便性の向上を図るため、A I オンデマンドバスやデマンド型乗り合いタクシーの乗降場所をおおむね医療機関の近隣に設置をしております。

交通利便性につきましては、本町では幹線公共交通機関である産交木山営業所と熊本市中心部を結ぶ路線バス、幹線公共交通の支線として御船町及び西原村、大津町を結ぶ路線バスが運行をしております。

加えて、住宅街と路線バスを結ぶ広安及び木山地区内のA I オンデマンドバス、飯野・福田及び津森の各地区と広安・木山地区を結ぶデマンド型乗り合いタクシーを運行しております。このA I オンデマンドバスとデマンド型乗り合いタクシーの乗降場所は、町内の路線バスの各バス停、公共施設、買物施設、医療機関近隣に設置をしております。

あわせて、木山交通広場と空港方面及び西原村を結ぶ益城・西原空港ライナーも運行しており、お住まいの地区から町中心部を経由して空港方面への移動も可能としているところです。

子育て・教育環境につきましては、子どもが健やかに育ち、子育て世代が安心して子育てができる「こどもまんなか益城町」を目指しております。そのため、益城町こども計画に基づき、妊婦健診や産後ケアをはじめとした妊婦期から子育て期間の切れ目のない支援、保育所・幼稚園等の保育体制の整備、子育て支援施策の拡充を行っております。並びに放課後児童クラブの増設や地域子育て支援拠点の西部圏域への新設など、子どもの居場所づくりを進めているところです。

また、学校教育におきましては、特にＩＣＴ教育や英語教育の充実により、その成果が着実に現れ始めているところです。さらに、寄附により第２幼稚園の跡地に整備されました学びと支え合いの複合施設ＹＰみらいえにおいて、不登校児童生徒への教育支援も開始をしております。あわせまして、教育施設の改修等につきましても、計画的に実施をしているところです。

最後に、行政サービスにつきましては、町の各種計画に基づき住民ニーズを調査しながら必要な施策等を実施しているところです。役場閉庁時も簡単に各種証明書を取得することができるコンビニ交付や総合窓口システムを活用したおくやみ窓口のワンストップ化など、住民サービスの向上を図っております。今後も行政手続のＤＸを推進することで、役場に来庁しなくても各種手続等ができるような行かない窓口の実現など、さらなる住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

本町の人口は、平成28年熊本地震の影響により、1,500人を超える住民の方々が町外への転出を余儀なくされましたが、その後の復旧復興が順調に進んだこともあり、令和８年４月末には３万4,506人となり、熊本地震前の人口を超えました。このように人口が回復、増加いたしましたのも、本町の生活利便性に一定の評価をいただいていることが一つの要因であると考えております。

今後も住民の生活利便性向上に向けて必要な施策等を検討、実施してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） １回目の御答弁ありがとうございました。町全体としての利便性向上に取り組まれているということは理解をいたしました。

一方で、今回私がお尋ねしている趣旨は、何を実施しているかではなく、その結果として各校区の生活利便性をどのように評価し、そしてどこに課題が残っていると認識されているのかという点であります。住民の皆様からは、中心部は便利になったが周辺部はどうか、買物や日常サービスへのアクセスに地域差があるのではないかという声も聞かれております。そこで、改めて２回目の質問をいたします。

校区ごとの生活利便性の現状の把握について、町は現在、例えば買物、医療機関へのアクセス、行政サービスなどについて、生活利便性を客観的に評価する指標を持っておられますか。また、その評価の中で、どの校区が比較的充実があり、どの校区に課題が残っていると認識をしておられますか。

また、生活利便性の格差に対する評価について、町として各校区で生活環境やサービスへのアクセス状況が異なる中、住民生活の満足度や日常生活の利便性という観点から、どのような課題が存在するかと考えていらっしゃいますか。

津森・福田校区のコンビニ等の生活利便性の機能については、昨日も一般質問等ございましたけれども、県との協議はあるとは思いますが、その中で現在の状況、どのような状況で進んでいるのか、または協議をしているのかということを教えていただきたいと思います。

今後の政策の方向性について、益城町に重要なのは、単に町全体の人口、先ほど人口が増えて

いるということをおっしゃいました。ただし、都市集積をどのように図っていくかだけではなく、どの校区に住んでも安心して暮らせる生活環境を確保すること、そのことが重要だと考えております。

そのような観点から、住民満足度を政策評価の指標として位置づけることというのは重要になってくるのではないのでしょうか。その上で、校区間の生活利便性格差の解消をどのように進めているか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の御質問の2回目の1点目、校区ごとの生活利便性の現状把握につきましてお答えをします。

本町では、町が進めている各種施策に対する満足度や今後のまちづくりに対する御意見をお伺いし町政に反映させることを目的に、町総合計画のフォローアップアンケート調査を毎年9月頃に実施しております。この調査結果が各地区ごとの生活利便性を客観的に評価する指標になるものと考えております。

議員の御質問につきましては、昨年実施しましたアンケートの中から、関連する調査項目の結果を基にお答えさせていただきます。

まず、買物環境に係る商業サービスの充実につきましては、いずれの地区も不満足傾向にあり、特に飯野・福田・津森ではその傾向が強くなっております。住民の皆様からは、大型スーパー、ホームセンターなどが不足している、飲食店が少ない、県道熊本高森線の4車線化に伴う沿道沿いに商業施設が誘致されることへの期待などの御意見をいただいております。

次に、医療環境に係る健康の維持増進のための健診・相談環境につきましては、全ての地区におきまして満足傾向にあります。ただし、住民の皆様からは総合病院や専門医不足、小児科や産婦人科が少ないなどの御意見をいただいております。

交通利便性に係る公共交通機関の整備につきましては、いずれの地区でも不満足傾向にあり、特に飯野と津森ではその傾向が強くなっています。住民の皆様からは、バス路線の減便や運賃の高さ、免許返納後の高齢者の移動手段に関する不安などの声をいただいております。

住民サービスに係る行政サービスを安心して便利に受けられるかにつきましては、全ての地区において満足傾向にあります。住民の皆様からは、窓口対応やコンビニでの各種証明書発行の利便性を評価する声、行政手続のDXを求める声、スマホが使えない高齢者等に対し情報格差が生まれないような工夫、サポートを求める声などをいただいております。

子育て・教育環境につきましては、施設整備をはじめとした幾つかの質問を行い、質問項目によってばらつきがあるものの、全体を通しておおむね満足傾向にあります。子どもの遊び場に関して、既存公園の遊具やスペースなどの不足、猛暑等を考慮し天候を気にせず遊べる場の設置、潮井公園を高く評価するなどの御意見をいただいております。その一方で、通学路に歩道がない、道幅が狭い、交通量が多く車のスピードが速いといった危険性の指摘もいただいております。

金融機関につきましては、全ての地区にあるため関連する調査を行っておりません。

次に、御質問の2点目、生活利便性格差に対する評価についてお答えをします。

生活利便性に関する調査結果は、今申し上げましたとおりで、おおむね広安・木山地区におきましては満足な傾向が見られ、飯野・福田・津森地区におきましては不満足な傾向が見られます。特に、買物環境につきましては、全体的に不満足な傾向にあるため、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、民間企業が本町に進出しやすいような環境を整備する必要があると考えます。

次に、御質問の3点目、津森・福田地区のコンビニ等生活サービス機能につきましてお答えをします。

先ほども申し上げましたが、町内における買物環境につきましては、全体的には不満足な傾向にあり、特に飯野・福田及び津森地区におきましてその傾向が高くなっております。福田及び津森地区へのコンビニ等商業施設の誘致につきましては、私の4期目のマニフェストに掲げております。昨日答弁しましたとおり、既存の移動販売や買物等を含めた外出支援等を活用しながら、さらなる住民の買物、利便性の向上を図るため、コンビニと商業施設の誘致に取り組んでまいります。

最後に、質問の4点目、今後の施策の方向性につきましてお答えをします。

議員御指摘のどの校区に住んでも安心して暮らせる生活環境を確保することは、大変重要なことだと私も思います。しかしながら、議員も御承知のとおり、本町の都市構造は市街化区域と市街化調整区域に分かれており、このことも念頭にまちづくりを進める必要があります。よって、町内全ての地区の生活利便性を均等に向上させることはなかなか容易ではありません。

1回目の御質問で答弁させていただきましたが、本町においては飯野・福田及び津森の各地区と広安・木山地区を結ぶデマンド型乗り合いタクシーや広安及び木山地区内を運行するA I オンデマンドバスを買物施設や公共施設、医療施設などと結ぶことで住民の皆様の生活利便性の向上を図っているところです。

また、今後のまちづくりの方針となる町総合計画の次期基本計画を現在策定中ですが、策定に当たりましては、住民ニーズや満足などを踏まえ、必要な施策等を検討してまいりたいと思います。

今後とも、各地区の生活利便性の向上につながるよう、様々な施策に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の詳細な御答弁ありがとうございました。

町長のマニフェストにも絡んでくるとは思いますけれども、少し長い目、時間軸を長くした形での答弁もしていただきたいと思いますので、できれば10年先、20年先を見据え、今何をすべきか、また何を行う必要があるか、またそれをどのように将来につなげていくのかについても、3回目の質問としてしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の御質問の3回目、10年先や20年先の町の目標についてお答えします。

まず、10年先、20年先、本当に見据えることが大事なかなと思います。それ以上にまず現在の一

歩をまず踏みしめていくというのを一番大事な、踏みしめながら10年先、20年先の目標をまた決めていきたいかなということだと思います。

本町では、令和6年度に益城町人口ビジョン及び益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和22年、2040年に人口3万8,000人を目標として、そのための施策事業を進めていくとしております。

まち・ひと・しごと総合戦略では、四つの政策目標を掲げており、一つ目は、こどもまんなか元気と笑顔と夢があふれるまちづくりで、結婚、出産、子育ての希望をかなえていくための取組です。そして、二つ目が帰ってくると「ホッ」とする穏やかで温かいまちづくり、魅力的な地域をつくる取組です。三つ目がしごととくらしをいつも近くに感じるまちづくりで、働く場をつくっていくための取組です。四つ目が、くらしを伝える情報発信、魅力が伝わるまちづくりで、人の交流や流れをつくることです。

これらの目標を達成するため、本年度予算におきましても、復興事業を着実に推進しつつ、飯野・福田・津森地区への子育て世帯の移住定住促進や産業団地の整備推進、復興10年を節目とした様々なまちづくり事業への支援、学校給食費の負担軽減や学校体育館の空調機設置、新たな都市計画道路整備構想など、住民の皆さんの生活利便性の向上に向け予算も計上しております。

今後とも選ばれるまちとなるよう、さらに魅力あるまちづくりを積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 3回目の御答弁ありがとうございました。ぜひ積極的に何事も取り組んでいただければ、魅力ある益城町がつくられていくと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

木山地区土地区画整理事業についてであります。私は木山におりますので、いろんな区画整理事業について質問を受けます。その中で、役場南側の事業開発についての質問がありましたので、取り上げさせていただきます。

近隣住民から多くの声や意見として、何をしているのか分かりにくい、そもそも必要かとのお尋ねが寄せられております。答えとして、事業の魅力やイノベーションを、さらには住民への恩恵はどうかについて説明をしていただきたいと思います。あわせて、今後の計画見通しについても聞かせていただければと思っております。

次に、住民が個別に抱える問題の解消に向けてであります。木山土地区画整理事業は熊本県が実施をしておりますが、事業の終盤を迎え、当事者、いわゆる地権者でありますけれども、様々な思いや考え、そして問題を抱え生活している状況にあります。益城町は、この事業主体として問題解消に向けた取組、対応を積極的に行う立場にあるという理解です。様々な課題解決に対しどう取り組んでいるのか、それぞれの具体例をもって回答をお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問の1点目、役場南側の事業開発について

お答えをします。

まず、私はこれまで多くの決断を行ってまいりました。中でも、役場庁舎をどこに建て替えるかも大きな課題かなと。現地に建て替えるのか、それとも仮設庁舎辺りに建て替えるのかというのが悩ましい課題だったなと思います。

その後、議会であつたり検討委員会の皆さん方の意見も踏まえて元の場所に建て替えるということで、免震機能や耐震機能を備えれば再び震度7の地震が来ても大丈夫なのかなというのも一つの大きな要因でしたが、何より木山地区が古くから木山川の船の運搬拠点、そして木山神宮の門前町として交通、物流そして商業の中心として商家や市場が集まったと。周辺農村の中心としてにぎわったことや、もし移転すれば町の重心が変わり、木山地区が寂れてしまうという危機感を持ったのも決断の原因、要因かなということで思います。

このように、木山地区が物流や商業の中心であつたことから、役場庁舎を元の場所に建て替え、南側に交通広場を整備したところです。交通広場の整備や一帯の開発が地域の交流拠点として、そして防災拠点として、テクノ、阿蘇くまもと空港、東海大学、そして西原村をはじめ県内の市町村をつなぐ拠点として活用されることにより、木山地区が益城町の都市拠点としてにぎわいくりの中心となることを目指しているところです。

そのような中、本町では熊本地震からの復興を図るため、平成28年12月に益城町復興計画を策定し、木山地区を都市拠点とし、役場南側に復興まちづくりセンターにじいろや交通広場、また本年度完成を予定しておりますイベント広場、駐輪場など、行政、商業、交通結節など高次の都市機能を誘導するエリアとして位置づけております。

この役場南側の開発の必要性についてでございますが、本事業は震災からの復旧復興を機に、まちの顔となる中心市街地の再生、そして将来にわたる持続可能なまちづくりを目指すものです。震災までの役場周辺は、住民の皆様にとって交通便利性が高いとは言えない状況でした。交通広場の整備は、交通機能を1か所に集約しバスやタクシー、自家用車、そして自転車といった多様な交通手段のスムーズな乗換えを可能にします。また、交通広場を軸として町内の各地域を結ぶなど、誰もが利用しやすい公共交通の拠点としての役割を担います。これにより町の玄関口としての機能強化を図り、来訪者へのアクセス向上に寄与するものです。

次に、この交通広場を含む事業の魅力、イノベーション、そして住民への恩恵についてでございます。本事業の最大の魅力は、単なる交通結節点としての機能にとどまらず、地域の交流拠点としての役割をも担うことにあります。交通広場はイベントスペースや休憩スペースとしても活用できるよう設計し、人々が集い、交流する広場としての機能を持たせております。これにより、地域コミュニティの活性化や新たなにぎわいの創出につながります。

イノベーションという点では、スマートシティの概念を取り入れ、ICT技術などを活用した情報発信機能や災害時における防災拠点としての役割も付与する計画でございます。例えば、交通広場に設置されているデジタルサイネージには、交通情報だけではなく地域のイベント情報や災害時の避難情報などもリアルタイムで提供することで、住民の皆様の利便性向上と安全確保に貢献いたします。

また、住民の皆様への恩恵としましては、まず交通利便性の向上による日常生活の質の向上が挙げられます。バスやタクシーの乗換えが容易になることで、高齢者や子育て世代など自家用車を持たない方々も気軽に外出できるようになり、通院や買物、地域活動への参加がしやすくなります。また、交通広場周辺に商業施設や公共施設を誘致、整備することで回遊性が高まり、地域経済の活性化にもつながります。

さらに、防災拠点としての機能強化は、万が一の災害時において、住民の皆様の安全を守る上で不可欠な要素であり、安全安心なまちづくりに大きく貢献いたします。

交通広場を含む役場南側の開発事業は、町の未来をつくるための重要な施策であり、単なる交通拠点でなく地域の交流拠点、そして防災拠点としての多機能性を持たせることで、住民の皆様の利便性向上、生活の質の向上、そして安全安心なまちづくりに大きく貢献するものと確信しております。

議員御質問の今後の事業計画の見通しについてですが、まずは本年度の全体事業の完成に向けて、住民の皆様の御意見に真摯に耳を傾けながら事業を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

次に、御質問の２点目、住民が個別に抱える問題の解消に向けてについてお答えをします。

木山地区土地区画整理事業は、熊本地震からの創造的復興の事業であり、安全で安心なまちづくり、将来にわたる持続可能な地域社会の形成を目指す重要な事業でございます。県に施工者として御尽力いただいている中、本町は事業主体としてこの事業の推進に向け、これまでも一貫して深く関わってまいりました。

しかしながら、事業の終盤を迎えるに当たり、地権者の皆様が様々な思いや考え、具体的な問題を抱えていらっしゃることは十分に承知をしております。具体的な例としましては、区画道路などのインフラ整備や宅地引っ越しに伴う造成工事のあり方、また換地に伴うコミュニティ問題などがございます。これまで住民の皆様から寄せられた個別の問題や御要望につきまして、県と共有しながら解決策を共に検討し対応しております。

今後も、住民の皆様が個別に抱える問題に対し、県とこれまで以上に密接に連携し、事業主体としての役割を果たしてまいるとともに、事業の完成に向けて一つ一つの問題解決に全力を尽くしてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。交通広場をつくることの必要性、ビジョンというのはある程度理解をしたところであります。

２回目の質問といたしましては、交通広場、木山におる、すぐそばにおる人間として、つくっていただいた上で、じゃあ先ほども質問しましたけれども、10年後、20年後はどのような将来像を描いているのかというのが２回目の質問であります。

また、住民が抱える問題について、熊本県と連携しながら取り組んでいるということは理解をいたしました。それを理解した上でありますけれども、町が把握している未解決案件があれば教えていただきたいと。また、それをどのように解決しようとしているのか、改善しようとしてい

るのかということがあれば、それも併せて教えていただきたいということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の御質問の2回目の1点目、役場南側開発が完成した10年後、20年後の益城町の将来像につきましてお答えをします。

私は、この役場南側の事業開発を単なる施設整備に終わらせることなく、熊本地震からの復興を礎とした益城町が次なる10年、20年を飛躍するためのグランドデザインの中核をなすものと位置づけております。私たちは、震災を乗り越え、単に元に戻るのではなく、より強く、より魅力的なまちへと進化する機会を得ました。この開発はまさにその進化の象徴であり、未来の益城町を形づくる上で不可欠な要素であると確信をしております。

では、具体的に私の描く将来像につきまして、商業機能、交通体系、そして防災機能を含めて述べさせていただきます。

一つ目は、活気と交流が生まれるにぎわいの中心地としての商業機能です。町の中心市街地、特に役場南側一帯は、人と物、そして情報が行き交うまちの心臓部として躍動する場所と位置づけております。整備されたイベント広場では、地域の農産物や特産品を販売するマルシェ、子どもたちの笑顔があふれるイベント、世代を超えた交流を促す文化催事が開催され、町内外から人々が自然と集まる場所となります。

また、交通広場に隣接する商業施設には、地元根差した個性豊かな店舗や新たな誘致によって生まれた魅力的な飲食店、観光客向けの土産物店などが集積し、地域経済を牽引する活力の源泉となります。住民の皆様は、日常の買物から特別な日のお食事まで、町内で全てが完結する利便性を享受することができます。これらは単なる消費の場だけではなく、新たな雇用を生み出し、若者が定住し、地域に誇りを持てる魅力的な働く場、暮らす場を提供する役割も果たします。

二つ目が、誰もが快適に移動できる持続可能な交通体系です。現在整備を進めている交通広場は、まちのスマート交通ハブとしてまち全体の移動を支える中枢を担っております。路線バス、デマンド交通、シェアサイクル、そしてAIを活用したオンデマンドバスといった多様な交通手段が有機的に連携し、アプリ一つで最適な移動手段を選択できる社会を実現します。

これにより、自家用車を持たない高齢者や子育て世代の方々も通院、買物、地域活動への参加が格段に容易になり、誰もが安心して自由に快適に移動できるユニバーサルデザインのまちとなります。

また、交通広場は熊本空港へのアクセス拠点としても機能し、国内外からの観光客をスムーズにまちへと誘い、観光振興にも大きく貢献します。

三つ目が災害に強く、安心を育む最先端の防災機能です。熊本地震の教訓を最大限に生かし、災害に強く住民の安全を守る最前線の町として、全国のモデルケースとなることを目指しております。

役場南側の開発エリア全体は、耐震性に優れた建築物群で構成され、広場は災害発生時には一時避難場所、物資集積拠点、そして情報を発信する防災広場などとして機能します。この壮大な

ビジョンを実現するため、計画の基本方針は揺るぎないものと認識しつつも、住民の皆様の多様な御意見や社会情勢の変化に真摯に耳を傾け、時代の要請に応じた柔軟な対応とよりよいまちづくりに向けた継続的な改善を図ってまいります。

住民の皆様お一人お一人の声がこの未来を形づくる大切な力となります。引き続きこの町の未来を共に創造していくため、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、御質問の2回目の2点目、個別課題の具体的な事例、解決に向けた工程や見通し、町の独自支援や調整、県に対し改善や対応を求めた事例など、今後どのような体制で個別課題の解決に取り組んでいくのかにつきましてお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本事業が熊本地震からの復興において、住民の皆様の生活再建の礎となる極めて重要な事業であることは言うまでもありません。事業が終盤を迎える今、地権者の皆様がそれぞれ多様な思いや考え、具体的な問題を抱えていらっしゃることは、町として十分に承知し、問題解決に向け取り組んできたところです。

実際、解決につながった事例を申し上げますと、従前の土地での営業が困難になられた事業者の方のために、仮設店舗を県と町で連携し、早期に営業が再開できるよう整備しました。

現在対応中の事例につきましては、仮換地指定に伴う土地の減少分、いわゆる減歩が発生する地権者等において意向を確認し、調整用地としての土地開発公社用地を売却することなどに取り組んでいるところです。

そのほか未解決課題としましては、道路計画、公園計画などに御意見をお持ちのケースや換地された土地の形状、面積、位置に対する認識の齟齬、また周辺環境への影響などで地権者と調整を続けているケースがございます。

これらの案件につきましては、解決の方向性が見えているものもありますが、詳細な調整や住民意向の最終確認を要するものもあり、現在も継続的に検討、調整中の段階にあります。これらは、地権者個々人の生活再建計画や土地利用計画に深く関わるため、まずは個別面談等を重ね、丁寧な情報提供と意見交換等を実施し、最終的には地権者の皆様に御納得いただける形での解決を目指し、一つ一つ粘り強く調整を進めてまいります。

次に、本町として独自にやっている支援や調整、あるいは県に対し改善や対応を求めた事例につきましては、事業主体としての責任を果たすべき住民の皆様の声に寄り添い、これまで独自の取組も積極的に実施してまいりました。

主な事例としましては、生活再建を予定されている地権者が住み替えを必要とされる期間において、地権者の意向を確認し、公営住宅への入居を案内し、県と連携しきめ細やかな支援に取り組んでおります。

また、県への改善・対応要望事例につきましては、道路計画や公園計画につきまして、地元より変更要望があった際、その変更内容が将来の管理者である本町にとりましても有益であると認められた場合には、県に変更を要望し、計画を変更していただいたこともありました。

このように、課題解決に向けて取り組んでまいりましたが、議員のおっしゃるとおり、住民の皆様お一人お一人の生活再建こそが事業の真の目的であり、事業完了は決してゴールではありません。

せん。むしろこれからが住民の皆様の新たな生活の始まりでございます。県との次なる連携の履行に当たり、これまでの密接な連携体制は維持しつつ、住民の生活支援と地域振興を担うまちづくりを行う主体として、地域の発展に向けた取組を進めてまいります。

引き続き、木山土地区画整理事業は、益城町の未来をつくる上で不可欠であり、住民の皆様が安心して笑顔で新しい生活を始められるよう、町長として私自身が先頭に立ち、最後まで責任を持って生活再建に向けて、個別課題解決に向け、全力で取り組む体制を構築してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の答弁ありがとうございました。役場南側の事業開発につきましては、目標が実現できるようにスピード感を持って取り組んでいただければと思っております。

また、区画整理事業内の住民が個別に抱える問題の解消に向けては、今いろいろ御尽力いただいているということも理解できました。今後もさらなる細かな個別の問題についても、解決に向けて尽力をしていただけるよう、お願いをして質問を終わりたいと思います。

それでは、3番目の熊本空港周辺を含む土地利用についてであります。

少し時間がなくなってまいりましたけれども、木村さんの30分があつてよかったなと思っております。

熊本空港周辺開発は、空港、半導体、都市圏交通、防災、国際化を一体化する熊本都市圏東部軸の形成と言えます。特に、益城町は熊本インターチェンジ、空港、グランメッセ熊本、第二空港線、市電延伸議論の結節点となる可能性を持ち、熊本都市圏全体の将来を左右する重要な位置にあります。

まず、町として空港周辺の将来土地利用をどのように描いているのかについてお伺いをいたします。

単なる沿道開発や物流集積ではなく、空港機能、交通機能、防災機能を一体的に考える必要があると思っております。一方で、慢性的な交通渋滞、地下水保全、防災対応など多くの課題も顕在化しております。それを含めた土地利用、道路ネットワーク形成が必要ではないでしょうか。

今、2点目の質問で木山地区も大変重要なところであるという町長の見解をいただきましたけれども、私はそれ以上に熊本空港周辺もとても大事な益城町にとって地区になると考えております。

それを含めて、質問といたしまして、1点目、町は熊本空港周辺を含む将来土地利用をどのような都市構造として描いておりますか。

2点目、現在、県、熊本市、周辺自治体、交通事業者等とどのような協議や連携を進めておられますか。

3点目、第二空港線、市電延伸、空港アクセス強化など、広域交通との一体整備について、町はどのような認識を持っておられますか。

4点目、急速な開発による地下水、農地、渋滞、住環境悪化などのリスクにどう対応されていきますか。

5点目、益城町として、熊本都市圏東部軸の中でどのような役割を担うべきだと考えておられますか。

以上、5点について質問をいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の三つ目の御質問、熊本空港周辺を含む土地利用計画につきましてお答えをします。

まず、熊本空港周辺エリアは、まさに熊本県の空の玄関口として、国内外との交流の結節点となる極めて重要なエリアであると認識をしております。また、県道熊本益城大津線、通称第二空港線をはじめとする広域交通網が整備され、テクノリサーチパーク周辺には物流、製造業が集積し、空港周辺には学術機関である東海大学なども立地し、交通、産業、学術といった多様な機能が集積をしております。

このような現状を踏まえ、本町が熊本空港周辺エリアの将来土地利用として描く都市構造は、この地域が空の玄関口としての役割を強化するとともに、熊本県全体の活性化に貢献する産官学広域連携拠点及び新産業拠点としての発展を将来にわたって持続的に発展できるようなまちを考えております。

空港周辺エリアは市街化調整区域に属しており、開発行為は原則として規制され、土地利用が限定的な現状にはありますが、空港周辺の土地利用は本町の将来を左右する重要な要素であることは、十分に認識しております。

今後も、国の施策を基に県との連携を密にし、関係機関や住民の皆様の御意見を伺いながら、より魅力的な都市構造の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

本町としましては、空港周辺の土地利用について、今申し上げた思いを持っているところですが、空港は多くの県内外の方々が利用する広域交通結節点であり、県の考え方も非常に重要となります。

昨年12月議会でも答弁させていただきましたが、私は今後の空港周辺地域の活性化のためには、秩序ある形での民間開発の誘導が必要と考えております。そのために、昨年7月の県知事への訪問の際には、空港アクセス鉄道駅周辺における開発ビジョンの必要性とともに、市街化調整区域における商業系地区計画制度の創設や空港周辺地域の景観形成基準の緩和などを要望し、駅周辺においては様々な規制緩和を実施することが熊本県、ひいては本町の発展に必要である旨を訴えてまいりました。

こうした開発ビジョンを現実的なものとするため、まずは県と町及び関係機関などから成る協議の場の設置を強く申し入れているところでございます。協議の場が設置されれば、その場におきまして、議員が御質問されたような詳細な検討と併せ、熊本空港周辺エリアの将来的な土地利用の方向性を見いだしていけるものと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の答弁ありがとうございました。町長も空港周辺は益城町にとって、いや熊本県にとって、また日本国にとっても大変重要な場所であるという認識であるという

ふうに理解をいたしました。

2回目の質問といたしまして、益城町の開発ビジョンという言葉がございました。また、県との連携、協議の場を求めるという言葉もございました。益城町としては、今後具体性をどう示していくかというものが大事になってくるのではないかと考えております。

空港アクセス鉄道、または第二空港線整備、半導体関連産業の集積など、熊本空港周辺を取り巻く環境は既に大きく変化をしているというふうに感じております。町は方向性を見いだしていくという段階にはもうないと。むしろ益城町としての、先ほど言われた開発ビジョンですね、将来像や土地利用方針を県に具体的に示し、その実現に向けて関係機関との調整を進める段階に入っているのではないのでしょうか。

町として、現時点でどのような将来像を持って、どのようなリーダーシップを発揮していく考えなのか、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の御質問の2回目、益城町の存在意義をどう示すのか。町はどう具体性を示し要望しているのか。町として、現時点でどのような将来像を持ち、どのようなリーダーシップを発揮していく考えなのかについてお答えをしたいと思います。

本町が描く熊本都市圏東部の都市構造は、国際交流及び産業イノベーションの結節点となる創造的成長拠点であると認識をしております。阿蘇くまもと空港周辺を単なる交通拠点にとどまらず、国際的な交流とビジネス、そして先端産業、イノベーションを創出する核と考えております。

また、益城インターチェンジ及びグランメッセ熊本周辺と熊本市東部地域の連携において、第二空港線をはじめとした主要な国道、県道との公共交通網の整備を通じ、交通アクセスを強化いたします。これらを本町が持つベッドタウンとしての機能と国際交流、産業拠点の機能を相互補完することで、熊本都市圏東部全体を一体的に牽引する成長軸として発展させたいと考えております。

しかしながら、熊本空港インターチェンジ周辺から熊本空港周辺エリアまでの土地利用は、市街化調整区域であるとともに県の空港周辺景観形成区域に属し厳しく制限されており、活性化を図るためには法的規制をクリアしなければならない課題があります。これら課題解決のため、県と強力に連携し、一体となって熊本都市圏東部の成長軸を形成し、熊本県全体の発展を牽引する中核的存在として本町の存在意義を示してまいります。

一方、県におかれましては、令和5年に新大空港構想を策定し、地方創生の先進地域の実現に向け、空港機能の強化、産業集積、産業力強化、交通ネットワークの構築、快適な生活ができるまちづくりの四つの柱で取組を推進し、空港周辺地域の活性化を県全体、ひいては九州全体の発展につなげていくとしております。

これを受けて、空港周辺の自治体におきましても、今後、空港アクセス鉄道の整備を見据え、そのポテンシャルを生かしたまちづくりを進められるものと思われま。

こうした中、それぞれが独自のビジョンを描くのではなく、県と本町、周辺自治体が将来ビジョンを共有し、共に考えていくことが空港周辺の開発を現実的に進めていくためにはとても重要

であり、最善の方法だと考えております。

本町では、先ほど申し上げましたとおり、阿蘇くまもと空港周辺を単なる交通機能とすることは考えておりません。しかしながら、御承知のとおり、阿蘇くまもと空港周辺は都市計画法に基づく市街化調整区域であり、町の思いや考えだけでは開発が認められることが困難な区域となっております。

それでもなお、熊本空港及び空港周辺の発展は、熊本県ひいては本町の発展の核となり得るため、引き続き知事への要望をはじめ、将来ビジョンの策定に向け、県へ要望してまいります。

また、リーダーシップの発揮ということですが、阿蘇くまもと空港周辺の開発の実現に向け、私自身が先頭に立ち、関係機関と連携しながら、しっかりと推進してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の答弁ありがとうございました。

私は、常に益城町は、天気で言えば西高東低の冬型配置と。要するに西が高いと。要するに広安校区が人口も多いし商業施設もあるし住みやすいと。東のほうが低いとは言葉のあやですけれども、なかなかいろんなものがそろってこないと。その点を解決するのに最も早いのが空港周辺の開発だと認識をしております。多分それは町長も同じ考えだと思っておりますので、それについて尽力をされるんだと思います。

大事なものは、先ほど町長は県全体のことを考えて動く、連携、いろんな町村との連携が必要というふうな認識を持たれましたけれども、私は益城町は益城町として、ある程度わがままに開発をやってもいいんじゃないかと思っております。

なぜならば、熊本市はそれなりの政令指定都市、北側合志菊陽については、もういうまでもなくTSMC関連で大きく成長をしている。東側についての西原も大分もう益城町より買物施設が多いんじゃないかというぐらい発展してます。これは南側の嘉島、御船にとっても同じであります。

いわゆる益城町、私いつも言ってるんですけど、ドーナツ現象と。ドーナツというのは、益城町の外は全部膨らんでいるけれども、益城町がなかなか膨らまないと。そういう意味において、益城町はぜひわがままでもいいから中心で膨らんでいただきたいと。そういう思いから質問をさせていただきました。

ただ、町長がやられていること、もしくはやろうとしていることについては理解できるし、間違っていないという認識を持っておりますので、ぜひ空港周辺開発について、スピード感を持って、益城町のため、要するに熊本県のためもありますけれども、益城町のためにぜひ御尽力をしていただきたいと思います。

質問にはなっておりませんが、3回目ですのでこれで終わりますけれども、町長のほうから何か最後におっしゃりたいことがあればおっしゃっていただいて、なければもうそのまま終了したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 町長、よろしいですか、一言。西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員 3 回目の質問というかですね、やはり空港周辺、こちらについては、やっぱり町としてもビジョン辺りを示す必要もあるかなということでありまして、しっかりと町のビジョンも示しながら、そしてただしこれは熊本県の空港、益城町の空港でしたらどれだけでもできますが、そこ辺りも、ただほかの周辺自治体も巻き込む必要があるなということで、しっかりとまた連携しながら、そして議員の皆さん方の力も借りながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。

午後は 1 時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1 時33分

○議長（榮 正敏君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、こんにちは。11番宮崎でございます。

本日もお忙しい中に、こんなにいっぱい傍聴席にお聞きに来ていただきまして、本当にありがとうございます。

なお、今日がこの一般質問の 2 日目で、午前中にお二人の方が質問をされました。これに引き続きということでもありまして、皆さん、議員の皆さんも含めて非常に大変お疲れだろうと、こういうふうに思いますけれども、私に与えられた時間、一生懸命質問をして、町のために質問をしたいと、こういうふうに思います。

なお、本日は 3 点質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、先般益城町文化会館を使用する機会がありまして、木山地区の区画整理の進捗とともに文化会館の周辺がさま変わりをし、特に文化会館駐車場が大変手狭になっておるように感じましたので、その件について。

それから 2 点目は、ある町民の方から、熊本地震直後、プロ野球読売巨人軍の監督でもあった長嶋茂雄さんから被災した益城町民を励ます激励の色紙を頂いたそうで、その色紙は町の貴重な財産でもあり、今どこにあるのか、保管されているのか、これを知りたいと、こういう要望がございました。それでお尋ねをします。

3 点目は、さきの益城町町長選挙において、選挙公報の配布及び掲載の順序について、これが選挙公報なんです、皆さん御承知だろうと思います。選挙公報、これについて少し疑問もございましたので、今回質問をさせていただきたいと思います。

では、質問席のほうに移動させていただきます。

では、早速質問に入らせていただきます。本日も元気に質問しますが、私の質問は町民の皆さんからの要望に基づき、益城町のために少しでも役に立てればとの思いで質問をさせていただきます。

では、一番目の益城町文化会館駐車場の件から質問に入ります。

先般、機会があつて2回ほど益城町文化会館を利用することがありましたが、木山地区の区画整理が進んだ関係か、文化会館の駐車場が大きくさま変わりしたように感じられました。特に、文化会館を利用する人たちの駐車場のスペースが狭くなり、また文化会館への通路が分かりにくく、前日に雨が降ったせいもあつたんですが、通路に水たまりがあり、通りにくいと感じました。

そこで、教育長に2点質問したいと思います。

まず1点目は、現在の益城町文化会館駐車場の現状について。

2点目に、今後の同駐車場等の改善方向についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 11番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、現在の益城町文化会館駐車場の現状についてお答えします。

益城町文化会館の駐車場は、現在仮設を含めて148台ほどを確保しているものの、周辺で実施されている県道熊本高森線の4車線化を含む益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業など複合的かつ長期間に及ぶ復興事業により、仮設駐車場や仮設進入路が未舗装となっております。利用者には大変御不便をおかけしておりますが、利用者の安全を第一に考え、復旧等を実施しながら随時改善を図っているところです。

次に、御質問の2点目、今後の駐車場等の改善方向についてお答えいたします。

土地地区画整理事業の施工以前の文化会館には134台分の駐車場がありました。文化会館の最大収容人数である450人を勘案しますと、従前台数よりもさらに増大させる必要があると考えて土地地区画整理事業を進めております。

まず、メインの駐車場である県道熊本高森線沿いの駐車場整備につきましては、土地地区画整理事業の施行者である熊本県と本年度早期の工事着手に向けて協議を行っているところです。また、現在文化会館に南側からアクセスできるよう、南側進入路工事を行っております。これまで南区側からは階段を徒歩で上らなければなりませんでした。当該工事が竣工すれば文化会館事務所前へ車両で直接アクセスすることが可能になり、利用者の利便性が格段に向上するものと考えます。

今後、全ての駐車場整備事業が完了すれば、県道熊本高森線沿いのメイン駐車場に50台、文化会館南側に83台、事務所前に5台、その他給食センター跡地や県道熊本高森線北側に50台程度、計188台程度が駐車できるようになります。

なお、高齢者や障がいのある方の利用につきましては、メイン駐車場や事務所前駐車場を優先的に利用できるように、指定管理者とも協議しながら運用を改善してまいります。

今後も利用者の利便性向上を図るため、文化会館周辺の新たな駐車場確保等を引き続き検討し

てまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ただいま教育長から答弁がありました。私が益城町文化会館駐車場の問題を取り上げたのは、益城町全町民の財産でもあります文化会館が木山区画整理事業の住民の生活再建のためとはいえ、あまりにも文化会館を利用する町民の利便性が置き去りにされているように感じたからです。

さて、話を戻し、教育長の答弁では、益城町文化会館駐車場の現況について、益城復興土地区画整理事業や県道熊本高森線の4車線化事業などのため、現在仮設の駐車場を含めて148台分を何とか確保していると。しかし、いろんなところで皆さんのほうには御迷惑をかけてると。こういうことで、熊本県の復興事務所とよく調整をしながら整備をしてると、こういうことでございました。

今後の駐車場の改善方向については、文化会館の最大収容人員、これが大体450名ぐらいを想定されてるみたいですが、従来の134台よりも増加させる必要があると考えておられるようで、特に県道沿いの駐車場の整備について、県と早期に着手に向けて協議中でもあるような感じがします。

また、南側の駐車場から階段に頼らない道路を完成させられまして、特に高齢者等の皆さんが文化会館まで車での送迎、これが非常にやりやすくなると。こういうことも考えておられるみたいであります。

また、文化会館近傍の民有地をお借りするなど、駐車場の確保にも努められてるような話も聞きましたので、町として文化会館の整備事業、これが全て完了すれば、県道沿いと文化会館南側、それから事務所前、それから給食センター跡地と合わせて188台、これが何とか駐車場として確保できると、こういう答弁だったかと思います。

しかし、ただいまの答弁で気になるのは、これから県道沿いの駐車場の整備や文化会館への進入路の整備が行われるときの代替施設の確保や利用者等への周知、さらに国道をまたいだ元学校給食センター跡地を駐車場として利用する場合の安全確保等でございます。特に、これらについては町民の皆様に周知をするとともに、指定管理者とも十分調整をされる必要があるのじゃないかと思います。

そこで、2回目の質問ですが、現在文化会館を使用されている皆さんから、一番困っておられること、今現在非常にお困りになっていること、それからぜひ町に改善をお願いしたいと思っておられること等について、現在どのように把握をされているかお伺いをしたいと思います。

なお、教育長も着任をされてまだ日が非常に浅いので少々酷な質問かとは思いますが、優秀なスタッフもおられますので、どうぞ文化会館の現場で今何が困っておられるかということについて思いを致してお答えいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 御質問の2回目、文化会館を利用される方々、文化会館が困っているということは何だと思ふかということについてお答えいたします。私が考えるに3点ございます。

1点目は、今回の宮崎議員の御質問のとおり、駐車場問題でございます。1回目の答弁でもお答えしたとおり、現在の区画整理事業完了後、188台程度確保できる見込みではありますが、駐車場が複数か所に点在いたしますので、今後も利用者の利便性向上を図るため、文化会館周辺の新たな駐車場確保等を引き続き検討をしてまいります。

2点目は、県道熊本高森線からのアクセス、進入路が分かりづらいということだと思います。土地区画整理事業の途中ではありますが、県道熊本高森線へ案内看板を掲出するように熊本県と協議を行っているところでございます。

最後に、文化会館の施設設備の老朽化と考えております。益城町文化会館は、平成2年にオープンし開館後32年が経過しているところでございます。その間、熊本地震による被災を受け、災害復旧工事により建物躯体は復旧したものの、老朽化による各設備の不具合による改修や更新等も必要な現状にあります。

このような現状を受けまして、今回の補正予算では長寿命化改修基本計画業務委託料を計上しております。このように、今後計画的に改修工事を図りたい、行っていきたいと考えているところです。

今後も、議員御指摘のように、利用者及び指定管理者目線での御意見を踏まえながら、利用者ファーストの視点で施設の管理運営を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

大体こちらで考えているとおりの答弁が返ってまいりましたけれども、一応私が現場の人たち及び文化会館をよく利用されている人たちから聞いたところでは、まずやっぱり駐車場が一番お困りなんです。駐車場を除いて、文化会館への進入路が分かりづらい。これを分かりやすく県道から入る道路を整備してほしいと、これが一番目でした。

それから二つ目は、文化会館の電気、やっぱり照明、先ほど教育長も言われましたが、施設が老朽化していると、こういうのに関連するんだろうと思いますが、やっぱり電気が照明が暗いと、やや暗いと、こういうことを言っておられました。

それからもう一つは、今玄関側は自動ドアになってるんですが、事務所側がまだ自動ドアではございません。予算の関係もいろいろあるんでしょうけど、いろいろ資材を運ぶとき、あそこも自動ドアになったらありがたいなと、こういうのがありました。この3点が私が聞いた要望でございました。

これから文化会館は、多分木山地区の区画整理と並行的にですね、これを使っていかなきゃいかんものですから、いろんなことが起きると思いますが、町民の貴重なこれは財産でもございますし、現在も使用中でもございます。ですから、文化会館がその使用者の利便性について、十分配慮しながら維持管理していただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

この問題は以上で終わります。2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問は、ある町民の方からの要望で、熊本地震で大きな被害を受けた益城町の町民を励ますために、元プロ野球読売巨人軍の名誉監督でもあった長嶋茂雄さんから頂いた激励のメッ

セージ入り色紙を当時テクノ仮設団地B地区の自治会長でもあった人が、多くのマスコミの前で益城町民を代表して受け取ったそうで、そのセレモニー終了後に、その色紙を町職員、これは本人の言葉なんですが、が持ち帰ったとのことでした。

その後、庁舎内でも、長嶋監督がお亡くなりになったときも、先般の熊本地震から10年目の各種セレモニーの場においても見かけることはなかったとのことで、長嶋監督から頂いた励ましの色紙が今どこにあるのか探してほしいとの要望を受けましたので、どうか分かる範囲で教えていただきたいと質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎委員の二つ目の御質問、長嶋茂雄さんから頂いた激励のメッセージ入り色紙についてお答えをします。

まず初めに、昨年6月に御逝去されました長嶋茂雄氏に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。今日は、松本議員、西山議員、同じ野球仲間がありますが、この世代は全て背番号3をつけて、3番サードでプレーすることが私たちの夢でした。長嶋さんにおかれましては、そのはつらつとしたプレーで日本全国の国民に元気を与えてくれ、まさに太陽のような象徴的な存在であったと思っております。

それでは、議員御質問の色紙の現在の所在について御説明いたします。

議員に御相談された方と思われませんが、以前役場へ直接御質問をいただいた際、役場内で当時の記録等の調査を実施しております。あわせまして、色紙がお披露目された当時の状況を報じた平成28年12月24日付の熊本日日新聞の記事等も確認をいたしましたところです。

その結果、当該色紙は仮設団地の住民の皆様へ直接届けられたものであり、町に対して公式に寄贈された物品ではなく、町が関与して受け入れた事実はないことを確認いたしました。町を介した寄贈手続がなされていないことから、受領記録もございません。また、念のため仮設団地撤去前に作成しました町の備品台帳も確認しましたが、町の所有物として記載している事実もございませんでした。

以上のことから、誠に残念ですが、現在町において当該色紙を保管している事実はございません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。長嶋茂雄さんから頂いたサイン、激励の色紙は、町が頂いたのではないから町はちょっと今のところ持ってないと、所在は分からないと、こういうことでございました。どこに行ったのか、非常に貴重な品物だろうとは思いますが、今後またどういふかの手段で探さなければいけないかなと、こういうふうに思います。

ところで、私がなぜ今回この問題を取り上げたかといいますと、熊本地震で大きな被害を受けた益城町民に対して、全国の有名人や著名人からいろいろな方法で励ましの言葉や品物をいただいたと思います。これらについて、熊本地震から10年目の今、もう一度整理しておく必要があると感じたことと、これら頂いたものはあくまでも全町民に送られたもので、個人的に所有するものではないということを公の場で明確にしておくべきだと考えたからでした。

先ほど町長の答弁にございましたように、現在町の備品ではないということで、町は現在保管をしてないと、こういうお話でございましたけれども、何らかの機会、町の倉庫の整理とか何かある場合については、そういう意図を持ちながら少し探していただければありがたいと思いますし、また我々も町以外のところをまた何らかの形で探して、せっかく長嶋さんから頂いたやつ、これはやっぱり益城町の町民の宝だと思いますので、行方を探したいなど、こういうふうに思います。

引き続いて機会を求めて探してほしいとお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、去る4月26日に行われた益城町町長選挙を通じて町民の皆様からいただいた電話に基づき、益城町選挙管理委員会に検討、改善をお願いするものです。

質問の要旨は、ある町民、これは複数の方からですが、選挙公報が、この選挙公報、先ほどもお示ししましたけどこれですね、今回の4月26日の選挙、これはこの選挙公報です。このことを言ってます。選挙公報が隣の家には配布されているのに、私のところへは配布されていないのはなぜか。

さらに別の人から、選挙公報に記載する順序及び投票用紙の候補者の順番は、選挙管理委員会が決めるようだが、候補者等への立会の連絡はあったのか。それとも委員会だけでこれは決定されたのかとの問合せがあり、今後のこと、来年4月には町議会議員選挙もございますので、そのことを念頭に置きながら質問をしたいと思います。

なお、質問に入る前に、選挙公報に関し国の法律や我が町の関係条例等について簡単に説明をしておきます。

まず、国の公職選挙法第170条の1項に、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に選挙期日前2日までに選挙公報を配布するとされています。

その2項には、市町村の選挙管理委員会は、各世帯に選挙公報の配布が困難であると認められる特別な事情があるときは、県選挙管理委員会に届け出て、新聞折り込み、その他これに準ずる方法により配布することができるとなっております。

また、益城町選挙公報の発行に関する条例では、第2条に、選挙管理委員会は、益城町議会議員及び益城町長の選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならない。

そして、第5条に、選挙公報は、委員会の定めるところにより選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとするがあります。

また、その同条の第2項に、委員会は、前項の規定にかかわらず、選挙公報を各世帯に配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、前項の配布に代わる方法をもって同項の配布に代えることができるとされております。

以上が法律、町の条例の関係事項です。これらの法律や条例を前提に質問をさせていただきます。

まず、選挙公報の配布について、今回の選挙公報の配布状況についてが1番目で、2番目に今回の配布は条例で言う特別な事情に該当することになるのかというのが2番目。3番目に、今後

の改善方法、改善事項はどう考えているのか。以上3点が、選挙公報の配布についての質問です。

次に、選挙公報や投票用紙への候補者の記載順序についての質問です。今回の順番の決め方について、くじは誰が引き、そのときの立会者はどうだったのか。それから2番目に、候補者等へのくじ引の通知や連絡はなされていたのか。そして3番目に、今後の改善方向はどうなるのか。

以上の3点、合計6点ですが質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（荒木 薫君） こんにちは。益城町選挙管理委員会書記長の荒木でございます。

11番宮崎議員の御質問につきましては、益城町選挙管理委員会の所管でございますので、選挙管理委員会委員長から委任を受けた書記長である私から答弁をさせていただきます。

11番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、今回の選挙公報の配布状況についてお答えします。上村議員への答弁と重なる部分がございますが、再度お答えさせていただきます。

選挙公報の配布方法につきましては、国、県の選挙においては全戸配布を行っており、町の選挙においては益城町選挙公報の発行に関する条例に基づき、特例配布の方法を行っております。

配布先につきましては、新聞折り込みを熊日新聞、読売新聞、朝日新聞、西日本新聞、毎日新聞、日経新聞の6社に4,500部、役場窓口に500部、区長宅には戸数により最大各50部、各投票所に各50部、町内公共機関窓口 to 各50部、JAかみましき益城支所窓口 to 50部、町内郵便局窓口 to 各50部、町内銀行窓口 to 各50部で、窓口配布を合計5,600部。予備としまして900部の合計1万1,000部印刷をいたしました。前回と比較しますと、新聞折り込みは約1,500部減少しております。

また、告示日の翌日には、町ホームページ上に令和8年度益城町長選挙立候補者等についてという記事を公開し、立候補届の受付状況とともに選挙公報も掲載しております。この記事に対する4月21日から26日までの期間における役場外からの閲覧数は2,443件となっております。

次に、条例で言う特別な事情と言えるのかについてお答えいたします。

選挙公報の配布につきましては、益城町選挙公報の発行に関する条例第5条において、また同条第2項で特例配布について定めております。特例配布を行っている理由としましては、国、県の選挙は選挙期間が長く、例えば一番短い県議会議員選挙でも告示日を含め9日間あるため、選挙公報が町に納品された後、各区長宅への配送から全戸配布までの期間として3日以上確保できるものに対し、町の選挙は告示日を含め5日間と期間が短く、区長宅への配送から全戸配布まで1日半しか確保できないという物理的な制約があるからです。

こうした点を考慮し、平成18年益城町選挙公報の発行に関する条例制定以降、平成19年の益城町町議会議員選挙以降の町の選挙におきましては、先ほど申し上げましたように、新聞折り込み、区長宅、町役場をはじめとする公共施設、金融機関、郵便局窓口、期日前投票所への配置など、そして町ホームページへの掲載といった特例配布の方法で周知に努めてきたところでございます。

次に、今後の改善事項についてお答えします。

選挙公報は、有権者が各候補者の考えを知るための有効なツールであると認識しております。今回の選挙執行のお知らせにつきましては、町ホームページに12月の選挙管理委員会定例会翌日

から掲載いたしました。さらに、広報ましき1月号と4月号にも掲載し、4月1日の区長便では回覧文書を配布しました。

こうしたホームページや町の広報紙、選挙執行についての回覧文書に、どこで、いつから選挙公報を取得することができるのか追記を行い、また防災無線を活用するなど、さらに周知に努めてまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、選挙公報投票用紙への候補者の記載順序について、今回の順番の決め方について、くじは誰が引き、そのときの立会者は誰かについてお答えします。

候補者の記載順序につきましては、公職選挙法、公職選挙法施行令及び益城町選挙公報の発行に関する条例に基づき選挙管理委員会がくじで決定しております。

今回の選挙におきましても、これまでと同様に、委員会を代表して委員長がくじを引き、その場には選挙管理委員会委員3名、書記長1名、書記1名、そして立会人として役場職員2名の計7名が立ち会っております。

くじの方法は、候補者数に1を加えた数のくじ棒を用意し、届出順に呼び、くじを引き、その結果を基に本番のくじを引く方法で実施しております。

次に、候補者等へのくじ引の通知や連絡等はなされたのかについてお答えします。

まず、選挙を行う場合、幾つかの事項をくじ引で決定いたします。記載順序等のくじの立会いにつきまして、益城町選挙公報の発行に関する条例第4条第3項で、申請をした候補者、またはその代理人はくじに立ち会うことができると規定されており、今回も益城町選挙公報の発行に関する規定第6条に基づき、実施日時や場所を委員会が定め、告示しております。また、立候補届出を受理した際、記載順序等を決定するくじ引を当日の17時15分から行うことを口頭でお伝えしております。

なお、これまでと同様に候補者等への個別の通知や連絡は行っておりません。

次に、今後の改善方法についてお答えします。

今後は、立候補予定者説明会で配布する選挙のしおりに記載するなど、周知方法を検討してまいります。

選挙管理委員会におきましては、今後とも法令にのっとり、適正かつ公正な選挙事務を進めていく所存でございます。民主主義の健全な発展のため、有権者の皆様が投票しやすい環境を整え、選挙への関心を高めるための啓発活動に引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ただいま選挙管理委員会の書記長から答弁をいただきました。

要約しますと、今回の選挙公報は1万1,000部印刷をして、新聞折り込みで4,500部、役場窓口や区長さん宅、公共施設等で合計5,600部、予備900部、これだけ印刷、配布をしたと。

新聞の折り込みをした理由は、条例で言う特別な事情に該当する、つまり配布するまでの時間が短いと判断したからで、国会議員選挙や県議会議員選挙と違って、全戸配布まで本当に3日間と短かったためと。これまでと同様に特別な事情に該当すると、こういうふうに配布したと、こういうことでございました。

今後の改善の方向としては、ホームページや町の広報紙、選挙執行の回覧といいますか文書等で選挙公報、なるべくその趣旨が生かされるようにしたいと、こういうことでございました。

そして、次の選挙公報や投票用紙への候補者の記載順序については、公職選挙法及び益城町選挙公報の発行に関する条例及び同規定に基づき、選挙管理委員会がくじで決定した。

くじは、委員長が引き、そのほかの3人の委員、書記長、書記、それから立会人として役場の職員2人が立ち会ったと。

くじ引については、実施時期や場所等を委員会が定めて告示し、立候補者等に当日17時15分からくじ引を行うことを伝えたとのことでした。

そこで、まず気になるのは、先般の町長選挙で選挙公報が届けられた世帯数は、新聞折り込みの4,500世帯と公共施設等の窓口の分を含めても、多分我が町の約1万4,000世帯、今町の広報紙では世帯数は1万5,000世帯になってますけれども大体4,000世帯ぐらいかなと思うんですが、半数以下だったと、こういうふうに思います。ですから、隣の家へ届いてなぜ自分の家に届かなかったのかという疑問や不満が出たわけです。

一番問題なのは、新聞を購読してるところだけ届いて、購読をしていない人には届かない。広報紙が必要な人は、役場なり区長さんのところにもらいに行ってほしいと。こういうことを言ったならば、これは町民からかなりの反発が返ってくると、こういうふうに思います。

そこで、周辺の菊陽町、大津町、嘉島町、甲佐町、山都町、西原村の状況を確認しました。確認した6町村とも全戸配布を行っており、新聞の折り込み配布をしているところはありません。

なお、菊陽町と大津町、山都町は、配布期限を投票日の2日前から、条例を修正して1日間延ばして投票の前日まで可能とすると、こういうふうに条例を改正しております。

配布要領では、菊陽町は業者さんによる全戸配布、西原村は郵便局による全戸配布、そのほかの大津町、大津町は1,500世帯ございます。甲佐町、山都町、嘉島町は現行の行政組織、つまり区長さんを通じて全戸配布をされているようでした。

当然行政組織により配布をされているところは、事前に各区長さんたちに選挙のための公報であるということと、各世帯へはなるべく早く配布していただくように十分をお願いしているとのことございまして、現在までに各六つの市町村は期日までに届けられているようで、町民からの苦情はないということでした。

それから、もう一つの質問、選挙公報や投票用紙の順番決めについては、条例等に基づき告示し、特に口頭で伝えたとのことでありましたが、私たちはくじ引の告示は見えておりませんし、選挙告示日に手続に参加した2人ともそんな連絡は受けていないと。今日傍聴席に来ておられますけれども、そういうことです。選挙公報の順番決めのことについては、何も聞いていない、告示も受けていないとのことでした。我々の選挙事務所についても、電話連絡簿、これ等を確認したんですが、そういう連絡は入っておりません。

そこで、2回目の質問なんですが、これまでの選挙公報の配布要領を周辺6町村と同じように、有権者の全世帯へ選挙公報を配布する方法に変更すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2番目に順番決めの選挙管理委員会の17時15分からくじ引をされたようですが、候

補者側からの立会者はあったのでしょうか。二つの候補者側から誰か立会された人がおられたのでしょうか。この2点について質問をします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（荒木 薫君） 宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。全戸配布を行ってみてはどうかというものにお答えいたします。

先月27日に開催されました区長会総会において、選挙公報の配布に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、半数の皆様は1日半での全戸配布は困難であるとの回答でございました。これはあくまで区長が個別に判断された結果であり、地域の実情や区長の負担を考慮すると、全戸配布の実現には複数の課題が存在すると認識しております。

現行の選挙公報の配布方法については、国、県の選挙では全戸配布を行っておりますが、町政に関する選挙では特例配布の方法で行っております。この特例配布は、先ほども申し上げましたように、平成18年の条例制定以来、継続して採用してきた経緯がございます。全戸配布を実現するためには、現行の条例の見直しに加え、次のような具体的な課題をクリアする必要があります。

まず、配布期間の確保でございます。1日半での全戸配布が困難であるとの回答を踏まえ、選挙の期日前2日前までに配布するものとする、とある条文の規定を選挙の期日前日までに配布するものとする、と改正する必要があると考えます。

次に、配布方法について、全戸配布を実現するための具体的な配布方法を検討する必要があります。例えば、郵便局や地域の協力団体との連携、または民間企業を利用した新たな配布システムの導入なども考えられます。しかし、相当な費用が必要となる可能性があること、加えて新たな配送ルートの整備が必要となるなど、運用上の課題が生じます。

また、アンケート結果を踏まえ、全戸配布を行う場合の区長への負担をどのように軽減するか、また区長会全体での協力体制をどのように構築していくかが重要な課題となります。

これらの課題を踏まえ、選挙管理委員会としましては、有権者の皆様が選挙公報をより確実に、かつ公平に受け取れるよう、全戸配布の実現可能性について、区長会をはじめとする関係機関等と連携し、具体的な方法を多角的に検討してまいります。しかしながら、現時点ではこれらの課題を短期間で解決し、即座に全戸配布に移行することは困難であると認識しております。

引き続き、民主主義の健全な発展のため、有権者の皆様が投票しやすい環境を整え、選挙への関心を高めるための啓発活動に努めてまいります。

次に2点目、くじ引の際、立会者はあったのかというところでございますが、両候補者からの立会いはございませんでした。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 答弁をいただきました。私は、今回選挙公報と順番決めの問題をこのような公の場に出さなければ、多分来春の議会議員選挙も、先般の町長選挙と同じように行われるものとの思いから、何とか次の選挙までに改善すべきところは改善してほしいと、こういう願いを込めて、今回この質問をさせていただきました。

特に、今回これまでやってきたような現状のような配布であれば、これは選挙公報の目的、候

補者を有権者に知らしめる、この目的から少し逸脱してしまう、全員に届かないんですから。そして、配布されていない有権者の不平不満が、これが増大し、ひいては益城町の選挙に対して町民の皆様から信頼感が損なわれてしまう。ここにつながってしまうと、こういうふうに危惧したわけです。

ですから、選挙公報については、本町の有権者に全戸配布を追求し、そのため現状の行政組織、つまり区長さんを通じて配布すべきだと思います。そのための処置として、区長さんたちによくお願いをして協力を仰ぐ必要があると思いますし、ほかの町村でも行われているわけですから、絶対不可能ということはないと思うんです。

ちなみに、大津町、1,500部作成して各全世帯に配布をされてます。先ほど言いましたように、大津町は区長さんを通じて配布をしております。ですから、我々町長選挙、町会議員選挙、5日間あります。火曜日に告示をします。17時に締め切って、大体そこからいろいろ調整をされて、徹夜で印刷物をされて、大津町の選挙管理委員会の人に聞いたところ、大体午前中ぐらいでその選挙公報が印刷が上がると。午後、区長さんたちに配布できるかなと。大体水曜日中には区長さんたちに配布が終わると。そして、木曜日と金曜日、そして向こうは条例で土曜日まで入れてるんですが、この3日間で、大体金曜日までに配布は終わってると、こういう状況でした。

ですから、うちの区長さんたちにも、この選挙公報の意義、それから法令、ここら辺りも含めてよくお願いをしてやればできるんじゃないかと。

ともかく、全世帯に配布しないならば、非常にこれはよほどの理由がない限り、やっぱり皆さん納得されないと思います。何でうちに来ないのかと、こういう話になってしまいますので、これだけはよろしく検討していただきたいと思います。

あと、それからまた選挙公報等の順番決めについては、何よりもやっぱり透明性、これが一番大事なんですよ。一番大切なのはその透明性を確保すること。条例に基づき、必要であれば文書で、さらに電話により連絡しておく、確認を取っておく、これが必要だろうと、こういうふうに思います。

いずれにしても、これらのことについては、あくまでも選挙管理委員会が決められることでございますので、これから決められること、処置されることだと思いますので、よろしく選挙管理委員会をお願いをしまして、私のほうの質問はこれで終わらせていただきます。何分よろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（榮 正敏君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

2時30分から再開します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時33分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの宮崎金次議員の講評の中で、大津町の公報の配付を1,500部と言われましたが、1万5,000部ということで訂正させていただきます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 議場内の皆さん、こんにちは。傍聴にお越しの皆さん、忙しい中ありがとうございます。8番日本共産党の甲斐康之です。若干声がかすれておりますけれども、頑張っていきたいと思います。今議会最後の質問となります。大変お疲れのことと存じますが、答弁よろしくをお願いします。

3月に熊本市の健軍自衛隊駐屯地に全国初の長射程ミサイル配備が強行されました。地元住民の方からは、他国まで届くミサイル配備は反撃される格好の標的となり、地域住民の命と財産を破壊する大惨事に巻き込まれるおそれがあると反対運動が広がっています。

また、宮崎のえびの駐屯地には島嶼防衛を口実とした高速滑空弾が配備される計画があります。また、新田原基地には垂直離発着が可能なF35Bステルス戦闘機の配備が決まっています。大分では、大分分屯地敷戸弾薬庫では、長距離ミサイルを保管する大型弾薬庫の建設が進んでいます。

6月20日から30日まで、九州沖縄の陸上自衛隊駐屯地、演習場で米海兵隊との実働訓練、レゾリュート・ドラゴン26が始まります。大分の日出生台演習場では、陸上自衛隊員が約4,000名、米海兵隊など500名の参加が計画されています。ここ熊本では、健軍駐屯地、高遊原分屯地、大矢野原演習場で実施されます。

2025年、昨年ですが、熊本空港に米軍機が着陸した回数は96回に上る。全国の民間空港で最多であったと報じられています。23年は69回、24年は88回と毎年増加しています。熊本空港は高遊原分屯地と滑走路を共用しております。日米訓練の際に米軍機の燃料補給や整備に拠点としての使用が定着をしております。私は、このような長射程ミサイル配備、日米共同訓練に強く反対するものであります。

それでは、本題に移っていきます。

今議会での私の質問は、町長選挙で西村町長が掲げたマニフェストの中から4点抽出して質問します。既に同僚議員が質問した内容と重複するものがありますが、それだけ関心のあるマニフェストだというふうに思いますので、よろしく御答弁をお願いします。

第1点は、小中学校体育館へのエアコン設置について。

第2点、小学校給食無償化に続き、中学校も無償化してはどうか。

第3点、河川の氾濫対策と内水対策の取組。

第4点、暮らしとにぎわいの取組として、レストラン、カフェなどの誘致を進める。

この4点について質問を行います。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、質問第1の小中学校体育館へのエアコン設置はいつ具体化するか。具体的な時期を示すべきではについて質問をいたします。

既に、もう同僚議員が質問しておりますので、同等の回答になると思いますが、取りあえず質

問をよろしくお願いいたします。

学校体育館への空調設備を投資することについては、私は令和6年2回ですね、6月議会定例会において、児童生徒の熱中症対策や災害時の避難所に指定されている小中学校体育館への環境改善のために空調設備を設置してはどうかとの質問を行っています。

文部科学省は、令和5年9月現在の調査で、全国の学校の普通教室は95.7%が設置されている。しかし、学校体育館は僅か15.3%しか設置されていない。極端に少ないとの報告がなされています。

設置を求める声を受けて、令和7年5月時点で、学校体育館への設置状況の全国平均は22.7%と増加傾向となっています。ただし、熊本県の設置状況は13.4%と、全国より低い水準にあります。

前の議会答弁では、町内の小中学校で学校体育館に空調設備を行っている学校はいないと。しかし、熱中症対策においては健康管理上の環境改善につながることで、災害時の避難所として長時間使用されることから、一定の効果が得られるものと考えられることから、学校体育館の空調設備設置の必要性は非常にある。課題として、空調設備を設置する際は、老朽化している体育館は断熱効果を高めるために、壁、床、窓、天井など建物全体への大がかりな断熱補強工事が必要になると、こうされているんだと。今後、断熱補強工事や電力光熱費のランニングコスト等の問題があるため、関係機関と協議しながら引き続き検討していきたい。こういう答弁でありました。

今年の3月議会では、同僚議員の質問に、学校体育館へ空調設備を設置する方向で検討を進めていると答弁をされています。

町長は、選挙のマニフェストで、児童生徒が心地よく過ごす教育環境の整備を第一に、災害時の避難所としての役目も併せ持つ小中学校の体育館にエアコンを設置しますと、前向きな公約を掲げました。非常に的を射ている重要な公約であり、歓迎します。

断熱性の確保がなされていない体育館への空調設備は、過大な能力の空調機が必要となり、光熱費が過大となるなど、課題はあるようです。町内の小中学校体育館で断熱補強工事が必要な体育館は何か所あるのでしょうか。ほぼ7校ということでしょうか。

前の議会で、学校体育館の空調設備については、緊急防災・減災事業債などを活用して空調設備を設置することを求めました。起債充当率100%、交付税措置率は70%で、実質地方負担は30%と有利な事業債であること。聞くところでは、断熱性がない学校体育館でも断熱補強工事を必要としない事業債であるようであります。前回質問している時点では、令和7年度末までの期限がありましたが、令和12年度まで延長されているようであります。

先ほども話しましたが、断熱性のない学校体育館への空調設備を設置する場合は、過大な能力の空調機及び光熱費などのランニングコストの課題があります。限られた財源の中でも工夫して町内全ての小中学校への空調設備の設置を早急に求めるものであります。

昨今、気候変動による集中豪雨、熱中症が発生し大きな問題となっています。昨年は観測史上最も暑い夏となり、1日の最高気温が40℃以上の酷暑日となった地点数の積算は30地点と最高を記録しています。

酷暑日は、気象庁が今年から新たに定義した予想用語です。気象庁は今年の夏も平均気温が全国的に平年を上回ると予想しております。酷暑日や猛暑日への備えを呼びかけています。町では、熱中症防止対策のために公共施設などにクーリングシェルターを設置して、町民の熱中症対策を講じています。

児童生徒の健康管理上の環境改善、避難所としての学校体育館への対策は優先課題です。以上の観点から、財政措置等の課題も考慮しても、一刻も早い空調設備工事の実施を求めます。具体化する予定はいつか伺うものです。前の同僚議員にも回答がありましたので、引き続きよろしくをお願いします。

町長には、マニフェストに掲げた思いと実現に向けた取組についての考え、教育長には、具体的な施策、空調の機種、ランニングコスト、設置時期などについて伺いたいと思います。1回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問、小中学校体育館へのエアコン設置についてお答えします。

昨日の答弁の繰り返しになりますが、議員も御承知のとおり、令和8年3月定例会におきまして、学校体育館は児童生徒の学習生活の場であるとともに、災害時には避難所として使用される場合もあると。そのような状況の中、児童生徒の熱中症対策は喫緊の課題と捉えており、また避難所機能強化の面からも、空調設備の設置は重要性を増していると認識している。学校体育館へ空調設備を設置する方向で検討を進めているとお答えをしたところです。また、導入するエアコン機種選定に取りかかり、具体的な検討を行っていると併せて答弁をいたしております。

小中学校体育館は、学校行事をはじめ避難所として長時間利用する場合を想定し、給気、換気が同時にできる機能を備える空調設備の導入が必要であると考えます。空調設備の設置に当たっては、学校ごとに電源容量の増設や屋外機の設置スペース確保など、必要となる附帯工事の内容が異なっておりまいます。

そのため、まずは空調機設置工事に係る基本実施設計を行い、工事費の設計、工法の選定を行うことが必要ですので、本定例会へ提案している補正予算に設計委託費を計上をしているところでございます。本年度に設計を完了し、来年度から空調機の調達納期の状況や各学校の工事工程を精査した上で、計画的に施工してまいりたいと考えております。

また、工事に当たっては、学校教育活動に支障が出ないように工事を進める必要があるため、学校行事や地域行事との調整を行い、長期休業期間を活用するなど施工時期の最適化も併せて図ってまいります。

工事費につきましても、議員御案内のようなより有利な財源の確保に努めながら、町の財政負担をできるだけ抑えつつ、整備を進める方針でございます。

本町といたしましては、児童生徒の安全安心の確保、そして指定避難場所としての機能強化という観点から、体育館への空調整備は喫緊の課題であると認識をしておりますので、可能な限り早期実現に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問ということで、エアコン設置につきましては、もう皆さん方、卒業式とか入学式に行って、体育館のこのもう寒い中ということで感じられてるかなと思います。また、昨今の異常気象ですね、これはもう夏場とかはとても体育館の中では過ごせないということで、どうにかならないかという私の思いもありました。昔は根性論で、暑い中は気合入れて乗り切るのが普通かなと思ってたんですが、今とてもそんな話じゃないかなということで感じているところです。

そのような中に、文部科学省のやっぱり整備費予算ということでずっと検討してきて、何とかできないかということで考えておりましたが、先ほどおっしゃられたように、天井であったりとか壁材、ガラスの改修とか、そういったこともセットでやるということでなかなか厳しいなということで思ってたんですが、そのような中に緊防債、そういったことで室外機を外に置いて、ここを体育館とちょっと見立てたときに、通常のエアコンみたいに壁につけるやつ、エアコン方式があります。ただ、これには壁の補強が要ると。かなり大きなやつ、強度を上げる必要があると。それともう一つ、壁の一番端っこのほうに大きなエアコンを設置してすると。ただ、こちらについては、スポーツする際に非常に邪魔になるかなと。それともう一つ、バズーカ方式ということでスポット的に冷やす方式もあります。ただ、こちらについても、ビーチバレーとかバドミントンとかやる場合に非常に課題があるかなということで、この役場のほうも屋上に室外機を置いております。それをこんな感じで冷やして、空調のあれがなかなか見えないような感じになりますが、そこができないかということで今検討を進めておりますが、ただ室外機、外に2台つけなければならないということで、こちらのほうもその面積あたりも見ながら緊防債を使うのか、それと文科省の予算を使うのかと。文科省については、かなりまたいろんなライバルもあるかなと思いますので、そこ辺りも含めてやっていきたいということで、とにかくそういったいろんな課題もありますが、一番有利な事業を考えて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 町長から非常に思いを込めた答弁をいただきました。ありがとうございます。

確かにバズーカ法とかいろいろあると思うんですけど、先ほど言われたように、ビーチバレーとかバドミントンなんかについては風が邪魔しますので、そういうのに不向きだというふうなことはよく思います。

さらに、教育長からはいろいろ同じような答弁になりましたけれども回答いただきました。既にもうこのエアコン設置については、今議会でも2人の同僚議員が質問されています。簡潔に締めます。

空調設置に係る学校ごとの設置工事の内容が異なる。設置に係る工事費用の設計を行うためにも、本会議に設計委託料の補正予算を計上している。緊急防災・減災事業債を活用すれば今年度に設計を完了し、来年度から計画的に施工していくと。工事費については、より有利な財源の確

保に努めて、可能な限り早期に整備を進めていきたい。このような答弁だと認識します。

今後とも、温暖化による酷暑日や猛暑日が続いていくものと思われます。児童生徒の健康管理上の安心安全の確保、指定避難所としての機能強化のために、早速公約実現に取り組まれることを評価します。早急に空調を設置されることを求めて、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、第2の小学校給食費無償化に続き中学校の半額補助を掲げているが、無償化を目指してはどうかと。こういう質問をしたいと思います。

この質問も既に同僚議員が今議会でされておりますので、同じような回答になると思いますけれども、よろしくお願いします。

私は、学校給食費の補助や無償化を求める質問は今まで度々行っています。14年前、2012年、平成24年3月議会及び6月議会で給食費の無償化を求めました。当時の町長の答弁では、財源の使い道の順序を考えて、無償化についても忘れることなく頭の中に入れて、町財政の中でいつ取り組めるかということについて研究を重ねていきたい。このような答弁をされていました。

それにより、翌年の平成25年度予算で、給食費1人当たり月500円の補助が実現しました。26年度、27年度においても補助ができていました。しかし、28年4月の熊本地震で給食センターが被災し、給食が提供できなくなり補助が打ち切られました。その後、支援金などを活用して29年度は1人当たり月500円、30年度は月300円、31年度は月100円の補助を実施しましたが、地震から4年後に補助は困難と打ち切られました。子育て世代も復興に向けて、家庭でも大変な時期であったので、非常に残念な町の対応と思います。

私たちの共産党の地方議員団は、各自治体で食材は保護者負担を当然視する行政当局に、当国会議員団と連携し、国会で憲法第26条教育を受ける権利、教育の義務の2項では、義務教育はこれを無償とすると、こう定められていることから、義務教育無償化の原則を示して、学校給食は義務教育の一環であり、学校給食法は自治体の判断で全額補助が可能ではないかという政府をただしました。当時の岸田首相から、自治体が補助することを妨げるものではないとの答弁を引き出しています。

私は、このことから2020年度、令和4年12月議会で学校給食費の無償化を再度求めました。当時の教育長は、答弁でコロナ禍や円安の進行などによる物価高騰の影響が子育て世代の家計の負担を増大させている中、給食費を値上げすることなく給食を提供している。また、学校給食は義務教育の一環であるが、62年前の昭和39年の判例を持ち出し、学校給食法にのっとり食材費は保護者の負担と規定されていることを理由に、県内でも給食の無償化に取り組んでいる自治体があることは承知しているものの、無償化を求める声に背を向けていました。

全国の自治体で、人口の少ない自治体だけでなく、人口の多い自治体も無償化する動きが相次いでいます。財政に余裕のある自治体だけが無償化できているというのはおかしい。無償化できても質が低下してはおかしい話だと。国の責任で全国一律に無償化する必要がある。中学校になると、部活動や習い事など家庭の負担が増えることなどから、給食無償化は子育て支援として効果的だと。こう専門家の方は指摘をしています。全国の自治体での無償化の動きが進んでいく中、政府は今年度から小学校でも無償化に対する補助を開始しました。

益城町では、学校給食法による食材費の経費については、児童生徒の保護者が負担すると規定されていることを盾に無償化に背を向けていました。しかし、全国の例に倣い、小学校の無償化を4月から開始しました。この国の動きに合わせて、4月から中学校まで無償化にする自治体も広がっています。

町長は、中学校給食費を半額補助すると公約をしていますが、いつから補助を開始するのか。これも回答が、答弁がありましたが、また同じ答弁をよろしくお願いします。

今議会で学校給食食材購入費補助金として1,440万3,000円が補正として計上されています。これを財源の裏づけとしてよいのだろうか。半額でも補助が実現することは、より子育て支援を応援するためにも必須な公約であります。自主財源の中から思い切って全額補助を行い、中学校給食費無償化を目指してはどうかと、こう考えています。

先日、熊日新聞で県内の学校給食無償化の記事が掲載されていました。県内45市町村のうち、7割超の33市町村で食材調達費用が国の補助額では足りていないと、こう回答しています。小学校の食材調達費用は平均5,603円となっているようですけれども、益城町では5,200円となっておりまして、この5,200円は下位、下のほうに位置します。国は平均4,700円だったのを物価高騰などを考慮して5,200円に設定しています。町の食材費は国と同額となっております。7割の自治体が食材費は足りない、補助額が足りないと、こういうふうに回答をしています。自治体は不足分を自主財源でカバーしていたほか、国の別の補助金などを活用して財源を確保しているようでもあります。

町の小学校食材調達は、地産地消で生産農家の協力もあると聞いています。不足していないのかということでヒアリングのときに話をしましたが、大丈夫という回答がありましたので、質が低下してはおかしい話です。

私は町の財源は枯渇しているとは思っていません。教育福祉を充実させるためにも、中学校の無償化を実施している自治体に倣い、思い切って無償化を目指してはいかがでしょうか。質問です。

○議長（榮 正敏君） 信國教育長。

○教育長（信國満徳君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、中学校給食費の無償化を目指してはどうかについてお答えいたします。

小中学校の給食費につきましては、昨日の答弁の繰り返しになりますが、本年4月から小学校児童の給食につきましては、国、県の補助金を活用し無償化を実施しているところです。また、中学校生徒の給食費につきましては、実質の月額5,800円のところを物価高騰対策重点支援交付金を活用し、昨年同様に保護者負担を月額4,600円で現在は実施しているところでもあります。

今般の町長マニフェストに基づき、さらなる保護者負担の軽減のための予算を本定例会に提案しており、7月分から中学校生徒の給食費を実質の月額5,800円の半額、月額2,900円で実施してまいりたいと考えております。

なお、質の低下ということに関しましては、管理栄養士である学校栄養教諭2名が詳細に計算して栄養管理を行っております。また、児童生徒に喜んでもらえるような献立になるように献立

作成をしているところでございます。

給食食材の地産地消の取組につきましては、葉物野菜を中心に町内生産者の方々から積極的に食材を納めていただいております。日頃から感謝をいたしております。給食センターでは毎月1回、ふるさとくまさんデーと題して、その日の献立や食材と生産者の皆様を動画や紙面を使って子どもたちに紹介をしております。こうした取組が食育の推進にもつながりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

議員から御案内がありました中学校給食費の無償化につきましては、町の財政状況を踏まえますと、町単独での支援は非常に厳しく、今年と同様に国からの支援がないかと注視をしているところです。小学校の給食費無償化と同様に、国、県及び近隣自治体の動向も踏まえながら検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今答弁をいただきました。小学校の給食費は、4月から国、県の補助金を活用して無償化を実施している。中学校の給食費の半額補助は今議会で計上されている。7月分から実質月5,800円の半額、月2,900円で実施する予定である。完全無償化を目指すことは、国、県からの支援がなければ今の財政状況を踏まえると厳しいんだと。近隣自治体の動向を踏まえて検討はしていきたい、このような答弁でした。給食の質は落とさないと、こうお約束いただきました。ありがとうございます。

国は、義務教育は無償としながら給食費の無償化に背を向けていましたが、小学校無償化の実現でやればできる、これが明らかになりました。国を動かしたのは、自治体独自の無償化、軽減制度の全国的な広がりです。2年前に文科省が発表した小中学校とも無償化しているのは、全国で722自治体と、こういう報告がされています。今はもう少し増えているようであります。

これを受けて昨年の2月、当時の石破首相は、2026年度以降、できるだけ早期の制度化を表明をしています。無償化については、まずは小学校を令和8年度に実現したい。中学校への拡大もできる限り速やかに実現すると、こういうふうに述べています。

中学校の完全無償化を目指すことで、物価高騰による保護者の負担を軽減させる支援は大事です。栃木県では、重点支援地方交付金の推奨事業メニューを活用して、中学校までの無償化を実施しています。このことは子育て支援に有効な施策と考えています。中学校の無償化は、町独自の支援は厳しいが、国、県、近隣自治体の動向を踏まえ検討したいということでありましたので、前向きに取り組むことを求めて、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、質問3に移ります。

河川の氾濫対策と内水対策の取組について質問をします。

町長のマニフェストに、防災対策日本一、災害に強い町へとして、河川の氾濫対策と内水対策について、次のように掲げています。

頻発する豪雨による河川の氾濫対策と内水対策には、ソフト対策とともに施設整備などのハード対策が重要です。氾濫対策は、河川整備の迅速な推進、内水対策として、秋津川に排水ポンプを3か所設置し、さらにその能力を最大限に発揮するための維持掘削を進めますと、こうありま

す。この中で、ソフト対策とはどういう対策なのかと思いました。氾濫対策として河川整備の迅速な推進、秋津川の維持掘削を進めます、これはどういうことか、これについて具体的に伺いたいと思います。

地球温暖化などによって気候変動が極めて深刻で、山火事、集中豪雨などが発生しています。益城町においても、近年集中豪雨による河川の氾濫、内水氾濫、土砂崩れなどが頻発をしています。木山川、秋津川の氾濫防止対策としての河川整備をどのように進めていくのか。

昨年9月議会で、今後の災害防止対策としての答弁では、内水対策は大変重要な課題と認識をしている。さらなる対策として、雨水ポンプ場3か所が整備され、効果的に排水するため技術的対応による運転開始水位の低下などの検討、ポンプメーカーと連携して進める、地震により地盤沈下して流水能力が低下している箇所など、優先順位をつけながら整備を行っている。さらには、秋津川の河川工事が進めば効果的に雨水ポンプが排水できるようになるため、管理者である県に対し早急な工事の実施を求めている。浸水被害発生状況を注視し、さらなる対策を検討することで内水被害の軽減に努めていく。このような答弁を受けています。

今、秋津川では河川の雑草刈りや掘削工事が進められていますが、これで河川氾濫、内水氾濫対策は大丈夫と考えているのでしょうか。現状は掘削工事は浅い。河川には既にもう雑草が生い茂っています。集中豪雨で秋津川が度々増水すれば、再び土砂が蓄積していきます。このことで再び氾濫が起きるのではないかと危惧しているところであります。さらなる継続的な掘削工事、雑草刈りが必要ではないかと考えています。想定以上の集中豪雨で再び氾濫しないことを望むものであります。

地震から10年を経過する節目の今年は、地盤沈下している状態を勘案すれば、現状の堤防を、秋津川沿いに堤防を築いてますが、このかさ上げが必要ではないかと。内水被害地域の住民の方たちに対策の意見をよく聞いて、それを参考にしてさらなるインフラ整備を強化することを求めるものであります。

公共施設のインフラ復興はほぼ完了しているようにありますが、しかし町民の安心安全の心の復興はまだ道半ばではないでしょうか。氾濫などによる被害を解消するための整備をどう進めていくか、町の考えを問います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問の1点目、木山川、秋津川の氾濫防止対策につきましてお答えをします。

緑川水系に含まれる木山川及び秋津川につきましては、国、県におきまして中期的な整備内容を定めた緑川水系河川整備計画が平成25年度に策定され、これまで河川整備が進められてきました。その後、計画策定以降の河川を取り巻く社会状況の変化や今後の気候変動への適応などを踏まえ、緑川水系のさらなる治水安全度の向上を目指し、昨年1月に同計画が変更されたところです。今後、変更された緑川水系河川整備計画に基づき、治水、利水、環境のそれぞれの目標が達成されるよう、総合的な視点で河川整備が推進されると期待をしています。

そうした中、木山川、秋津川における氾濫防止対策につきましては、議員御指摘のとおり、河

川の流下能力を大幅に向上させるための河道掘削事業が現在国と県によって進められているところです。しかしながら、これで大丈夫と考えているかとの御質問につきましては、近年の異常気象による降雨量の増加は著しく、対策が完了したとしても想定を上回る豪雨が発生する可能性は常に考えておかねばなりません。

そこで、本町といたしましても、内水氾濫対策として今年度に雨水管理総合計画の見直しを予定しております。具体的には、本町の雨水処理施設整備の目標となる5年確率の降雨量1時間57ミリを熊本県を含む九州北西部の降雨量変化倍率であります1.1倍に引き上げ、1時間62.7ミリを計画降雨として新たに設定し、より一層の浸水被害軽減に向けた対策を講じてまいります。

また、ソフト対策としましては、大雨の際に溢水するおそれのある水路の水位情報を周知する取組の一環として、本町が設置しました水位情報を国土交通省が提供している川の防災情報ウェブサイトに掲載しておりますほか、大雨時の内水氾濫の浸水リスクを示した内水ハザードマップの公表を予定しております。あわせて、町内小学生児童の防災教室や町総合防災訓練の実施により、町民の防災意識向上を図るなどの対策を講じております。

このように、本町としましては浸水被害の軽減に努めますとともに、引き続き国、県と緊密に連携を図りながら、河川整備計画の進捗状況を注視し、流域全体の治水安全度の向上に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、秋津川の雑草の継続的な掘削工事の必要性につきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、河川の流下能力を確保するためには、河道内の堆積土砂や雑草の除去が不可欠であると認識をしております。特に、一度掘削を行った区間であっても時間の経過とともに雑草が生い茂り、流下の阻害要因となることは十分に承知しているところでございます。秋津川におきましては、度重なる洪水により上流から運ばれた土砂が堆積し、雑草も生い茂るなど、良好な水辺環境が保たれているとは言えない状況が続いております。

本町といたしましては、引き続き河川管理者である県に対し、河川巡視や維持管理を一層強化するよう働きかけるとともに、定期的に河川の状況を調査し、雑草の繁茂状況や堆積土砂の状況について、適切な対応を強く求めてまいります。また、本町といたしましても、近年頻発する豪雨による河川及び内水氾濫対策は喫緊の課題であると認識しておりますので、必要に応じて町独自の秋津川の維持掘削を進めてまいります。

今後も、秋津川の維持掘削をはじめとする治水対策に積極的に取り組み、県や関係機関と連携しながら地域の防災力向上を進めます。住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに全力を尽くしてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今具体的に答弁をいただきました。ソフト対策としては、町が設置した水位情報を国交省が提供している川の防災情報ウェブサイトに掲載し、降雨時の内水氾濫の浸水リスクを示した内水ハザードマップを公表するんだ。小学生児童の防災教室や町総合防災訓練を実施する。現在、緑川水系河川整備計画を、平成25年ですか、策定しているが、近年の気候変動

に適応するため計画を見直した。河川の流下能力向上のため河道掘削が進められていること。町は内水氾濫対策として、今年度に雨水管理総合計画の見直しを予定している。さらに、町として雨水処理施設整備の目標となる降雨量、1時間57ミリを1.1倍の62.7ミリに引き上げ、より浸水被害軽減に向けた対策を講じること。国や県と連携を図りながら整備の進捗状況を注視し、治水安全度の向上に努める。このような答弁と認識をしました。

木山川の氾濫で農地への被害、秋津川の増水氾濫による内水氾濫で住民が安心安全に生活するために、さらなる対策が求められます。先ほども言いましたように、まだ町民の心の復興は道半ばだと考えています。今後しっかり対策を進めることで、想定を超えた集中豪雨にも対応できる対策を講じて、必要に応じて町独自の秋津川の維持掘削を進めることや県や関係機関と連携しながら治水対策に積極的に取り組み、町民が安心して生活が送れるよう、防災力の向上に努めていくと、このような答弁がありましたので、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、質問第4、暮らしとにぎわいの取組として、県道や国道沿いに商業施設を誘致すると。県道高森線の4車線化沿線、グランメッセ木山線、国道443号線沿いにレストラン、カフェ、ファミレス、ファストフード店の誘致を進めるとあるが見通しはあるのか。これについて質問をします。

県道高森線の4車線化が完了しました。加えてグランメッセ木山線沿いに木山仮設団地跡地一帯の住宅と併設する商業の開発計画が検討されています。木山土地区画整理事業も2年後の令和9年度末には完了の見込みとなっています。

町長がマニフェストに、暮らしとにぎわいづくりに新たな商業施設の誘致を進め、生活の利便性をさらに豊かにするためのまちづくりを進展させると掲げています。開発するのによく引き合いに出されるのは、町の市街化区域が狭く、面積の90%以上が市街化調整区域に指定されており、開発に足かせがはめられているという問題であろうと思われます。町の人口も地震前に戻りつつあります。新しい団地も増設して、新しい町民の方も増加しているのではないのでしょうか。町内外の人から、益城町は人口の割には市街地に飲食店や人が集う場所、商店、カフェなどが少ないとよく聞かれます。

このような町の状況から、令和2年2月策定の地域まちなか活性化・魅力創出支援事業に関する調査業務報告書概要版があります。並びに、第6次益城町総合計画第2期基本計画、2022年から2026年に構想が掲載されています。

調査に寄せられた具体的な課題として、町内消費は町外消費より下回っている。日常の買物が町外に流出しているのではないか。新型コロナウイルス感染症や物価高騰などが町内商工業者の売上げなどに影響を与え、消費行動が冷え込んでいる。まちのにぎわいづくりに向けた計画として、特に木山地区、惣領地区の例が挙げられています。

惣領地区にマシキラリがあります。定着している店舗はありますが空き店舗もあります。このマシキラリについて、利用をしていない町民の方に聞きました。建物がキューブ状で違和感がある、友人と集まったり立ち寄りたい店ではない、こういう声でありました。

にぎわいとは、町なかを歩いている人が多く、人の姿が見える。町なかに若者、女性が生活を

している。中心市街地での人々の回遊行動が頻繁である。こういったものが挙げられています。

取組の要望として、飲食店、カフェ、喫茶店、飲み屋が増えること。買物ができる店舗、特に生鮮食料品、日用品が増える。こういった声が上がっているようです。

木山土地区画整理事業が完了すれば、横町線などが歩きたくなる町並みになるか。町内外から店舗が出店し、買物客が集うまちの商店街の形成が備わっていくか。県道4車線化や木山土地区画整理事業などで立ち退きによる事業の存続ができない。また、ほかの地区に移転せざるを得なくなった業者などがあります。にぎわいとして受皿になることができるか。空港・高速利用者、阿蘇方面や熊本方面の観光客が立ち寄れる町並みなどの整備が求められているのではないのでしょうか。

今、町は人口増加傾向にあるものの3万4,000人の町にしては店舗もばらばらで商店街としての姿が見えず、回遊行動が見られないのではないのでしょうか。今、木山仮設団地跡地一帯の開発、木山交差点付近や役場庁舎を中心とした拠点づくりの事業整備計画が進行しています。今は開発の基本的な方向性を示す計画の策定に着手している段階であろうと思います。

木山町のまちの商店街について、戦後間もない古地図、古い地図を見ると、県道沿いには間口の狭い奥行き長い区画に商店が建ち並び、古くから多くの人が行き交い、回遊行動もあったような地域であることがうかがい知れます。

県道4車線化で昔のイメージはなくなりました。新しい品物や娯楽を求めて人々が集う場所であり、いつもとちょっと違くと、雰囲気の中でちょっと違う飲食や買物を通じて楽しさを提供できる場、いろんな人がいろんな日を過ごす場所、お店同士が交流しチャレンジする場所、物産館の話もあります。町の多くの種類の農産物などが購入できて、町内外から立ち寄れる店舗づくりはどうだろうか。農産物を使った食事や飲料を提供できるカフェレストランなど、限られた敷地、店舗の中で実現できる施設。

町長は、県道沿い、国道沿い、木山グランメッセ沿いの開発に諸課題がある中、新しい店舗づくりの誘致を進める条件、秘策があるものと推察します。にぎわいづくりの見通しはあるのか伺います。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の四つ目の御質問、県道、国道沿線に商業施設を誘致する見通しにつきましてお答えをします。

本町では、企業誘致戦略を策定し、立地する企業や店舗などに対しまして、用地取得や設備投資、雇用促進に応じてサポートを行う企業立地奨励金をはじめとしましたインセンティブ制度を設けております。これにより、町民の皆様が町での暮らしに満足できる生活利便性の向上に向けた環境づくりに努めてまいりました。

なお、企業立地奨励金につきましては、他自治体では工場等を建設する製造業を対象とする傾向にございますが、しかし本町では生活利便性の向上に寄与するという観点から、製造業に加え小売業なども対象としており、全国的に見ても特色ある補助制度であると自負をしております。

これらの施策や働きかけにより、惣領地区に2階建てコンテナ複合施設BOX SQUAREマ

シキラリがオープンいたしました。また、広崎地区のスーパーセンタートライアルや宮園地区のドラッグストアコスモスもオープンしております。さらに、ミスターマックスが古閑地区にオープンを予定しているなど、商業施設の町内への立地が進んでいるところです。

県道28号熊本高森線など主要幹線道路沿線につきましては、商業的な利用が可能な土地が少ないという課題がございますが、熊本高森線沿線や都市計画道路などの街路網の整備に伴う民間の開発意欲の高まりを的確に把握した上で商業施設の誘致に努めたいと考えております。

また、国道443号沿線につきましては、県道36号熊本益城大津線、いわゆる第二空港線から熊本高森線寺迫交差点までの4車線化を県に要望をしております。この4車線化が実現した暁には、渋滞緩和と併せまして商業施設をはじめとした新たな産業の誘致が考えられます。

なお、木山仮設団地跡地周辺における住宅と商業施設の開発につきましても、現在役場を挙げて全力で取り組んでいるところであり、町内外の多くの方が気軽に来場し、買物や食事を楽しんでいただけるような施設の整備を計画しております。

本町としましては、町民の皆様の生活利便性向上に向けたカフェなどの飲食店の起業・創業支援をはじめ、既存の取組を継続してまいります。それとともに、繰り返しになりますが、民間の開発意欲の高まりを的確に把握した上で、飲食店等の商業店舗の誘致を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今答弁いただきました。企業誘致するための企業誘致戦略を策定し、用地取得や設備投資、雇用のサポートを行い、行動や意欲を促す勧奨などインセンティブ制度を設置する。他の自治体では例を見ないような取組も行っていると。マシキラリ、トライアル、安永地区にコスモス宮園店が新たにオープンしています。また、ミスターマックスもオープン予定だと。国道443号沿線は第二空港線から寺迫交差点まで4車線化を県に要望している。商業施設などの誘致も考えているんだと。木山仮設団地跡地周辺は住宅と商業の開発に取組を進めているんだ。町民の生活利便性に向けた既存の取組を継続し、民間の開発意欲の高まりを把握した上で、飲食店や商業店舗の誘致に努めると。おおむねこのような取組を進めていくと理解しました。

まちのにぎわいは、食料品や日用品など日常の買物は町内で消費できる、店舗がそろそろ、町なかには人々が回遊している、町外から人々が集うことが求められると思います。開発にはいろいろ足かせがありますが、町長や職員の皆さん方の努力が必要です。ぜひ頑張ってくださいと思います。この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） これで予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時34分

令和8年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和8年6月8日午前10時00分招集
2. 令和8年6月16日午前10時03分開議
3. 令和8年6月16日午前11時18分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決
日程第2 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について
日程第3 益福第714号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 益福第732号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第6 議員派遣の件
日程第7 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 松本昭一君	18番 榮正敏君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 濱田義之君
教育長 信國満徳君	政策審議監 納美由紀君
土木審議監 持田浩君	会計管理者 坂井浩章君
総務課長 荒木薫君	総務課審議員 寺本和寛君
危機管理課長 森川博君	企画財政課長 藤田智久君

税 務 課 長	山 口 拓 郎 君	住 民 課 長	田 上 恵 美 君
福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君	こども未来課長	吉 住 由 美 君
こども未来課審議員	川 原 さおり 君	健康保険課長	田 上 雅 史 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君	復興整備課長	吉 本 秀 一 君
下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君	水 道 課 長	豊 田 博 文 君
学校教育課長	内 村 康 成 君	生涯学習課長	中 村 康 広 君
生涯学習課審議員	内 田 博 也 君		

開議 午前10時03分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、常任委員会報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告。

西山洋一委員長。

○総務常任委員会委員長（西山洋一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

令和8年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第34号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第35号、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第36号、益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。議案第39号、字の区域の変更について。議案第40号、物品の購入について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和8年6月9日。

②審査状況。令和8年6月12日午前9時52分から、益城町議会総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月15日午前10時から、全委員出席の下、飯野町民グラウンド（砥川地内）及び馬水集会所（安永地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第33号ほか5件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第33号については、第2表債務負担行為補正の児童育成支援拠点事業業務委託について、拠点整備の費用を含むのかとの質疑があり、担当課長から、拠点については、受託事業者が準備するとの説明を受けた。

次に、第3表地方債補正について。今回の肉付けでの補正を含めても、昨年作成の中期財政見通しで示された今年度の起債総額には達していないが、今年度残りの期間も節約に努めるよう要望があった。

歳入では、21款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金9節平成28年熊本地震復興基金繰入金は、今回が最後の繰入れかとの質疑があり、担当課長から、本年12月で復興基金設置条例が失効するため、残り約1,300万円を、9月または12月定例会で予算化する予定であると説明を受けた。

歳出では、2款総務費1項一般管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金中、震災10年活動事業補助金について質疑があり、担当課審議員から、昨年9月の定例会での補正の予算成立を受けて事業化し、事業期間は本年12月まで、これまで23件の交付決定を行っており、補助金の相談もあっていることから、補正予算の検討を行う必要もあるとの説明を受けた。

同項2目財産管理費17節備品購入費中、庁用車購入費のリフトつきトラックについて質疑があり、担当課長から、リフト付トラックの金額は518万円を計上しており、購入から25年が経過したことによる更新で、主に各種行事やイベントの際に利用しているとの説明を受けた。

同項6目防災費12節委託料中、ハザードマップ改訂業務委託料の内容について質疑があり、担当課長から、防災ハザードマップのウェブ版に内水氾濫ハザードの追加を行うものであり、冊子版の改訂ではないとの説明を受けた。

同項7目諸費12節委託料中、防犯カメラ設置工事設計業務委託料について質疑があり、担当課長から、設置後7年経過する通学路設置の防犯カメラ50台を更新予定であり、機器の使用や落雷対策なども含めた更新工事の設計委託であるとの説明を受けた。

次に、10款教育費6項社会教育費3目文化会館運営費12節委託料中、長寿命化改修基本計画策定業務委託料について質疑があり、担当課長から、熊本地震被災から復旧はしたものの、平成2年の開館から36年が経過し、照明等にも劣化が見られるため、改修計画を立てるとの説明を受けた。

同項4目集会所運営費14節工事請負費中、馬水集会所改修工事費について質疑があり、担当課長から、築40年を超え、屋根、外壁、内装を改修し、レイアウトも変更し、展示室を設置するとの説明を受けた。

同項6目文化財保護対策費12節委託料及び16節公有財産購入費中、福田寺五輪塔の移設先について質疑があり、担当課長から五輪塔の由来などから、内寺の赤井川が見渡せる場所を候補地として考えているとの説明を受けた。

次に、10款教育費 7 項保健体育費 1 目保健体育総務費18節負担金補助及び交付金中、中学校部活動地域展開補助金に関連し、町地域クラブ活動運営主体で勤務する事務局長の募集について質疑があり、担当課審議員から、具体的な候補者がいるわけではないが、数件、問合せをいただいている状況であるとの説明を受けた。

同項 2 目体育施設費14節工事請負費について質疑があり、担当課審議員から、同校グラウンド防球ネット設置工事は、飯野町民グラウンド及び福田町民グラウンドのネット増設、町民グラウンドの整備工事費は、Aコート及びCコートの黒土の入替えを予定しているとの説明を受けた。

議案第34号については、課の数の変動について質疑があり、担当課長から、復興整備課を廃止し、財政課を新設するため、課の数に変動はないとの説明を受けた。また、まちづくり協議会等の担当課について質疑があり、担当課長から、総合政策課企画財政係が担当になるとの説明を受けた。また、町営住宅の担当課について質疑があり、担当課長から、町営住宅等の事務は財政課管財係が担当になるとの説明を受けた。

議案第40号については、参考資料の失格の記載について質疑があり、担当課長から、記載に決まりはないとの説明を受けた。

議案第35号、議案第36号及び議案第39号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

飯野町民グラウンド（砥川地内）では、担当課から飯野町民グラウンド防球ネットの設置方法について説明があり、委員から、利用状況、新しく設置するネットの詳細な仕様及び常設トイレの設置等について質疑があった。馬水集会所（安永地内）では、担当課から、改修の概要や設備、展示室の設置及び工事の詳細について説明があり、委員から、工事期間中の事業の実施方法及び管理人の有無について質疑があった。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和 8 年 6 月 16 日。総務常任委員会委員長、西山洋一。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上で報告終わります。

○議長（榮 正敏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。

福祉常任委員会報告書。発表いたします。

令和 8 年第 2 回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。

議案第33号、令和 8 年度益城町一般会計補正予算（第 1 号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第38号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和 8 年 6 月 9 日。

②審査状況。令和8年6月12日午前9時51分から、役場福祉常任委員会室において、全員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月15日午前10時から、全員出席の下、つどいの広場くるみの森（広安愛児園内）の視察及び第二空港保育園学童クラブ（第二空港保育園内）の視察を行った。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第33号ほか1件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第33号、議案第38号については、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第33号については、3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費18節負担金補助及び交付金に関し、補助対象者が決まった経緯について質疑があり、担当課長から、施設からの申請により予算化したとの説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費12節委託料に関し、児童育成支援拠点事業の対象児童家庭の把握方法について質疑があり、担当審議官から、利用対象者は養育環境に課題を抱えている家庭などで、学校をはじめ関係機関と連携し、包括的な支援を行いながら対象家庭への事業の利用促進を図っていき、申請につなげていきたいとの説明を受けた。

また、親子関係形成支援事業の内容については、子どもの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、相談や助言等、集団での学びなどの支援を有資格者が行う事業であるとの説明を受けた。

保育所AⅠマッチングシステム保守業務委託料のシステムについて質疑があり、担当課長から、保育所の入所調整作業に関し、AⅠを活用したものであり、これまで担当職員が110時間かけていた業務を15分で完了するとの説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費14節工事請負費に関し、放課後児童クラブ建設工事費について、広安西小学校では、建設工事を選択した理由及び整備規模に関し質疑があり、担当課長から、児童数の増加が予測されるため、建設する方向で進め、45名定員を2クラブ分整備するとの説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金に関し、放課後児童クラブ施設整備補助金の増額の経緯について質疑があり、担当課長から、国の基準額増額に伴うものであるとの説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費10節需用費に関し、修繕料の内容について質疑があり、担当課長から、全町立保育所の修繕に必要な費用であるとの説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費14節需用費に関し、第1保育所トイレ改修工事について、工事内容の質疑があり、担当課長から、令和7年度の工事の際に確認された屋外排水管のたわみなどの改修工事であるとの説明を受けた。

議案第38号については、益城町における特定特別永住者証明書の所有人数について質疑があり、担当課長から、特定特別永住者証明書の運用開始は6月14日からのため、所有人数は現在はいな

いが、対象者は4名との説明を受けた。

③視察の結果と意見。

つどいの広場くるみの森（愛児園内）については、施設及び敷地内の視察を行い、担当者から、本施設は、おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者が自由に集い、交流し、子育てに関する情報交換や相談を行うことを目的とした施設で、令和8年4月に開所し、既に多くの親子連れに御利用いただいているとの説明を受けた。また、利用料や財源等について質疑があり、担当者から、利用料は無料で、財源は国、県、町で3分の1ずつ負担しているとの説明を受けた。

利用状況は、施設内のランチルームで持参したお弁当を食べることができ、好評を得ていることや、利用者間の交流も図られており、広大な敷地内でカブトムシなどの虫取りを行えたり、就園児や育児休業中の家庭も利用できるとの説明を受けた。

第二空港保育園学童クラブ（安永地内）については、施設の視察を行い、担当者から、本施設は認可保育施設を活用した放課後児童クラブであること、全校区の児童の利用が可能であり、現在、広安小学校、広安西小学校、益城中央小学校の児童の利用があること、広安小学校、広安西小学校へは園所有の車両でのお迎えを実施していることや、在園児との交流も日常的に行われており、土曜日や長期休暇中には、園内で調理した給食を提供し、保護者からも好評を得ていること等の説明を受けた。

利用状況については、在園児や在園児のきょうだい児の利用があり、今後、車両運用の余裕が出てくれば、益城中央小学校までのお迎えも検討している。月額利用料は7,000円で、長期休暇中の給食は1食当たり400円であること、現在常勤のスタッフが3人であり、保育園職員が応援に入るなど柔軟に対応しているとの説明を受けた。

また、今後整備する予定の広安西小学校区の放課後児童クラブの影響等について質疑があり、担当者から、広安西小学校区は高学年の児童の利用を断っている状況で、過剰供給にはならないとの説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和8年6月16日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、榮正敏殿。

○議長（榮 正敏君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

富田徳弘委員長。

○建設経済常任委員会委員長（富田徳弘君） おはようございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和8年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。

議案第33号、令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第37号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第41号、工事

請負契約の変更について。議案第42号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和8年6月9日。

②審査状況。令和8年6月12日午前10時から、益城町議会建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月15日午前10時から、全員出席の下、益城インター北産業団地（惣領地内）、益城東西線1工区及び第二南北線（馬水地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第33号ほか3件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決した。

審査の主な内容。

議案第33号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、強い農業づくり総合経営支援交付金の2分の1の補助の内訳について質疑があり、担当課長から、熊本県が2分の1を補助し、残りの2分の1が申請者負担であるとの説明を受けた。併せて農家への周知方法について質疑があり、担当課長から、農協などを通じての周知や認定農業者への直接周知を行っているとの説明を受けた。また、担い手確保経営強化支援事業補助金の国の3分の1補助の内訳についても質疑があり、担当課長から、国が3分の1を補助し、残りは申請者負担であるとの説明を受けた。

また、6款農林水産業費1項農業費5目農地費12節委託料、農業用施設等支障物除去業務委託料の内容について質疑があり、担当課長から、水路内に生えている樹木の除去や農道内の樹木除去が対象になるとの説明を受けた。

また、6款農林水産業費1項農業費5目農地費22節償還金利子及び割引料、多目的機能支払い交付金返還金の内容について質疑があり、担当課長から、現況で畑であるところを、交付金単価が高額な田で算定してあるため返還金が生じており、複数年に分けて返還予定であるとの説明を受けた。

また、7款商工費1項商工費3目観光費17節備品購入費、ミナテラスにおけるサンジ像防犯カメラの設置箇所について質疑があり、担当課長から、落雷被害防止のため、ミナテラスの軒下壁面に設置する予定であるとの説明を受けた。併せて、サンジ像の移転の予定があるのか質疑があり、担当課長から、役場と復興まちづくりセンターの間の敷地内に置くことなども検討しているが、企業名や商店名などが映り込まないようにする必要があることを踏まえ、検討すべきとの説明を受けた。

また、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費12節委託料、道路舗装個別施設計画策定業務委託料について、舗装施設を調査し、その結果を町のGISに載せるのかと質疑があり、担当課長から、既にモービルマッピングシステムより路面のひび割れ等のデータを取っており、そのデータを補修計画に活用し、GISに掲載するとの説明を受けた。

また、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費16節公有財産購入費、国道443号とテクノ工業団地1号線交差点の隅切り部分の土地購入について質疑があり、担当課長から、熊本市により、戸島から国道443号までの道路改良計画を進めており、益城町の行政区域の用地を購入するものと説明を受けた。

また、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費13節使用料及び賃借料、借地料の月額について質疑があり、担当課長から、月額7万7,205円、9か月分の借地料を計上しているとの説明を受けた。

また、8款土木費4項都市計画費5目公園費14節工事請負費、木山城址公園駐車場拡張整備工事費において、駐車場拡張の整備内容について質疑があり、担当課長から、当該事業用地として、公園東側の農地750平方メートルを昨年度取得しており、今年度、当公園に隣接した旧水道施設と一体的に整備を行い、約27台分の駐車スペースを整備する予定との説明を受けた。

また、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費12節委託料、住宅管理費公営住宅費の追加計上について質疑があり、担当課長から、町営住宅の空室入居については、6月と11月に定期募集を行っているが、人件費等の高騰の影響により、11月入居募集を行うために必要な空室のクリーニング費用が不足するため、補正予算を充当し、入居希望の多い災害公営住宅の入居募集に向けた対応を行いたいとの説明を受けた。

議案第37号の益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、町営住宅入居者の住所変更について質疑があり、担当課長から、所在地、住所については、益城台地西土地地区画整理事業の換地処分により、住民票等の役場内情報は自動的に変更・更新されているが、マイナンバーカードや免許証等の住所表記の変更については、各自で手続きを行っていただく必要があるため、手続きに必要な内容等を一覧で説明した冊子を作成し、全戸に配付を行うとともに、役場住民課窓口で住所変更の証明書を無料で交付するなどの対応を行っているとの説明を受けた。

議案第41号の工事請負契約の変更については、今回の工事以外にも落石工事が残っているのか、また、アンカーの種類の変更理由について質疑があり、担当課長から、3期工事が残っており、今年の12月24日までに全ての落石対策工事が完了する、また、前回同様に現場条件が厳しいことから、設計時と工事着手時は若干の誤差が生じることから、アンカーの種類の変更により工事請負契約が変更となり、現在、施行している3期工事でも同様の変更が発生する可能性があるとの説明を受けた。また、1期工事と2期工事でのアンカーの単価の相違について質疑があり、担当課長から、各工事の発注時期の単価を使用しているため、1期工事より単価が上がっているとの説明があった。また、竣工検査及び今後、工事請負契約について質疑があり、担当課長から、今後2期工事の請負契約の変更はないとの説明を受けた。

議案第42号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した益城インター北産業団地については、現地において、担当課から事業の進捗状況について説明があり、委員から、杭の長さについて質疑があり、担当課から、7メートル付近で礫層があると説明を受けた。また、委員から、雨が降らないときの調整池の利用はあるのかと質疑が

あり、担当課から、ほかに利用する予定はないとの説明を受けた。

次に、益城東西線1工区、第二南北線については、現地において、担当課から、工事概要及び進捗状況について説明があり、委員から、ラウンドアバウトの工事はいつから始まるのかについて質疑があり、担当課から、用地取得ができていない箇所があるため、用地取得後、工事発注を行う予定であるとの説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和8年6月16日。建設経済常任委員長、富田徳弘。益城町議会議長、榮正敏殿。

○議長（榮 正敏君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。建設経済常任委員長に1点だけ質問したいと思います。

先ほど、使用料賃借料で、賃借料月額7万7,205円という答えでしたが、役場前の駐車場のことだと思いますが、9か月分の借地料になっておりましたという報告でしたが、250万円ほどかけて舗装するようになっておりますので、来年度以降の契約はどのようになっているんですか。その辺を、あったら教えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 建設経済委員長。

○建設経済常任委員会委員長（富田徳弘君） 6番下田議員から駐車場舗装後の契約について質問がありましたが、借地料の月額についての質問だけでありまして、ほかの質問はありませんでした。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」に対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第33号に対する討論を終わります。

次に、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第34号から議案第38号までに対する討論

を終わります。

次に、議案第39号「字の区域の変更について」から、議案第42号「町道の路線認定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第39号から議案第42号までに対する討論を終わります。

これより、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」について採決します。
採決は電子採決によって行います。

まず、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第33号「令和8年度益城町一般会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第34号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「字の区域の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第39号「字の区域の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「物品の購入について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを

押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第40号「物品の購入について」、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

次に、議案第42号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第42号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時03分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について

○議長（榮 正敏君） 日程第2、議案第43号「農業委員会委員の任命同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

議案第43号、農業委員会委員の任命同意について、御説明を申し上げます。

本議案は、現在の農業委員の任期が7月19日で終了をすることに伴い、新たな農業委員を任命するもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員候補者につきましては、農業委員会等に関する法律第9条及び益城町農業委員

会の委員の推薦及び募集に関する要綱に基づき、委員候補者の募集を行い、定員14名に対して、同数の14名の申込みがありました。

5月25日に、益城町農業委員会の委員候補者選考委員会を開催し、各候補者の適格性について厳正に審議いただき、同日14名の委員候補者を選定いただいたところです。町としましては、14名の候補者は、農業委員会委員として適任であると判断し、今回提案させていただくものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第43号「農業委員会委員の任命同意について」の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、議案第43号「農業委員会委員の任命同意について」、反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第43号「農業委員会委員の任命同意について」は、14名を列記した農業委員会委員候補を一括して採択したいと思います。

これに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

これより、議案第43号「農業委員会委員の任命同意について」を採決します。この採決は電子採決によって行います。

議案第43号について、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第43号「農業委員会委員の任命同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 益福第714号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（榮 正敏君） 日程第3、益福第714号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づく町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第714号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法により、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報を収集し、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、前任者の辞任に伴い、田中久美子さんを新任として提案するものです。経歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認をください。保育教育現場での豊富な御経験やNP法人やボランティアを通じて地域との連携を深めるなど、多くの支援活動を行われてきた実績があり、人権擁護委員として適任だと考えております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 益福第714号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

益福第714号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、この諮問の通り適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第4 益福第732号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（榮 正敏君） 日程第4、益福第732号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づく町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第732号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、先ほど申し上げましたとおり、人権擁護委員法により、自由人権思想に関す

る啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報を収集し、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、前任者の任期満了に伴い、久米野郁子さんを新任として提案するものです。経歴につきましては履歴書を添付しておりますので、御確認をお願いします。過去に熊本市で民生委員児童委員を4年間経験されており、熊本地震後は、被災者や一人暮らしの高齢者を対象にしたサークルを設立するなど、地域コミュニティの再建や支援に尽力されていることから、人権擁護委員として適任だと考えております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 益福第732号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） これで討論を終わります。

お諮りします。

益福第732号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（榮 正敏君） 次に、日程第5、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、益城町長、西村博則君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました益城町長、西村博則君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員と定めることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました益城町長、西村博則君が当選人と決定しました。

ただいま当選されました西村町長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

西村町長、承諾の意思表示をお願いします。

○町長（西村博則君） 承諾いたします。頑張ります。

○議長（榮 正敏君） これで、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

日程第6 議員派遣の件

○議長（榮 正敏君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第7 閉会中の継続調査の件

○議長（榮 正敏君） 日程第7、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。6月8日から本日まで、9日間にわたりまして御協力をいただきありがとうございました。

これで、令和8年第2回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員